

シ、三十六町ヲ一里トスルヲ坂東道ト云ヒ、或ハ三十六町ヲ一里トスルハ古ヘナキコトニテ織田信長ノ創メテ制セラレシナド云フコト皆訛リナリ、古ヨリ大里小里ト云アルナリ云々、と、これは至言である。三十六町は田籍に關係したるもの、實に古い高麗法によるもので、夙に上方に行はれたものとみえる。故にここに六町一里が上方道であるといふのは正しい。坂東の六町は上方では夙にさうした習慣を離れて、三十六町の大里を一里として通用してゐる時節になつても、猶古い習慣が坂東には残つてゐて坂東は六町といふやうになつたのであらう。

もしそれ『安齋隨筆』の三十九町の一里、四十八町の一里に至つては公定の五町一里と、古い六町一里とのコンビネーションによつてのみ解釋せらるるのであつて、地方的に又は時代によつていろいろの差が生じたのである。これは統一した王政の威力がおとろへた結果、農民の何時とはなしに覺えた地割の一里(實はそれが令前の一里)から勝手につくつた結果で坂東、仙臺、伊勢路、丹波路いろくくと長さが變はつてゐたのであつた。

そこで愈全國的に押つめて、之を三十六町に統一するといふことは、やはり支那で始皇の統一時代と同様な、確乎たる中央政府が出来たのちのことになつて當然である。故に我國での三十六町一里は誠に最近世の法定であつたのである。

即明治二年十一月になつて新に令が出てからのことである。『驛遞志稿考證』に曰く、是月府藩縣ニ令ス、從來諸道行程ノ制同シカラサルヲ以テ其人馬ノ勞逸ヲ異ニス、今朱印地及種々ノ除地ヲ舉ゲテ悉ク之ヲ道程中ニ編入シ、且舊來一里五十町等ノ慣例アル者モ、亦皆三十六町一里ヲ以テ測量シ、來十二月中旬ヲ限り之ヲ民部省ニ報スヘシ

とある。この文によると當時五十町一里の分布が誠に廣かつたことが出来る。令制の五町一里の十倍の長さが一方に根強よい習慣となつてゐると同時に、田里に關係しての六町又は三十六町一里といふものがこれ又古く並用されたために、地方的に混亂が生じてゐたのである。伊勢路四十八町といふものの如きも、六町一里の八倍である、古い五十町一里との調和をかうした數の上に見出さんとした努力の跡ではなかつたかと思ふ。

## 第五 朝鮮の里程

轉じて朝鮮の里程の制度をのべんに、李朝になつて、この里數が各地餘程正確に測定されたもので『輿地勝覽』には各地の四至八到が悉く出てゐる。さうしてその里に誤りの少ないことは、中村新太郎教授が、彼所の地質調査所に奉職された時の經驗から斷言される所で、いかにも感心すると話された



事である、餘程これは正しい里數になつてゐるが、しからばその標準は何かといへば、云ふ迄もなく支那の制度である。『大典會通』には

外市ノ道路ハ每十里に小塚ヲ立テ、三十里ニ大塚ヲ立テテ驛ヲ置ク、八道ノ路程ハ皇朝ノ例ニ依リ周尺ヲ用ヒ六尺ヲ一步ト爲シ、三百六十歩ヲ一里トナシ、三十里ヲ一息トナス。

とあつて、其基く所は古い秦漢時の制度である。蓋し李朝の制度は唐尺でなく周尺に従つたので、つと古い高麗尺、高麗法の面影を失つてしまつたのである。この周尺は我曲六寸六分であることは前篇既述の通りである。たゞし『増補文獻備考』卷九十一を見ると、

測量尺十釐爲分、十分爲一周尺、六寸六尺爲一步、十尺爲一周、一百尺爲一鏈、二千一百尺爲一里、即三百五十歩。三十里爲一息、秦西米突則一米突準我五尺。

とあつて、前記の三百六十歩と違つてゐるが、これは明治三十四年(光武六年)平式院を設けて度量衡を改正した結果で、其以前の一里は古い六尺の三百六十歩であつたのである。新法によると二千一百尺、三百五十歩が一里であつて其五尺が一米であるから、

$$2100 \div 5 = 420.$$

四百二十米が一里に相當するけれども、古い法は猶十歩だけのびねばならぬ。

今李朝の周尺を我曲尺の六寸六分として計算すれば、

$$0.303 \times 0.66 \times 6 \times 360 = 431.9568.$$

之は四町を一里とする長さ、四百三十六米三三に近い。これ蓋し、古代の支那の一里の長さを寫してゐるのであつて、*shang*に四百三十六米内外の一里、即周尺八寸の百八十丈もしくは唐の五尺三百歩から計算した數に、あまり大差がないことが當然であると見られる。或は之は六尺の三百六十歩であるから支那の古法六尺の三百歩に比し、どうも新らしいと見られるのである、けれども朝鮮は曲八寸の周尺よりもつと短い尺を用ひた故に、かやうの歩數になつたのである。思ふに三百歩一里は支那の古制であるとしても、或は古制三百六十歩の一里が地方的に無かつたとは斷言しかねる。特に田畝の法には長短種々の制があつた故に、あながちに六尺三百六十歩が新しいとはいへぬ。我國でも大化の改新には三百六十歩といふ面積を以て一段にしたことがある位であるから、この三百六十といふ數は古い制度であるとしてよいらしい。

とにかくかうした計算によつて李朝では四百三十米前後の一里の長さがあつたことがわかる。これ實に支那の古い制度に従つたものである。三十里一息といふ句も面白い、これが三十里毎に宿驛を設けた古制の面影であることは言を俟たぬ所である。



〔附記〕 以上李朝の一里、即日韓併合以前の一里は、四百三十二米内外で、支那の古法に近いもの、我國の四町一里、それは中頃我國の伊勢路三十九町といつたもの、十分に類似の長さであるが、李朝の統一以前を考へると朝鮮の一里は必しもこの四町一里と定まつてはゐなかつたのであつて、後篇地割論に於て詳論する通り、箕田は五町の一里を單位とし、慶州の城壁は六町の一邊をもつ方一里の城である。半島内に現存する多くの州郡の中には今猶石で築いた方城があつて、或は方一里、或は方二里などの邑城になつてゐる。この際その城壁の一邊が四町であり、五町であり、六町であるといふ三種の城があることによつて、この國の一里は最古漢代に高麗法を傳へて六町一里、中頃唐制に従つて五町一里、最後に李朝の四町一里が出来たことを想像せしむる。但し詳細は本書を通讀されることによつて容易に理會されるであらうことを附言する。

例を英國にとるのもあまり度々で鼻につくかもしれないが、英語にはマイルといふ語の外に League といふ道里の長さがある、佛國のリユである、これも長さは各國で異なつてゐるが、英國では三哩がこの一リーグにあたることになつてゐる(我國四十四町十五間三尺餘)、所によつては五十町に近い所もある。昔の宿驛から宿驛へ行く間で淋しい途でもそれが一リーグ位にあたる所ならば、必ず休息の店 Stage inn があるといふことである。十里にして廬あり宿ある形を、やはり英國の片田舎に於ても、發見し得らるゝであらう。

## 第六 里の標準と其延長する理由

さて上來述ぶる所によつて公稱里數といふものは容易にかはらぬものであることを學んだのであるが、しかし實際は人爲的によく動くものだといふことも同時に是認し得られること、思ふ、英國のマイルといふ長さも愛蘭と蘇格蘭と英格蘭と各差がある。小さい一島國の中でも政治區畫もしくは人文地理區の變化で、其起原はたとへ同じ羅馬の里法であつたとしても著地人跡の結果、所によつて變ることとは既述した通りであつた。支那の方でも同様で、『蒙古踏破記』の著者も其の一定しない現状をのべたことである。單に里のみでない、尺の如きも非常によく動いて、八類からの尺が出来たことである。里の基礎をなす歩についても自から同様の變化あるを免がれぬ。ことに歩といふ言語は長さを限る度でなく、地積に關係するものであつて、時には其一邊の長さのみを表現すると同時にその長さの平方の面積を語るものであつた。従つて時と處によつて甚しく變化するものである。さうした實際は前編歩弓の長短各種が支那に現存することを論じた場合に述べた通りである。しかしこの篇で既に一度の長さを論じ、里程公稱の古代から甚しく變化しなかつたことを述べた以上は猶一步を進めて、歩とい



ふもの、公稱的の距離も亦古來あまり變化しないことを述べて置く必要があると思ふ。

支那でいふ一步とは一舉足でない。即ヒトアシでなくフタアシであることは、漢の孔鮒の語に、

跬一舉足也 倍跬謂之步

とあるので證される。而して其長さがいくらあるかといふことになる、時代によつて表現の言語を異にし、或は八尺、或は六尺、或は五尺といふ風に記されて、上代程數が多くなつてゐる。例令ば『禮記王制』に

古者以周尺八尺爲步。今以周尺六尺四寸爲步。

とあるが如きその好例である。

但しこの長さは前漢の學者の説であつて、周代果して八尺であつたか否やは不明であること前編既述の如くである。故に『禮記正義』を見ると唐の孔穎達はこの王制の周尺について。

故鄭云六國時多變亂法度、經文錯亂、不可用也

と斷言した。そこで我狩谷板齋の如きは此説は據るべからずとさへ極論してゐる。(度量權衡考)

しかし予の尺度考にのべた通り、周に定尺が無かつたとしても、曲六寸四分の周の古尺が全然無かつたとはいへない。百工手バカリを用ひて、一尺を定めてゐたとすれば、その手バカリで一歩いくら

と云ふことが出来る。故に予はこの王制の周尺八尺といふのを、漢代學者の見た曲六寸餘の古尺で計算した所の八尺だと見るのである。

さうすると、六寸の八尺で一步は四尺八寸、六寸四分とすれば一步五尺一寸二分、古い所では四尺八寸乃至五尺一寸といったものを一步としたとみてよい。

秦の制、以六尺爲一步といふことは、始皇の二十六年に定まつたのである。この時の尺は、後の所謂周尺である。すると一步は曲四尺八寸内外といふことになつて前の例と違はぬことになる。

『史記』のこの所の註に、譙周曰

歩以人足爲數 非獨秦制然也

とあるのは正解である。『國語』に、「單穆公曰、目之察度也、不過步武尺寸之間」といふ句がある。これは普通に、「一步半歩、謂距離近也」と解されてゐる。古く歩といふ單位名があつた證である。『荀子』にも、「立視前六尺」といふ文句があるところを見ると、秦以前に既に六尺一步の習慣も出来てゐたと見てよいらしい。其後秦漢を通じて一步は六尺であつて、曲四尺八寸といふ長さであつた。

然るに唐代まで下ると、尺の上いろいろ變動があつたので、尺が少しく變化したと同時に歩が五尺となるのである。こゝに於て歩長に一變化が生ずる。



『唐制六典』戸部に、

凡天下之田、五尺爲步、二百四十步爲畝、以三百步爲里

とある。かのマイルが Agricultural system に關係をもつてゐるやうに、支那でも里といふ語は古くからさうした關係があることは、この六典の文によつて、愈明かになつたといつてよい。

さて同書工部の註を見ると

今、京城隋文帝開皇二年月詔左僕射高穎所置、至三年三月、移入新都焉、名曰大興城。東西十八里一百十五步、南北十五里一百七十五步、

とある。これは恐らく唐制ではかつたもので、五尺の歩である筈であるのに、『隋書地理志』を見ると同じく都城に關し、

開皇三年置雍州城。東西十八里一百十五步。南北十五里一百七十五步

とあり隋唐全く同じい。してみると隋唐共に歩の長さに變化がない。隋も五尺爲歩であつたのであらうか。

物徂徠の『度考』には、

按隋書、從前相承六尺爲步、三百步爲里古制也。至唐始用大尺、而田里之步與古懸絕、蓋以大尺之

五尺、當玉尺(八寸の周尺)之六尺、故唐制五尺爲步、三百步爲里、則六典舊唐書與隋書全同。と論じたのであるが、狩谷核齋は、

思フニ步ハ古ヨリ六尺ナリシニ開皇ノ時古尺ノ一尺二寸ヲ官尺トシタレバ、古ノ六尺ヲ官尺ニテ度ル時ハ五尺ナル故ニ步ノ大サハ舊ニ依リタレドモ六尺ヲ步トスルヲ改メテ五尺トセシナラン。

と述べて、隋開皇から既に五尺が歩であつたと述べてゐる。これは前にも述べた通り、この種の法令の出るのはそれより早く行はれて天下に通用した後のことであるから、唐に至つて始めて大尺を用ひたとする物茂卿の説よりも、狩谷氏の方が正しい。狩谷氏は『隋書律歷志』に、後周鐵尺(曲八寸)の條に開皇の初之によつて樂律を調べたと記し、其最後に「使用此鐵尺律、以一尺二寸卽爲市尺」とある記事から、隋の開皇官尺はこの市尺であるとした。従つて曲尺と同じい卽唐大尺を既に隋が用ひてゐたのである。が、さてこそ、都城の大きさも隋唐同様であるとしたのである。これは狩谷氏の説く通りであらう。蓋し大尺は北方では隋よりも早く用ひられてゐたのである。そこで隋唐以後五尺を一步と定めたのであるが、古い四尺八寸の一步に比して今度は二寸程歩がのびてきたのである、しかし大體から見れば一步は四尺八寸乃至五尺といふことで、先秦以來かはらないのである。其後明清を通じても、五尺爲歩である。従つて尺に多少の訛長ありと雖も、歩の廣さは古今異ることなしとみてよいのであ



る。

但しかういつたのは文献に現はれた歩の長さのことである、田の大き即地積を定むる所の歩といふものになると、それはもう人身の歩幅といつた風のものでなく、歩弓といふものになつて、いろいろの長さになる。この場合自から尺の長さの變移に追従するから、同じ一步にエライ違ひが起りうる。所がこゝに支那は、尙古の國で形式を重んずる國である、最初は六尺三百歩であつた、隋唐の初めはこれを五尺三百歩としたけれども、一寸落付きがわるい、何となれば六尺三百歩、即百八十丈の一里が今度は五尺三百歩百五十丈の一里となる。これはどうも不都合であると考へて、いつのまにか五尺ならば三百六十歩をとることになつたといふ一つの考へ方がある。この事を物徂徠が論じた所によると後人尺度を考覈せず、妄りに謂へらく六尺歩を爲すと則ち三百歩里と爲る。五尺歩を爲せば則ち三百六十歩里たるべしと。此れ蓋し其俗説に起るもの也宋に至りて傳へて天下の通法と爲す、而して後世皆之に因ると。

果して然らば宋以後になると五尺の一步で三百六十歩となるから、同じ一里でも長さに差があることになる。故に漢唐を通じての一里は古と變はらぬが、宋以後の一里は法制上變化する筈である。しかし實際はさうでなくて、現在の支那では、前に吉田中將のいはれた通り、日本の五町一里もあ

れば四町一里もある、尤も短い所では日本の一里を支那の十里にとる所がある、即三町六の一里である。但しこれも四捨五入して四町一里の部に入るとすれば、大體に支那に二種の里が昔ながらにあるのである。さてこの四町一里といふのは秦制六尺三百歩の一里實長四百三十六米三二及び隋唐の制五尺三百歩、實長四百五十四米五と、同じ部類に屬するもので、所謂漢唐を通じての平均四百四十五米内外の一里に該當する。朝鮮李朝の古い一里も大體はこの四丁一里の標準に従つてゐるのである。そこで二百五十倍すれば一一二籽五となるから、聖祖の概算所謂赤道周一度に近くなる。しかしもしこの際五尺の三百六十歩を取つて一里とし、その尺が唐大尺即我國の曲尺であるとする、里長はこゝに全く古と懸絶せねばならぬ。

$$0.303 \times 5 \times 360 = 545.400$$

五百四十五米四、約五町の一里になるから、百米近くも長い里になる。もしこれを二百五十倍もするならば百三十四籽三五となつて、とても赤道周一度には適合しない、況んや支那の中央部にもつてきて東西一度の狭い幅に合致するものでない。故に聖祖はこの五尺三百六十歩の方を今尺とし、一度二百里と説いたのであるが、これとて必しも聖祖になつて始めて出來た一里であるとは信じられぬ。

何となれば同じく五尺であるとしても、山東には唐時曲一尺二寸の大尺があつた筈であり、我國に



傳來して高麗尺となつたのであるから、その尺を以て計算すれば、前節に記した通り、曲六尺の三百歩と同じくなる。實長五百四十五米四、即日本の五町一里が発生する。今之を表示すれば、

秦制六尺三百歩……即 四三六、三二<sup>\*</sup>  
唐制五尺三百歩……即 四五四、五<sup>\*</sup> 四町一里  
高麗尺五尺三百歩……即 五四五、四 五町一里  
といふ二通りの長さが出るからである。してみると、

宋制五尺三百六十歩五百四十五米四といふのは、なにも徂徠の云ふ通り、俗説に起り宋に至つて天下の通法になつたのではなくて、古く支那に於て發生してゐたものである。唐代には或は地方的のもので、山東から遼東もしくは日本丈けに通じたものであるが、宋以後はそれが中央に傳播したので、自から天下の通法になつたとみてよいのであらう。この點予の考證は徂徠の考と一致しないのである。しかし前章述ぶる通り、明史記す所によれば、利瑪竇及其以後の耶蘇教士の計算によると、一度は二百五十里であつて、唐宋元明を通じて、猶古い四町一里が、弘通してゐたのである。換言すれば秦制以來の里長に變化がないのである。而かも猶今日支那を旅行すると、或所では四町一里もあり、五町一里もある。

長短の關係果して如何なる基礎によつて如斯きを得るやと尋ねて見る必要はなからうか。尺を考へる時之を表にして類別したと同じ方法に従つて、こゝで一應既述した各種の一里の長さを表示して讀者の研究を煩はしてみたい。

類	種	別	一里の長
第一類	日本の一里を十里とみる場合 朝鮮光武六年の一里 李朝六尺三百六十歩の一里（一尺は曲六寸六分） 日本四町の一里 秦制六尺三百歩 唐制五尺三百歩 王制八尺三百歩（一尺は曲六寸四分）		三九二、七〇 <sup>*</sup> 四二〇、〇〇 四三二、〇〇 四三六、三二 四三六、三二 四三四、五〇 四六四、五〇
第二類	日本令制、高麗尺五尺三百歩 <small>（高麗尺ハ一尺ニ寸）</small> 同五町一里、 <small>（曲尺百八十丈）</small> 宋制五尺三百六十歩の一里 康熙五十年敕定五尺三百六十歩の一里 清制營造尺五尺三百六十歩の一里		五四五、四〇 五四五、四〇 五四五、四〇 五五六、二〇 五七六、〇〇



## 第三類

日本六町の一里(曲六尺三百六十歩)  
高麗尺六尺三百歩の一里

六五四、四八  
六五四、四八

まづ大體はかういふ風に、四町、五町、六町といふ三類の一里があつて、しかもその各類の中に長短各種の別があるから、東洋での一里といふものは、四百米から六百米までの間に入出入するものといつて大過がない。従つて Grenard の四百二十米説、Hermann の四百米説のごとき計數が出てきても一向差支がないのみでなく、さうした數字が邊境に於ても出てくるといふことによつて、古代に於ける支那文化の同化光被の力のいかに強かつたかといふことを證據立てるのである。

しかし邊境に至れば至る程、若干歪みの度が強いといふことを考へると、トルキスタンや西域地方の里の距離から立論し、漢代の里長を定めることは妥當でないといふことが、この表を一見することによつても首肯されると信ずる。さうしてかやうに變化する原因は、尺の長短の變化にも伴へば、同時に、それが三百歩一里であるか、三百六十歩の一里であるかといふ變化に伴ふことが明である。

類別の表が教ふる通り、東洋に三類の里がある。尺の場合には延長に延長を重ねて八類にもなつたが、里の方はかやうにまづ三類に限られてゐることによつて、歩の里の容易に動かぬことを學び得る

と同時に、この三類の里の間にも、やはり尺の延びが二寸づゝ延びたといふのと同様の延びがあることを理會し得られると思ふ。

何となれば第一類の標準は六尺三百歩であつた、周尺八寸が其基礎であるによつて、尺が二寸のびて歩は五尺となつても、やはり三百歩の範圍を出でない。

けれども之が第二類に移る際には五尺三百六十歩である。我國では令制の尺は更らに二寸ものびてゐるのであるが、宋制では同じ尺で三百六十歩である。即ち尺に二寸の延びは、歩では三百歩に對する六十歩である。第一類の秦漢の古尺ではかつた一里は、李朝の朝鮮で近似數を得たけれ共、唐の制ではやや訛長したらしい。それが宋以後になるとその二割増が天下に通じたといふことになる。而して宋制と同様の長さが、日本の令制の一里に通ずることを考ふる時、古い里の中に既に唐代に二割増のあつたことを想像せしむる。何となればその唐代に、曲尺より猶二寸延びの高麗尺が、山東に行用されてゐた?との疑があるからである。

果してかやうに里の長さが、三百歩から三百六十歩に移るか或は歩數をそのままにしても、一尺が一尺二寸になるといふ結果、古代からこの二類の里長がありうるとすれば、やがて第一類の標準から更らに六十歩を減した二百四十歩の一里といふことも、或は發生し得ないとは限らぬであらう、同時



に三百六十歩に更らに六十歩を加へた四百二十歩又は二割増の四百三十二歩 ( $945.4 \times 1.2 = 654.48$ ) 卽第三類の一里といふものが出来て當然であらう。

我國民間の私法としての、この割増の第三類の一里が或は夙に存在してゐたとする所以も、かやうに考へることによつて理解されるであらう。蓋し我國の一里は令の制度で古く五町の一里(五尺三百歩)であつたが、田籍には之とは別に曲六尺の三百六十歩、換言すれば高麗尺六尺の三百歩といふ土地區畫があつた。これは『令集解』などに於て高麗法、高麗術と稱せられた田地の區畫、地積に關したものである。令の制定に際してもその古制を斟酌されて、

田令、凡田長卅歩、廣十二歩爲段、十段爲町。

と記して、全く雜令の里とは別の標準、三百六十歩の一段を立てられたのである。これ全く民間の私法が令前にあつた有力な證據であると思はれる。このことは後章細説する古の代、東といふ地積と町段といふ地積の關係をみれば猶一層諒解されるであらう。

次に又予がここで三百歩一里から二割を減じて二百四十歩の一里といふものも出来ぬことはないであらうといふのは、漢代二百四十歩が一畝の地積單位であつたことを思ひ出しての言葉である。しかしこの方は歩行時間から考へてあまりに短いから田積の方には通用しても、道里にはならぬもの

と認められる。地割のことは後篇更に之を論ずるから、こゝではたゞかやうに里にも一定律の伸縮がありうるといふことを明にしておくに止めたい。

清朝に入つて地圖學の方面から、一尺を三百〇九密理米突と定めた時の一里は、五百五十六米二とふことであつたけれども、これは直ちに實際に行はれたものでなかつた。蓋し唐以前支那本部では五百米にも近いやうな一里は弘布しなかつたもので、唐以後、少くとも宋代からは二割増の三百六十歩の一里が大に公布すると見て置く方が安全である。宋代三百六十歩の一里が弘く行はれたことは、『謝察徽算經』に五尺爲歩三百六十歩爲里とあるによつて證される。従つて物茂卿の説く所も據所がないわけではない。明朝では『洪武正韻』に、

今以三百六十歩爲里

とあるから、恐らく宋制に従つて、當時の量地尺五尺で三百六十歩の一里があつたのであらう。『大清會典』にも、(前編既述)

縱黍營造尺長五尺爲弓、弓方五尺爲歩 里長三百六十弓

とある。これは康熙帝の時の制である。さうしてこの營造尺なるものは前に述べた通り、明の營造尺と同じ長さであつた。かやうにして宋以後第二類の里が支那の公定里數とはなつたものの、依然とし



て四町一里の第一類の里程が、猶地方的に残つてゐる所に、里の永續性を見出すのである。日本の五町一里がさうした宋以後の制を真似たものでないことは明であるが、ここにも唐代以前にいちはやく入つた高麗法の影響といふことを見うると同時に、令の制度は宋以後日支に共通した一里になつてゐたことも、偶中としてはあまりに似すぎると見ねばならぬ。

予はここで筆硯を改めて、田里の區畫が古い支那の制度から、いかやうに東方に弘通したかといふことを明にすると同時に、併せて道里の一里と田里の一里と、其起原を一にすることを明にしてみようと思へる。

### 第三篇 地割考



## 第一 井田之法

### イ、序 説

上來繰り返して述べた通り、歩とか里とかいふ長の單位は、元來土地の區畫に關係した言葉である。清朝の制度では二百四十歩を以て一畝と爲し、三百六十歩を以て一里と爲すから、面積の單位としての畝と、長さをはかる單位の里といふものとは、言語からして明に區別されてゐる。朝鮮李朝の制度でも同じく田制の結と、長さの里といふ言語は、其内容と共に區別が出来てはゐるが、我國の古い條里の制度で一里といふ語は決してさうした長さにのみ關したものでなく、土地區畫のある大さを示めす言語であつた。支那に於ても同様一里といふ古い語は、近世の用法のやうに、單純な長さでなく、ある土地の面積を示した語であつた。一里四方の土地を區畫の單位に取つて之を井字に區分し、その一つ一つを人民に分配するといふ制度が『周禮』に出てゐて、之を井田の法と云ひつたへてゐる。従つて一里の長さ又は大さを考へるためには、その最初の出發點であつた井田の法といふものに遡つて、一應の解釋をせねばならぬことになる。



井田の法といへば、儒家が經國の根本策として、古聖人の制度であると説く所の政治の理想である。然し、果して古代に於て其の實際はどうであつたか。其歴史はどうであるか。抑も誰れが之を定めたか。殷か周か。或は周の何時頃に之が創始されたか。果してどの程度までそれが徹底的に行はれたか。孟子は屢この法を人に説いたが、果して當時さうした事實が行はれたか、或は行ひ得たであらうか。後世になつて誰れが之を行はんとしたか、行ふことが出来たかどうか。行ひ得た形迹があるか。もしくはさうした制度に似た土地分配、又は土地均分といった政治、及その政治の理想はどういふ風に後世に影響したか、といふやうな多くの問題を提起するものであつて、單に我國で徳川時代の學者たちが論じた井田關係の書籍だけでも、十數種に達する程の大層なものである。もし支那の學者歴史家等の所論を調べるとすれば、それこそ驚くべき多數の書籍をあさらねばならぬものである。

本書は今、尺度、里程を論じて、遂に一里といふ概念の示めす古い時代の面積如何といふことに當面してゐる。經學者のあらゆる井田考を讀破して、ここにその行否如何を論ずるやうなことは筆者淺學の敢て企て及ばざる處であるから、これは別に其の方面の賢能に任せることにして、取り敢えず、井田の法とはどうした土地區分法であるか、凡そいつ頃に支那に行はれたものであらうか、さうして其大さは、いかほどであるかといふことを解釋してみたい。普通には秦の孝公商鞅を用ふるに至つて井

田を廢し、阡陌を開くといふ古傳になつてゐるが、その傳へは實際如何様に解すべきものであるか。もし秦代に井田が廢されたとすれば、その以後支那では、之に代るべき如何様な田畝の區分、又は制地の法ともいふべき形式が出来たか。又支那の井田の古法のみでなく、其後に發達した支那の制地の方法が、いかやうに朝鮮又は日本に影響したかといふやうな點を明にして、略説ではあるが、依つて東洋の地割を考ふるの槩にもしてみたいと思ふのである。これ予が地割考と題してその第一に井田を論ずる所以である。

所論或は簡單に過ぎて意を盡くさぬ所があるかもしれないが、筆者不文の罪であることを前以て御斷しておく次第である。

#### ロ、漢書の井田説

さて『前漢書』食貨志第四を見ると、

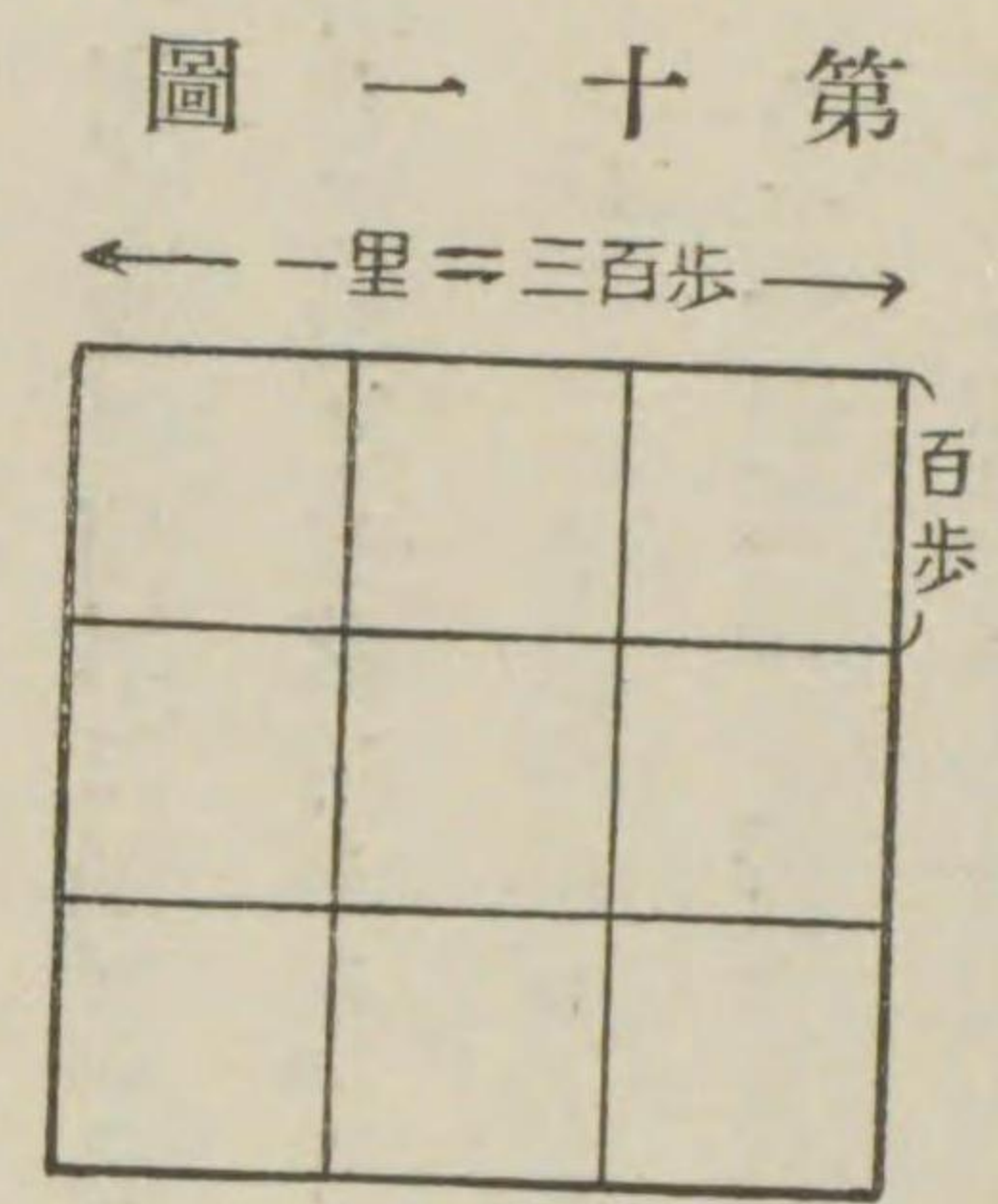
理民之道、地著爲本、故必建步、立畝、正其經界、六尺爲步、步百爲畝、畝百爲夫、夫三爲屋、屋三爲井、井方一里、是爲九夫、八家共之、各受私田百畝、公田十畝、是爲八百八十畝、餘二十畝以爲廬舍、出入相友、守望相助、疾病相救、民以是和睦。

といふ文句がある。これは制地上最も有名な支那の井田と稱する地割の立て方の基礎を記したもので



あつて、其の建方は一里四方の面積を井字形に區畫するのである。然る時は正方形が九つ出来る。そこで廣一步長さ百歩の一條を晦といひ、それが百條になると即百歩平方の面積になる、これを百晦といふ。その百晦は丁度一井の中に限られた一方形であるから、井字形の一邊は三百歩即一里となる。

換言すれば一井一里の一邊は三百歩で、其面積は九萬平方歩である。



井字區畫の單位

この場合一井の九分一即百歩平方づゝの一區(百晦)を八家の民に均分私有せしむると、中央に百晦の公田がのこる。この公田は八家で共同耕作すべき場所であるが、公田は十晦。即私田の十分一の面積でよいその物成を上納するとせば什一の税である。即八家でその公田八十畝を共耕すれば義務が果せるから、中央の田の中に二十晦の空地が出来る。この二十畝の空地に、八家の住宅又は勞作すべき廬舎がたつ、かやうにして一里といふ村としての單位が出来る。村落の核子ともいふべきものになる。さうした多くの井がよつて、遂に全國に及ぼされるといふので、これが支那で制田の古法であると云ひ傳へられるものである。

後世一里の長さを三百歩と定めたのも、かういふ古い法の名残であつて、夙に周公時代から實際に行はれた土地の區畫であると考へられ、馬端臨の『文獻通考』にも、之は周の文王が岐山に居つた時、

人を治むるの道として平土之法として行つたものだと記し、この井はたゞかうした九家の一區畫に止まらず、結局は王畿千里四方の間に之を及ぼすとある。そこで天子の畿といふものはその面積千里四方その中に百萬井の土地がある、その中から山や川や溝や城池、道路等を約三分一を除いて、六十四萬井の農地がとれる、一井に八家だから、總家數百十二萬戸といふ數になる。そこで、

天子之畿、内方千里、提封百萬井、定出賦六十四萬井、戎馬四萬匹、兵車萬乘、戍卒七十萬人。故曰萬乘之主

と記してある。もし果してかやうなことが文王の時から行はれたとすれば、いかにも井然たる平土の法が、紀元前千二百年の遼遠な過去に出來てゐたことになるので、誠に驚嘆に堪へたることである。其後の支那文化の殘した萬里長城などの業績は、この平土の法に比べてみれば、全く御話にならぬ些事といつてもよい位のものであらう。

で今少しくこの井田法を吟味してみることにする。

井田の法の最も詳しく記されてゐるのは、『周禮』地官小司徒である曰く、

周禮小司徒之職掌。乃經土地、而井牧其田野。九夫爲井、四井爲邑、四邑爲甸、四甸爲縣、四縣爲都。以任地事、而令貢賦凡稅斂之事。乃分地域、而辨其守。施其職、而平其政。

とあるから、土地區分の法であり、又分配の法であることは云ふ迄もない。漢の鄭玄は之に註をつけ、



この四縣爲都といふ語を釋し、四縣都を爲す外郭に、更らに旁十里を附加して一同といふ大單位を建てると同時に、井田の法は一同に至つて備はると論じてゐるから、まづ都までの井、もしくは一同迄の大きさを以て井田の極限と見たのである。然るに馬端臨の『通考』は、一同からさきに更らに王畿千里の方畫をも考へてゐるが、事實千里四方の地域を取れば、當時の支那でいかほどの大きさになるであらうか。

大清一統輿圖を披いて地形を按ずれば、河南洛陽から東淮水口までは約千里の平地があり、北京から淮山脈まで南北凡八度、二千里からの廣さがあるから、黄河のデルタで海拔百米以下の大平原が方千里位無いことはない。しかし方形に千里を畫すれば、汴京を中心を取つても、半分は山西省及伏牛山の臺地が入り、これを縦横界畫一里づゝに區分し、線を入れ溝をつけることは地勢上到底望まれぬことになる。もし洛陽を中心を取れば、山地八分平原二分、もし鎬京(西安)を中心を取れば、秦嶺山地や六盤山地の大部分が入つて、陂陀高下、迂直曲折、とても紙の上に線を引くやうに。手輕に境界が正せるものではない。

方千里の中からたとへ三分一の餘裕を取つても、その中に六十四萬井といふやうな井字形の平坦な農地を見出すことは出来ないらしく思はれる。道路でさへこれ位の長さに直線に引くことは不可能なことである。平地を走る京漢鐵道でさへ圖上に直線を見出すことは出来ぬのが實際の地理である。況

んや千年も二千年もの古い時代に、さうしたことが地に著いて出来てゐたとすれば、それは誠に驚くべき事實であつたとせねばならぬ。この事は古人既に之を疑つてゐることである。明の郝敬なども、「殷は中原に都す、地平衍井すべし。故に先づ助す、若し四方の地井すべからずば、殷と雖も亦豈民をして自ら賦せしめざるを得んや。周岐豊に都す、即今の陝西安の地險夷を兼ね、故に或は貢し、或は徹す」とのべて、周の都の周圍では、地勢上一列に井することが出来にくいとのべてゐる位である(後節參照)。

いかにもその一井が、もしも山地や河畔洪水の危険地にでも割り當てられたとすれば、一夫が平均五人の家族を養うて、猶什一の公税を負擔するといふことは出来るものでない。假りにさうした千里四方の地に、縦横界畫が出来たとしても、果して其各の一井の八分一の土地生産力が、一家を養ふことに於て平均しうるや否やも不明である。或土地は肥えて餘力があり、或土地は瘠せてゐて、人の一人は愚か、草の一本も生育し得ない場所もないではなからう。さうした地勢の難易、地味の肥瘠といふことを考へるならば、かうした井田によつて一夫の住地所得を定め、平然として猶且これが平土の法であるといふならば、そは以ての外の不公平であり不均一である。

従つて常識から考へて、この廣い千里四方の王畿といふものについて、この法が行はれるといふこ



とは、全く不可能の事であると見てよいやうである。故に同じ周禮小司徒の掌る所を記してある文章を見ると、其井田を記した、一段前の節に於て、

一八四

乃均土地、以稽其人民、而周知其數。上地家七人、可任也者家三人。中地家六人、可任也者家二人。五人。下地家五人、可任也者家二人。

といふことが書いてある。これは土地が肥えた所即上地を給するのは丁度一家七人暮しの戸である、そこでは一人を家長とすると残つて六人の半分しか活動ができぬ。可任也者家三人といふ見込。一家六人の家には中地を給する。これも家長をのぞいて五人の中半分しか働けぬから、労働に従ふもの二人半、(即二家で五人の割)。次に一家五人の場合には下地を給する。主人をのぞいて、働けるものが半分、即一家に二人ある。かういふ標準で土地を均分せねばならぬといふのである。

これも實際は中々六ヶ敷いことで、家内の數が七人の時には、きつと三人は屈強者で働ける、五人の時は、二人が必ず少壯で労働し得られるときまつたものではないから、必しも公平とはいへぬけれども、この方法ならば前述の井田の法よりは、餘程合理的であり且實行の出來ぬこともなさうな見込は立ちうる。

同様の精神で同じく遂人の章には、

遂人掌邦之野。辯其野之土上地中地下地、以頒田里。上地夫一廛田百晦、萊五十晦、餘夫亦如之。中地夫一廛田百晦、萊百晦、餘夫亦如之。下地夫一廛、田百晦、萊二百晦、餘夫亦如之

とある、宅地の外に百晦の田と休耕の萊といふものを、上中下の差等に從ひ五十畝百畝二百畝の比に分配するといふことが書いてある。前者は口數に比例した配分法であり、後者は地味による按分率である。井田の法を行ふに當つて、かうした手加減を加へたとすれば、この二つは土地平分上の細則にあたるのである。蓋し平土といひ、頒田といふことは、土地を公有もしくは共有と考へて、これをその村民に分配均當するといふ根本の理想をもつものである。そこに古代らしい農政の姿を見るのであるが、この理想は後世に於て、隋唐の代に班田收授の制を確立した所のもので、我國に於ても、やはり大化改新の際に、一つの理想として實行されたものである。しかし我日本國の如き廣さの全國に亘つてさへ、永く之を實行することは餘程困難な行政事項であつたのであるから、支那の如き大國では餘程六ヶ敷いことであつたと考へられる、しかし假令支那といへども狭い郷土を限つてやれば、或は出來ないこともないと考へる。これに類似したものとして、近世に我國の加賀藩には田地割替制度といふが出來、寛永十九年以後村の中で土地の割かへといふことが實行されてゐたり、田村洪氏の近著になる『琉球共產村落之研究』をみると國頭郡の奥村では、



百姓地は上中下の三段に分れ、男子は八分、女子は三分、十六才より配當をうけ、一年毎に二分を増し一地人となり、男子は六十歳迄女子は五十歳迄配當資格あり。恰も渡嘉敷に於けると同じ。三年に一度定期割替をなせるは國頭村内法に記せり。

とある。同書には猶多くの實例がのつてゐるから、まづ此の種類の制度の起原だとも思はるゝ均土法は、餘程古くから東洋に於て實行されてゐたと見てよいであらう。果して然らばかうした平土の法や頒田の法の起原はいつ頃であるかと考へると、之に關して第一に孟子の語を解釋せねばならぬ。

ハ、孟子の井田と貢、助、徹

孟子曰、夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實什一也助者藉也滕文公章句

卒然この文字を見れば、三代税制の差別を表示したにすぎないけれども、この簡単な文字によつて、孟子は夏の時代は五十畝を一家のうくる班田の廣さとし、貢法によりて租税を出し、殷人は七十畝が一家のうくる田の廣さで、助法といふ租の出し方をしたといふ歴史を語つたのであるから、その助法といふ語のもつ内容からみて、殷人が井田を行ふたことを告げたことなるのである。従つてこの孟子の一言は忽にすべからざるものとなる。

朱子の註をみると、

夏時一夫受田五十畝、而每夫計其畝之入以爲貢。商人始爲井田之制、以六百三十畝之地畫爲九區。區七十畝。中爲公田、其外八家各授一區。但借其力以助耕公田、而不復稅其私田。周時一夫受田百畝。鄉遂用貢法。

右の通りに記してあつて、明に殷人が井田を始めたといふのである。その云ふ所は夏は貢法で五十畝の十分の一即五畝の收穫をはかつて上納したのであり、殷人は井田八區を畫し、一區七十畝づつを私有地とし、中央の七十畝を公田とし、この公田を八家互に助け合つて耕作し、その公田の收入を上納したのである。公田を助耕するから助法である。つぎの周の代には一夫の受田は百畝である。やはり井田助法を用ひたのであるけれども、郷遂(王城から二百里以内の近郊)では什一の税をとりたてたから貢法を用ひてゐた所があつたのである。周は貢と助とを兼用ひるから徹法である。徹は通なりといふのが解釋である。

かやうに朱子が註記した通り、昔から井田は殷人の發明であると云ふことになつてゐる。殷代文化は、近頃の殷墟の發掘品等によつて類推すれば、巫卜の時代であり、石器時代から青銅器時代に近か



は、その遺物から明にし得ないけれども、少くとも之を述べた孟子自身は之を疑はなかつたとせねばならぬ。故に朱子もかうした註釋を孟子の知識により説明してゐるのである。何となれば、

孟子が滕の畢戰に答へて、

請野九一而助、國中什一而使自賦。

といつた語が實にこの朱子の註と同一のことであるからである。孟子がこゝで野といつたのは、國の外郭で王城に遠い邊鄙のことである。王都から遠くて地が廣い所は九一にして助す、即助法をとりた。助法は井田であるから、八家私田を有し、中央の一區が公田である故に、九分一の税法となる。國中は什一而使自賦といふのは、即ちさきに朱註にあつた郷遂のことで、王城から二百里内は郊門の中である、即國中であるとする。そこでは人民も多い、土地も狭いから什一の税法即貢法にしたいと孟子が述べたのである。但し前出の文字では夏殷周三代すべて什一税であるといつてゐるのが、こゝではかやうに九一と什一と二つに別けて記してある、この方が正しいらしい。

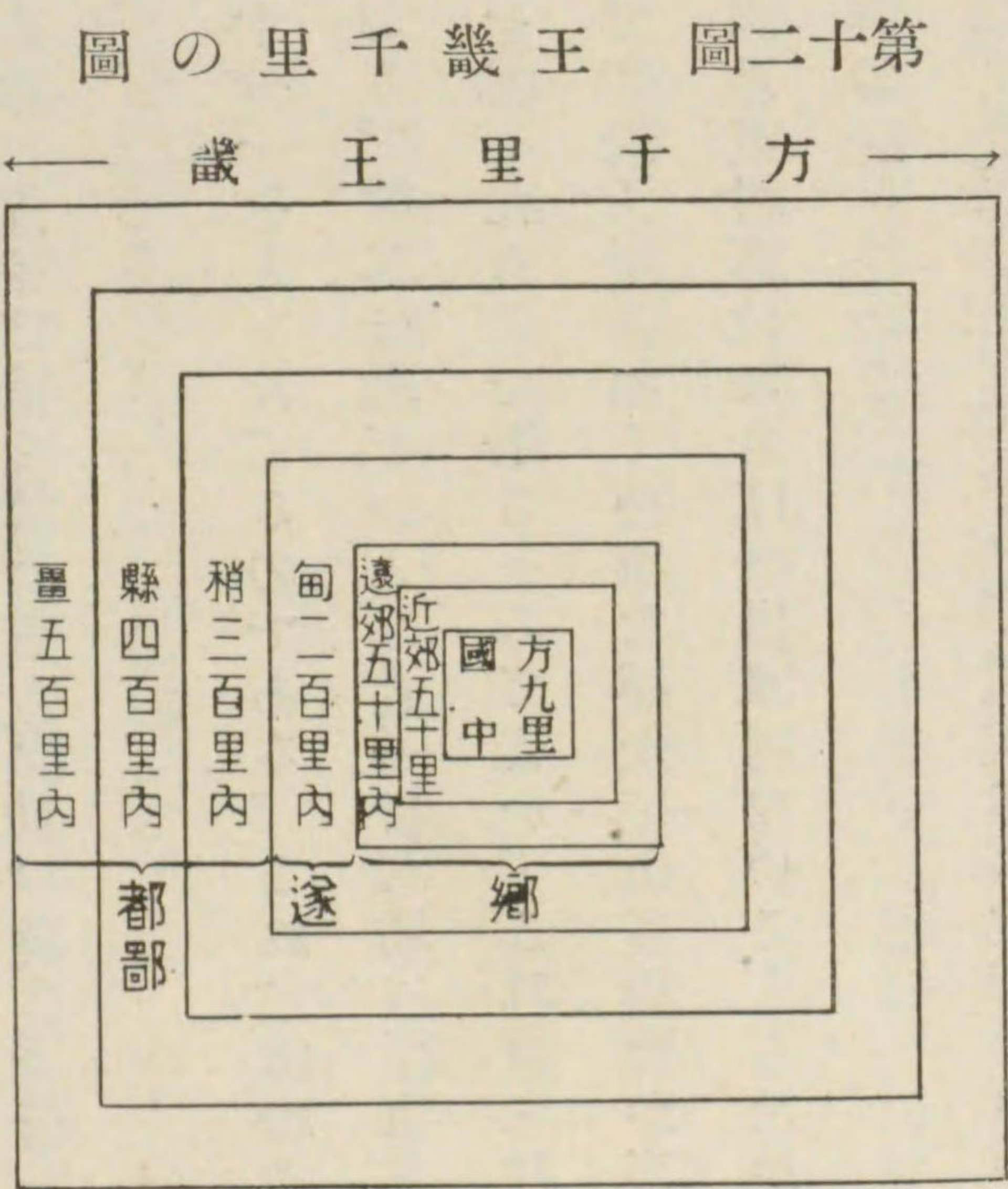
但しこの野と國中との行政區畫については、第十二圖を参照されたい。周禮の中にある周代の制度に従ふときは王畿方千里の廣さを、國中、近郊、遠郊、甸、稍、縣、疆に細分すれば、國中の外に郷遂と都鄙の二大別を立てたものであつた。詳しくは林泰輔氏の『周公と其時代』に譲る。同書は周代

の事情を學び、古代の田制を知らんとするものにとつては、有益の參考書であると思はれる。

さて然らば孟子の云ふ通り九一の助法は果して殷に始まつたか、井田の法が殷に初まつたかどうかと考へてみねばならぬ。古來學者によつては、明の郝敬の如く井田の法は殷どころではない、黃帝以來の遺法である、三代の地は皆井、税は皆什一である。畝に五十、七十、百畝と同じからざるは、尺歩に大小ある爲であると論じてゐるもあれば(說解卷五)、顧炎武もやはり、同様に五十、七十、百は同面積だと論じ(日知錄)、伊藤仁齋も同様のことを『孟子古義』卷三の中に述べてゐる。

果してさうだとすれば、井田の法は非常に古いもの

となるのであるが、かうした支那學者の論は直ちに受け入れることは出来ないけれども、土地を共有と考へた時代が過去にあつたことは、東西各國ともその例が多い、故に井田の法といふかはりに、均土又は願田法といつたものが古く存したであらうと考へるのは差支がないと思はれる。





そこで問題になるのは、その頒田、又は共有地分配の仕方によつて貢と助と徹といふ税法が出来るのであるから、その點を明にしないと三代制田の區別が明にならぬのである。順序に従つて之を説明することにする。

第一に貢といふのは孟子が既に説いてゐる通り、孟子の中に龍子曰治<sub>レ</sub>地莫<sub>レ</sub>善<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>助。莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>善<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>貢。貢者校<sub>二</sub>數歲之中<sub>一</sub>以爲<sub>レ</sub>常。

といふ説があるから民田數年の收穫平均をたて、その十分一をとりたてるのである。これは餘程進歩した課税法である。餘程法治的になつた時代の制度である。第二に助といふは孟子自ら助は籍也といつてゐるから、即ち井田の法で八家の力を借りて公田を耕したものであるとみてよい。これ蓋し井田八區を八家に分配して、中央に一區公田をとつたもので、云ふ所の如く公平な平土であり得たか否やは疑ふべきものであるが、或は狭い地味の平均した小國乃至村落位ならば、出來得ないこともなかつたらしい法である。最後の徹はどうか林泰輔氏は辻鶴壽の説をひいて、

「周制の井田には殷制のごとく、中央に公田がない、九夫井を治するのであるから、其年の收穫の中から十畝の入を上納するのである。同じ十分一でも貢は定額上納で豊凶如何を無視するけれども、周の法は、豊年ならば君民共に餘がある、年が凶いときは君民不足を同じくする、上下相通するから

徹であると論じてある、いかにも穩當な見解らしい。果してさうだとすれば周代の税法は最も原始的であつて、歳入不定のものである。三代の間貢、助既に出現の後にして猶且かうした制であるとはどうであらうか。

この點に關して『史學雜誌』第二十二編所載の加藤繁氏の「支那古代の土地制度」は参考になる。加藤氏の考では、朱子の説く通り周は貢助を通じた、故に徹だとすれば、周には何等の制がないことになる、果して然らば、三代の差を説いた孟子の語氣からみて首肯しかねる。やはり徹は一つの税制としてこゝに記したのであるから、貢でもなく助でもない制であらねばならぬ。そこで徹といふ字を考へると通であるから、民力を通じたのである。換言すれば共同耕作の制である、さうして十分一の税を納めたのであると斷定されたのである。氏曰く、

「或事情の下に團結した一群の人々が相共同して其享有地全部を耕作するの制度である」

と、これは辻鶴壽の説よりも一步進んだ考である。しかし氏の考は、徹を同時に支那の原始の制と見られてゐるので、まづ支那では共有地共同の耕作があつて(徹)、やがて其制が變じて各自に私田が出来ても、公田のみは猶共同で耕作するやうになり(助法即井田)最後に私田から數歳の收穫を校して、一定の常をつくつて定税をとりたてる(貢)といふ制度に進化すると考へられてゐるのである。故に、



「周は陝西の僻地に國を建て、居たから、中原地方より文化も餘程後くれてゐる、従つて中原では既に共同耕作が廢れてしまつても、周には猶其法が行はれてゐたこと、思はれます。」と論じられたのである。果してさうだとすればこの徹法は周一代の税制ではなくて、周初開國の税制である。その法は蓋し天下に行渡つたものでない。換言すれば周代には、ある國では貢、ある國では助、又ある土地の文化の進まぬ所では徹といつたものが同時に存在したことを認められたことになるので、所謂群后群牧いろ／＼ちがつた小國の税制を想像してゐられるのである。

してみると周一代の税法はどうであつたかといへば、結局は朱子の考を少しく擴げて或所では貢、或地では助、或は徹、地味、地勢、又は土地の遠近、文化の程度といつた地理に従ひ宜しきに通じたと考へてよいのである。周代も末になると恐らく文化も進んで、戰國にもなれば、大方は貢法に歸してしまつたことであらうと思はれる。加藤氏の徹の解釋はいかにも文化の進歩といふことを考へられた敬服すべき學說である。思ふに孟子の語を讀んで、之をかやうに文化史的に判斷すればどうなるかといふと。孟子當時、支那で最も文化の進んだ古い地方、換言すれば夏の後裔の邦には貢があり、つぎに殷の裔だと思はるゝ第二階段の文化の國には助があり、最も遅く開けた周の故國、及その後には徹がある。又其田地の區割にも自から大小がある。最も早く文化の進んだ土地では五十畝といふ、集

約的の農地を有し、つぎの階級では七十畝となり、そのつぎの文化圏内では百畝、即ち開け方の幼稚な國ほど粗放な地割を有してゐる。これは人口の密度にも關係するからさうなる。まづかうした概括が出来得たのではなかつたか。もしさうでなくて夏に貢が始まり、其次の殷に助が出来、ついで周に徹が始まつたと解するならば、文化の進歩に逆行することになる。孟子の意は決してさうではなかつたのであらう。後人誤つて其法の起原を、夏禹や殷湯に歸せねばならぬと考へるからして、遂には之を溯つて井田の制度が、黃帝に創まるとさへ論ずるものが出てくるのである。その誤れることは云ふ迄もないことであらう。蓋し「夏后氏ハ五十ニシテ貢シ」とあるから、支那で神話時代と考へらるゝ、夏禹の世に既に五十畝といふ小區域を私有して集約的農耕を行ひ、しかも數年の收入を校して一定の税率を定めたと考へる如き、時代錯誤の註疏が現はれ、しかも猶之を信じて疑はぬやうでは、支那學は永久に進歩しないものと考へる。

従つて三代の過去に、其爲政者の考で、かやうに確然たる税賦があつたと考へる所の、『朱子集註』や、進鶴壽の『蛾術篇』や、郝敬の『孟子說解』など、いづれも孟子の言に従つて殷人が井田を始めたとするのであるが、これも貢の起原を如何と考へる様に、考へ方を仕直さねばならぬものである。

蓋し孟子の「殷人ハ七十ニシテ助ス」といつたのは、いかにも孟子の助法の解釋に従つて井田の制で



あるとしても、それが殷の湯王に始まつたと見るに及ばないであらう。文に従つて殷人が、さうした井田の法を行ふたとしても、その之を行ふた時代は、遙に後世に入つてからであつたかもしれない。即ち一方では周人が猶徹法の制度に徘徊してゐる間に、殷人ははや井田を制して居るし、夏の方も一つ進んで、貢法を行つてゐたとも見られるから、たとへば孟子が井田は殷人に始まると説いたとしても、之を以て年代的に周以前の制度であると考へるには及ばないのではなからうか。

恐らく春秋戦國頃になつて諸侯の政治が各その特色を發揮し、各地の慣行が區々になつたとき、或は貢法の國もあり、或は助法の村落もあり、或は徹法に相當する地方もあつたので、或は平土、或は均土、或は頒田といつた言語も現はれたのであらう。その際種々の班田法とか、賦課の方法を、各古へに歸して其長短得失を論ずる説客、辯論家、もしくは史家といつたものゝ、田制研究家の中に、結局かういふ風の解釋が出来てゐて、それが孟子や龍子の説く所になつたのではないか。就中、孟子はいかにすれば、この山東の農民を安んじうるかを、實際に徴して考按したものであつて、徒らに架空の論を吐いたわけではなかつたであらう。

山東は現在でも支那で人口最も稠密な農國である。しかも地味必しも肥えてはゐない。濟南附近千佛山や楔山から泰山一帯の山腹に石垣で梯田をつくり、黄土の二三寸しかない瘠せた山畑に、短い黍

稷菽麥の類をつくつてゐる現状を見て、直ちに三千年の過去を推測するのは危険であるけれども、人多くして土地少く、今日でも滿洲や蒙古への出稼人の本場であることを想起すれば、支那で最も早く開けた山東省中に、孟子當時最も集約的の農耕が、狭少な分配面積の上に行はれてゐたとしても差支がなさうである。換言すれば孟子の遊説した齊や、梁や、滕といつた地方は、當時支那文化の中心で人口最も稠密な農地であつたのであるから、いろいろの制度が発生してゐたのであらう。

さてこそ三代の税制を高調して、井田の實行を小國の上に試みんとしたのではなかつたか。故に井田の法なるものは、或は殷人に始まつて、周代ある地方の制であつたと考へてよい。たゞこれを以て三代に通じた、天下の大法であるとするには一考も二考もする必要があらう。蓋しかうしたあらゆる制度を三代に歸するといふことは、漢以後の學者、否既に孟子頃からの支那學者のわるい僻であつて、さきに尺に三代異尺の説をたてたのと同巧異曲で、税法にも亦三代の區別を設けたことである、共にそのまゝ信用のできぬものであることは、三正の曆法と同様である。『孟子正義』を見ると、蘇洵がこれに對して既に、

使夏必五十、殷必七十、周必百。則是一王之興必將改<sub>三</sub>畝涂<sub>二</sub>變<sub>三</sub>溝洫、移<sub>三</sub>道路<sub>一</sub>以就<sub>レ</sub>之。爲<sub>三</sub>此煩擾<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>益<sub>三</sub>於民之事<sub>一</sub>也。



と喝破してゐるやうに、これを真正面に見るならば、どこまでも疑ひうる制度である。

ニ、周禮の井田

こゝで然らば井田又は均田に現はれた土地公有の制度について、一應この『周禮』といふ本及び其小司徒の職掌、そのものを吟味しなくてはならぬと思ふ。

『周禮』といふ本が、世に出たのは、漢武帝の時河間獻王に始まるもので、其制作年代の明かでない本ではあるが、まづ先秦の書であることは間違がない。

内藤博士が『研幾小録』に『尙書』や『爾雅』などの考證を述べ、我々若い學徒の進むべき道を示めされた所に明なるが如く、所謂先秦の古書は、最初編成されてより以後、或は増竄を生じ、或は錯脱を生じ、今日現存せる篇帙が最初のものとは異つて來てゐるのは、何の書にも共通の事實で、幾んど原形のまゝの者はないのである。従つて『周禮』の中でも、早く冬官が缺けてゐたので、『考工記』を之に代へたといふやうなことがある。小司徒の掌だとして、後人の追加が無いとはいへぬ。換言すれば同時一律に存した土地區畫の法を秩序正しく記したものと考へるのは無理であつて、その法が最初に出來たものや、後から出來たものや、もしくは甲地に慣行されたもの、乙地では又別の方法が行はれたやうな類、即時間的に前後があり、地方的に差異のあつた土地に關した制度を、この書を編纂した

と思はるゝ後世になつて、集輯したと考へられぬことはない。

そこでこの小司徒の掌なるものを讀んでみると、最初に建邦の教法を記し、次に法を六郷の大夫に頒つとある。三年毎に統計調査をやるといふやうな任務があり、次に軍旅貢賦の事をのべ、やがて均土の法を記し、其後に賞罰の則が記してある。故にこゝで一段落がついてゐるのである。

然るにその賞罰を記した次に、又別に乃ち土地を經して其田野を井牧すとのべ、所謂井田の法が出てくるのである。書き振りからいへば均土の法が古く、井田の法は後からの追加と見られぬことはない。勿論建邦の教法を記す所に、夫家九比之數を稽へとあるから、井田を念頭に置いてゐないとはいへぬけれども、後世儒家の珍重するやうに、周以前殷人に始まつた古法ならば、なせ之が左様に書かれないのであるか。思ふに周禮は周の禮である、周代の政治では井田の分配案よりも、寧ろ均土の分配案が行はれ易かつた爲めではないか。或は六郷といひ、或は五伍といひ、或は九夫といひ、いろいろ雑多な村落の組織があるのは、その各の制度の間に前後したものがあつて、互に關係したものがあつた之をすべて書き集めたものがこの本なのであらう。

もしこの考へ方が正しいとすれば、均土の法と井田の法とは勿論同時存在を許すが、いづれが確であるかといへば、その行はれ易い均土の方が、井田よりも有力に且永く行はれたであらうと考へられ



る。蓋し上、中、下の三等の土地の階級を考へ、その之をうくる家族の多寡を考へて之を配分するといふこと、土地の經界を正して井田をつくり、九夫に平均に之を與へるといふこと、は、其理想の根源は、同じ土地公有の精神であるけれども、同時代に同一の地上に於ては兩立しないことである。従つて同じく司徒之掌に述べてあつても、均土の法と井田の法とは、其行はれた土地も、自然地理上に差別があり、又其法制化した時も、前後してゐたと考へるのは當然であるまいか。

何となればさうした均土の法が一方にありながら、他方九夫平土の井を行ふことは、實際行政上の手續としても矛盾を生ずるからである。

予はかやうに司徒之掌を讀むが故に、漢代以後の多くの學者が考へるやうに、この均土の法と井田の法とを同時に實行したとするならば、一方は井田の行はるべき地に井を用ひ、一方井の行はれざる土地には均土の法を施したとする。

従つて『漢書食貨志』述ぶる通り、必ず歩を建て晦を立て其經界を正して一里の井をつくり、しかも其中に八家之を共にする所の公田八十畝があつたとは考へない。鄭玄の註にも九夫爲井といつて、中に公田あるを記してゐない位であるから、周時この公田制度の存在を疑ふと共に、又直ちに『文獻通考』の述ぶる如く、平土の法が文王に始まることをも信ずることが出来ない。それが又王畿千里に

實行されたとは猶更考へないのである。

しかしかうした縦横の經界を立て、ある土地を區分することは、かうした分配を實行し得る民人の知識として、爲し得られぬことは無いと思ふから、こゝで一應鄭玄の述ぶる所の一同といふものを考へて置きたい。蓋しこの鄭玄の述べた一同まで位ならば、民人の力で或は黃河平原の中央部の狭い國で、行ひ得られないこともないと考へられるからである。鄭玄曰く、

井者方一里 九夫所治之田也。此制小司徒、經之匠人爲之溝洫相包。乃成耳邑丘之屬相連比、以出田稅。溝洫爲除水害。

支は九夫治る所と記して八家之を共にすと爲さず、別に後に述べる匠人の職にある制度と、この制度とを相比して、井田の民は田稅を出し、その餘の空地の民は溝洫を治めると論じてゐるのである。

四井爲邑、方二里。

四邑爲丘、方四里。

四丘爲甸、方八里。旁加一里、則方十里爲一成。

即ち井から甸まで一邊が二倍してきたが、八里にもなると、その間の溝洫や道路が増加して、一里づゝその餘裕を見るから、方十里の地積を必要とする。



成積百井九百夫。六十四井五百七十六夫出田稅。三十六井三百二十四夫治澗。

十里四方は、之を縦横に區畫すれば、百井九百夫である、しかしその中には四甸（四甸）の井田しかないから、六十四井の民家がある。その中の五百七十六戸が税を出す。しかし周圍の餘裕が三十六井となる、その民家が澗を治めるといふのである。

四甸爲縣、方二十里。

四縣爲都、方四十里。

四都方八十里。旁加十里乃得方百里一同也。中略 井田之法、備於一同

さうすると一同といふものは、面積で百里四方即萬井、又は九萬夫である。しかしその中の井田は、一成の場合と同じ様に四都しかないから餘裕空間がある。四千九十六井三萬六千八百六十四戸から田税を出す、残りの餘裕二千三百井の土地に住む民戸が、澗及澮を治めるといふことになる。

まづかうした井田を百里四方の一同といふ大さまで鄭玄が計上したのであつたが、『通考』の方はこの同を十にして封、封を十にして畿、王畿は方千里、六十四萬井といふ點まで之を膨脹させたので、卒然としてよめば、周初に千里四方の中がすべて、井田になつたかと思はしめるのである。しかしそれが必しもさうでなかつたことは、既に均土の法で前記した通りである。つまりこの井田の法といふは先秦に於て、ある狭い土地に行はれた一種の經界法で、後にこれをかやうに廣げて考へたものであらう。

井田には上記の如く、同時に溝澗の法が相關するから、この方も一應考量せなくてはならぬ。蓋しこれは實に地についたものである。

溝澗澮に關しては、周禮冬官匠人の條に、

匠人爲溝澗、耜廣五寸、二耜爲耦、一耦之伐、廣尺深尺、謂之畎、田首倍之、廣二尺深二尺、謂之遂。九夫爲井、井間廣四尺謂之溝。方十里爲成。成間廣八尺深八尺、謂之澗。方百里爲同。同間廣二尋、深二仞、謂之澮。專達於川。

とある。鄭玄はこの冬官の法を、さきの小司徒の井田と併せ考へ、上記の通りの考を註記し、いかにも百里方形の中が、立派に區畫されると説いたのである。しかしこの百里四方位の大さだとしても、かうした區畫は中々容易なことではない。さきにも述べた蘇老泉の語を借りていへば、「萬夫之地、蓋三十二里有半（百里ヲ宋ノ里ニ換算セルカ）而してその間川と爲し路と爲す者一、澮となし道となす者九、澗と爲し涂と爲す者百、溝と爲し畎と爲す者千、遂となし徑と爲す者萬。此二者溪壑を塞ぎ、澗谷を平にし、丘陵を夷げ、墳墓を破り、廬舍を壞ち、城郭を徙し、疆隴を易ふるに非ずんば、爲す可からざる也。たとひ盡く平原曠野を得て、而して遂に其中に規畫せしむとも、亦當に天下の人を驅り、天下の糧を竭くし、數百年を究め、力を此に盡し、他事を治せざらしめん。（中略）井田成つて民之に死

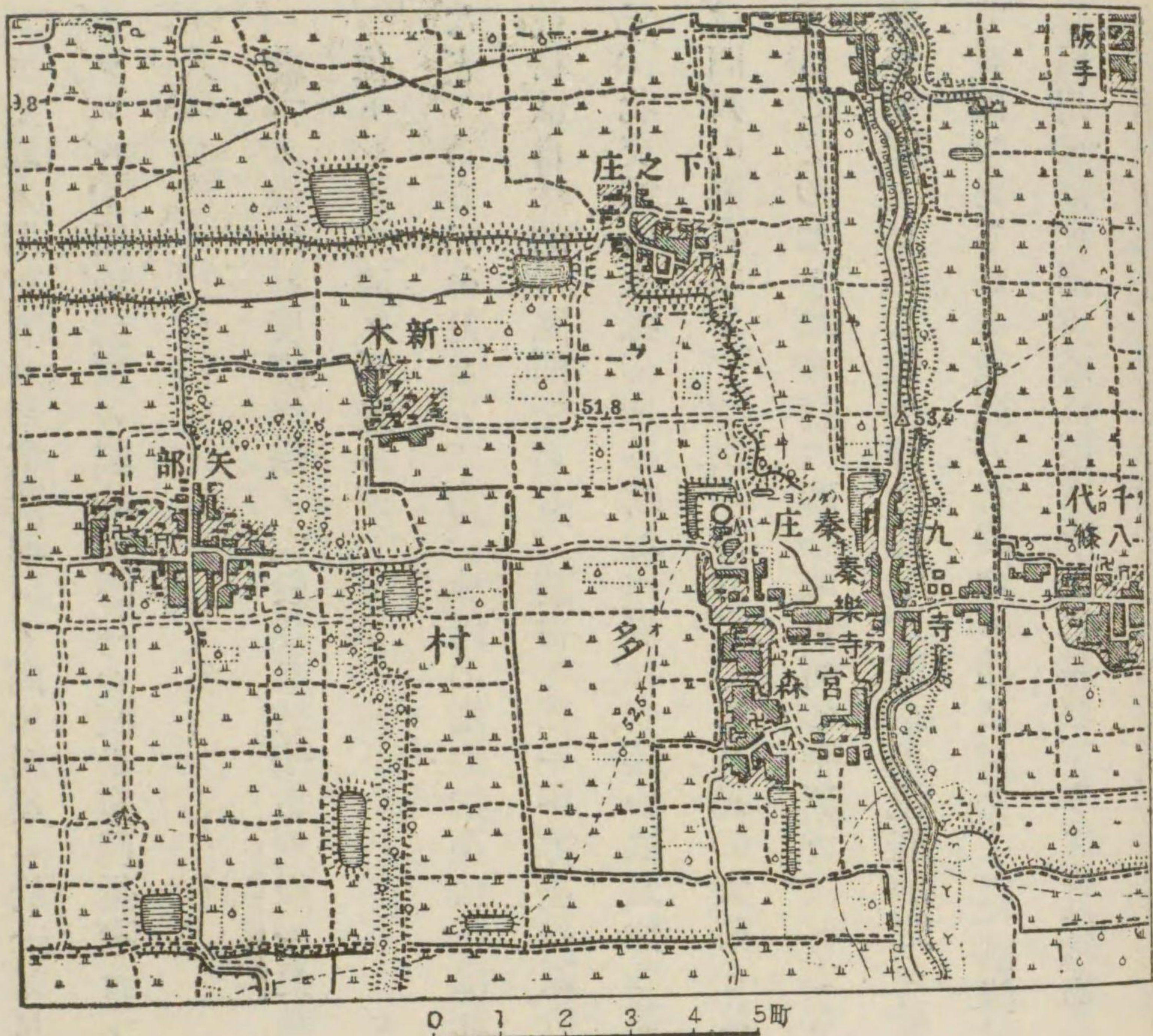


し、其骨已に朽ちもやせんといふべきである」。(井田集覽、參照)

いかにも溝洫の法をそのまゝ行ふことは、いかに地勢が平地であつても、困難な大土木事業であるから、後世の状態から考ふれば、蘇洵の語を俟つまでもなく大變なことである。してみると、鄭玄の百里一同の井田と雖も、さう容易には古代に出来得たものではなからう。

予がさきに王畿千里、六十四萬井といふことをいかにも机上の空論だと考へたことは、當然であると同時に、この鄭玄の一同といへども、依然として空論であるやうに考へられるではないか。

しからは井田は古代に全然無かつたかどうかといふと、必しも無いとはいへぬのは、さうした一同といふやうな大まかな面積を考へずに、支那の平原の中で、狭い面積の十里四方とか、二十里四方位の局部に於てならば、古い時代にさうした土木を、やり得なかつたとは考へられぬからである。現に我國でも奈良の平野、近江の湖東の平野には、大化改新以後、少くとも天平時代には存在したと思はるゝ、縦横の條里が井然として出来てゐて、其の遺跡歴然たるものがあるのである。奈良の平野を北浦定政の『平城大内裏』の坪割や關野博士の作られた『平城京及周圍班田圖』によつて之を見るならば、いかにも正しい溝洫徑塗が、今日猶残つてゐるのに驚くであらう。勿論奈良平野條里の坪割は、井田九夫の制ではないけれども、六町の一里四方を三十六等分して、一坪(一町四方)の方畫を今にのこして



第三十圖 大和國式條里

東縣道中街即聖德太子の子作られたるふ下道であ  
(二萬分一 原田本圖幅によつて)

ゐる其の形式に於ては、全く一致するのであるから、さうした類似が、彼土に出来得なかつたとはいへぬ。

一里四方位の大きさであれば、我國のこの六町の一里よりも狭いのであるからこの溝洫即廣二尺位の溝で經界をとるのは最も容易な事である。十里や二十里ならば今日支那に行つても猶至る所で實見し得らるゝ溝なのである。自分も先年德州から平原までの大平野を歩行した時に、其程度の溝ならば實見した所である。

『滿蒙諸慣習概要』には  
滿洲、從來阡陌ノ制度缺如セルヲ



メ土地ノ所有者ハ、其隣地トノ間ノ四周ニ約一二尺宛ノ空地ヲ存シ、俗ニ之ヲ荒格ト云ヒ或ハ濠ヲツクル、田地典賣ノ契約書類ニハ概ネ東西長隴若干、短隴若干、又ハ南北長、短隴若干條トノミ記入ス云々

蒙古ノ土地ハ廣漠無限ノ大段地ヲ若干方支里ニ見積リ、實際ノ面積ヲ算出セズ、歷年一方支里ヲ單位トシテ土地ヲ區畫ス。

など、あるのを見ると、古い典籍の法が、今に行はれてゐることを知りうるのが面白い。廣一二尺の荒格は自然的の區別である。蒙古では一平方里の區分をすといふのも面白い。現在ではかやうにして、北支那の大抵の所の耕地の界は、狭い二尺位の荒格である。周禮の云ふ所の如き、井と井との間は四尺の溝となり、十里の方形にして八尺の大溝となり、百里の廣さで二尋にも達するやうな小川にすることの如きは、實は現今の黄河の平原ではとても見られぬ。かりに過去に出來た溝洫があつても其後何回となくこの平野を荒した河水の氾濫が之を破つたであらうし、又同時に北支の平野は主として乾田であるから我國の水田地の様に、さうした溝洫が残らぬからである。けれども人ありもし上海から蘇州又は杭州、或は南京附近に旅をするならば、あの豊沃な水田地が、井然として東西南北縦横の溝塗畦隴で、適當の大きさに區畫されてゐるのを見しうるであらう。之は筆者の既に實見した所である。

故に予は百里四方の同位までならば、時代によつては支那の低平の地で、萬更出來ないものではないと考へるのである。郝敬が殷は中原に都す地平衍井すべしといつたのは、最もな云ひ分である。歴史上から見ていかゞかとは考へられるけれども、地理上から時代を離れて考へれば、この語は當然の事であらう。

井田の法は、鄭玄によれば九夫の治する所、中に公田がないから、單に土地區畫の一形式であるにも不拘、漢書には明に、中央の公田をその制地の一要件として記してある。これは實にさうした古傳が別にあつたゆゑである。しからば井田と共に、之に關係した公田を説いたものは誰れかといふと、同じ漢代の學者で、『公羊傳』宣公十五年の註に何休の説く所である。曰く

聖人制井田法、而口三分之。一夫一婦受田百畝、以養父母妻子五口、爲一家。公田十畝卽所謂什一而稅也、廬舍二畝半、凡爲田一頃十二畝半。八家而九頃、共爲一井。故曰井田。

井田之義一曰無泄地氣、二曰無費一家 三曰同風俗 四曰合巧拙、五曰通財貨 因井田以爲市、故俗語曰市井

井田も人によつてその説方がかはる。何休の説によると百畝の外に公田十畝、廬舍二畝半、卽百十二畝半を私有して、十畝分を貢税するといふので文句は違うが、その實際は『漢書食貨志』と全く同じ



である。彼も亦その法の利を説いて五ヶ條をあげ、風俗を同じくし、巧拙を合し、財貨を通じ等と述べ、いかにも一井が混然として共產的生活を送くる利を論じてゐる。蓋しこれ漢代學者の定論であつたのであらう。然らばかうした漢代の公田十畝説は、何所に出所があるかといふに、それは『孟子』に述べられてゐる井田の外に無いのである。

故に或は孟子の井田ともいひ、或は孟子にかく書いてあるからと云のを以て、井田實行の有力の證左にする位である。我國でも友部直夫と小官山昌秀の集めた、『井田集覽』の如き主として孟子の説を祖述するし、平榮實の『徹法考』、三木量平の『井田附言』、なども同様であり、萬尾時春の『井田圖考』の如きはその古法たるを疑はないで、和文での解釋を作つてゐる程である。近くは前に引用した加藤繁氏の論文にも支那古代の田制を研究する方法を述べて、孟子の語を以て、井田實行の證左としてゐられるのである。氏の説によると、第一に古代の典籍を調ふること、第二に後世即六朝、隋唐時代に於て古代の田制に摸して定められたところの制度を調べて參考にすること、第三に現時支那に於て古代の田制が多少變形しながらも残つて居る所はないかを調べることに、第四は支那以外の諸國の古代の田制を調べて參考にすること、第五は同じく外國に於て現存する所の、古代の田制に類似した田制を調べて參考にすることの五箇條の研究方法を説き、周に共同耕作の制度があつたといふ結論に到達されて

ゐることは既に述べた通りである。

いかにもこの井田行否に關して、後世種々の論がある。前述した蘇老泉の如きは、井田成而民之死とまで結論して實行難をとき、舜水の如き『井田集覽』の教ふる所によれば、『雖周公之國七百里、恐未必然』と疑つたとある。

従つて一應井田の法が、いつ頃行はれたかと考へるのは、無用でないと思はれる。

『史記秦本紀』孝公十二年の條に

四十一縣、爲<sub>レ</sub>開阡陌。

と記してあるが、『漢書食貨志』にはこの記事を更らに、

及<sub>二</sub>秦孝公用<sub>二</sub>商君<sub>一</sub> 壞<sub>二</sub>井田<sub>一</sub> 開<sub>二</sub>阡陌<sub>一</sub>

と述べた。『史記本記』の阡陌を開くといふことが、果して漢書の云ふやうに、井田の法を壞つたことであつたかどうかは史記によつては證されぬ。こゝに疑問がある。

朱子はこの漢書の説を辨じて曰く、(朱子文集卷七十二、開阡陌辨)

漢志言秦廢井田開阡陌、說者之意皆以開爲開置之開。言秦廢井田而始置阡陌也。故白居易云、人稀土曠者、宜修<sub>二</sub>阡陌<sub>一</sub>、戶繁鄉狹者、則復<sub>二</sub>井田<sub>一</sub>。蓋亦以阡陌爲秦制、井田爲古法。此恐皆未得其事之實也。



按阡陌者、舊説以爲田間之道、蓋因田之疆畔、制其廣狹、辨其橫從、以通人物之往來。中略風俗通云、南北曰阡、東西曰陌云々。蓋陌之爲言百也、遂間百畝、漚間百夫、而徑涂爲陌矣。

阡之爲言千也、則溝間千畝、漚間千夫、而畛道爲阡矣。阡陌之名由此。中略商君以<sub>三</sub>其急刻之心。

行<sub>三</sub>苟且之政、但見<sub>下</sub>田爲<sub>三</sub>阡陌<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>束、而耕者限<sub>於</sub>百畝、則病<sub>三</sub>其人力之不<sub>レ</sub>盡。中略是以一旦奮然不<sub>レ</sub>顧盡開<sub>三</sub>阡陌<sub>一</sub>、悉除<sub>三</sub>禁限<sub>一</sub>。而聽<sub>三</sub>民兼并買賣<sub>一</sub>。中略則所謂開者、乃破壞剝削之意而非<sub>三</sub>創置建立之名<sub>一</sub>。

と説いてある。則朱子の意見では阡陌は井田の制に従つて東西南北に通る縦横の道である。秦が井田收受の法を廢したとしても、道路まで廢することはない、阡陌といふやうな縦横の正しい途を、秦に至つて始めて置くなどいふは疑はしい。蓋し以前からあつた井田の法に従へば、この阡陌無用の空地が廣すぎる、又制限がありすぎる。故に之を開いた、即ち無制限の耕地にしたのだ。秦が新たに置いたのではない。何となれば阡といひ陌といひ井田に従つたものであるからである。故に朱子の説では、井田の古法猶秦時には遺跡として歴然見るべきものがあつたのであると論じてある。同じ『朱子文集』第六十八卷には『井田類説』の章に、井田に因て軍賦を制するを司馬法と説き、先王の國を爲め武を立て兵を足すの大略とまで述べてあるから。軍制からみて井田は、實行されてゐたものであると信じてゐるらしい。しかしその文中に、前文白居易の言に似たことを云つてゐる曰く、

夫井田之制宜<sub>三</sub>於民衆之時<sub>一</sub>。地廣民稀勿<sub>レ</sub>爲可也。然欲<sub>レ</sub>廢<sub>三</sub>之於寡<sub>一</sub>、立<sub>三</sub>之於衆<sub>一</sub>。土地既富。列<sub>三</sub>在豪疆<sub>一</sub>。卒而規<sub>レ</sub>之。並起<sub>三</sub>怨心<sub>一</sub>。則生<sub>三</sub>紛亂<sub>一</sub>。制度難<sub>レ</sub>行。由是觀<sub>レ</sub>之。若<sub>レ</sub>高帝初<sub>レ</sub>定天下<sub>一</sub>、及光武中興之後。民人稀少。立<sub>三</sub>之易矣<sub>一</sub>。就<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>悉<sub>三</sub>備井田之法<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>以<sub>三</sub>口數<sub>一</sub>占田。爲<sub>三</sub>立<sub>三</sub>科限<sub>一</sub>。民得<sub>レ</sub>耕種<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>買賣。且<sub>レ</sub>贍<sub>三</sub>貧弱<sub>一</sub>、以防<sub>三</sub>兼井<sub>一</sub>。且<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>制度張本<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>亦宜乎。

とある。云ふ所は井田は人民が多い時に都合がよい、地廣く人口稀薄ならばそれには及ばぬ。従つて人民の少い土地の廣い時には富豪兼併の民が出来る。やがて人民が増加する場合、卒かに之を行へば其所得を減すことになつて人民の怒を招き行はれにくいであらう。漢高祖や光武の初世、人民の稀な時、前以て立て、置けばよかつたが、其際井田は行はなかつたけれども、やはり人民の所有の田地高を戸口によつて制限せよと論じた人があつた。これは兼併を防ぐためであつたが精神は同一である。併しこの論は地廣く民稀なれば爲す勿る可き也といつた前言と矛盾する。高祖や光武の初世、綱紀一新の際その時代に果して民人稀少ならば、やはり爲す勿る可きであつて、別段井田の必要がなかつたのである。勿論世の中が進んだため、古い制度には復歸することが出来ないのであるが、一旦出来なだものを、後世民人滋殖の後に出来ささうとしてもそれは無理といふものである。どうしてそれが後世に行はれやうぞ。してみると朱子も亦、井田の法を理想として之を口の上に叫んだに止まる。古聖の法であるから、之を辯護したまでに止まる。予は蘇老泉のやうに眞向正面から不可能を説く方



が正しいと思ふ。

百歩四方の面積を周尺(曲八寸)ではかると、一步は四尺八寸である。その百歩一辺の長さは四百八十尺、その中にある百畝の面積は二十三萬〇四百平方尺之を我國の坪數に換算して六千四百坪、即二町一反三畝十坪にあたる。もし周尺を六寸四分とすれば、一步は三尺八寸四分、百歩で三百八十四尺平方。日本の坪數にして四千〇九十六坪、即一町三反六畝十六歩になる。我國ならば一町乃至二町で一家を養ふことが出来る平均の農業地となるが、これは日本のやうな狭い國土で、聚約の農耕を行ふ土地、民衆の多い國に適當する地割であつて、支那ではこれではあまりに狭い。何となれば唐代班田收授の法などを見ると、漢以後二百四十歩を畝とし、(この一步は曲五尺平方だから周尺よりも大きい)その百畝を一夫に與へ、老男篤疾癡疾には各四十畝、寡妻妾には猶二十畝を供給したといふから、之に比べてみると、唐代一家五人も居れば、少くとも唐時の二百四十畝(五萬五千六百歩)が一家の分配地積となる。この大きさは百歩を一畝とする古制からみて、事實は五百六十六畝からの大きさである。井田の百畝に比して五倍以上となる。唐代の地力は周代に比して五分一も減少したのであらうか。或は周代草創の時代よりも、唐代草創の世は土地更に曠く人更に空しかつたであらうか。一夫百畝をうくるといふことは、井田の百畝一夫の制を真似たのであるけれども、其の内容は周は百歩、漢唐以後は

二百四十歩である。二倍半の大きさがある。

過去に於ては、尺が短かく土地區畫も、しかく嚴正であつたと考へらるゝ支那の中原に於て、乾隆帝の時、魏の大名府附近に千二百歩の一畝さへ出來てゐたといふやうな、地割の實際を考へる時、たとへ漢書や朱子等が、古法であるといつても、この經界法の實行さへ誠に疑はしいものとなる。そこで當然百歩の古法が、いつか二百四十歩の新しい地割に移つた、その所以を考察せねばこの解釋がつかぬことになるであらう。故に予はこゝで筆を改めて、その移りかはりを推論してみたい。

ホ、井田の行否と其後

そこで、第一に周末には百歩の地割があつたらしい。井田の法が無かつたとは考へられぬ。孟子當時之を殷人の法と迄いつた制度であると思ふ。第二にしかしその井田百畝の平土は、天下一率に行つたのでなく、これに均土類田などいふ割増の附則があつて、適宜に行はれたと見るべきである。

然し孟子は談論の上では、其割増又は附則などはあまりにふれないで、眞向に井田百畝の平土を高調し、一の理想論、換言すれば彼の王道宣傳のモットーにしたものと考へる。故に漢代の學者鄭玄をはじめ其流を汲むものは、皆その氣味で之を説明もし發揚もするので、その結果井田の法と均土の法と離れ々々になつて後學を誤るのである。蓋し孟子があれ程迄に説いた井田、又は均土の政治は、事



實として孟子以前數百年の過去に、支那では實際に行はれてゐたものであつたらしい。『左傳公羊傳』宣公十五年（西紀前五九四）の條に、初稅畝といふ句があり、古者什一而籍と記した所に、漢の何休が註して曰く、

什一而以借民力、以什與民、自取其一爲公田、といひ、  
是故聖人制井田之法、而口分之。一夫一婦受田百畝。以養父母妻子。五口爲一家。公田十畝卽所謂什一而稅也。

と説いてあるが如き其の著しい證據になる。孟子の生れたのは西紀前三七二年である。魯の稅畝はその二百二十年も前のことであつて、その以前は魯は什一而籍（籍は助也）卽井田であつたのである。否それよりも明瞭に井田を歌つた古詩がある。卽ち孟子でさへ其詩を證據にして井田の存在を主張したのであつた。それは滕文公章句上に、孟子の語として、

詩云雨我公田、遂及我私。惟助爲有公田。由此觀之、雖周亦助也。

と説いたことである。但しこの語氣の様子では孟子が古の井田を實見したのではないらしい。その云ふ所は詩に公田といふことがある。公田といへば井田八家の私田の中にあるものである。故に周も亦助法であると説いたのではないか。そこで『詩經』をみるとこの詩のみでなく、猶二三井田に關係した

詩がある。その第一は『詩經小雅』の信南山にある所の、

我疆我理、南東其畝。

といふ句である。説明を見ると信南山刺幽王也とあつて、西周の末の幽王の政治をわらく云つたのである。この詩は自分の田地を經界するに當り、其畝を限るに南と東とに溝をつけるといふことである。『春秋左傳』成公二年六月の條にも、この詩が引用してある。『左氏會箋』には、之を解釋して、

一縱一横者溝洫之定制、則畝但言南東可矣

と註してゐる。蓋し土地經界の溝洫が、幽王當時實行されてゐたのである。

第二は同じ大田の篇にある。雨我公田、遂及我私といふ前記の詩である。この大田の詩も刺幽王也といふ詩である。之によつて周の井田九百畝、其中に公田があるといふ制度が、この幽王の時代に實行されてゐたといふのが孟子の意見である。

第三は同じく『小雅』甫田の詩句である。

倬彼甫田、歲取十千。鄭箋曰、甫之言丈夫也、明乎彼太古之時、丈夫稅田也、歲取十千、於井田之法、則一成之數也。九夫爲井、井稅、一夫其田百畝、井十爲通、通稅十夫、其田千畝、中略故言十千。

こゝで鄭箋を正しいとすれば、これ又井田の制がこの時にあつたのである。甫田も亦幽王を刺る也君



子今を傷み古を思ふといふ詩である。

同じ幽王の時の詩でかやうに三首まで井田に關係した文句があり、孟子は之を以て其證左にしたのである。西紀前七八一年に幽王が即位したのであるから、その頃周ではかやうに土地を彊つて其田を理め、それによつて税を取りたてる一種の助法、井田の制を實行してゐたと見てよい。

林秦輔氏の『周公と其時代』にある「周官制作時代考」にはいろいろの理由から、周禮は周初のものではないが、少くとも西周の末期、厲宣幽の時代の文化が盛んであり、その頃に出來たものである。この時代の詩と周官の官名、及び思想事實等には、一致が多い。例令ば、冢宰、膳夫、寺人、司徒、師氏、内史などの官名が兩者全くひとしいこと、宣王時代の籀文と周官の制度と性質が相似たることなどから、周禮をその頃(西紀前八百年)のものだとしてゐられる。

これは成程と首肯される意見であるが、井田の制に關して、いかにも林氏の高説があてはまると思はれる。周初からここ迄凡三百五十年、文化は爛熟して、いろいろの制度が確立した中に、この井田の法或は均土、頒田の法が出來ると共に、一方では大司徒にのべられた天下郡國の圖が出來、それによつて都鄙溝洫を理むると共に、井田區畫の平土の法も行はれたのではなからうか。甫田の詩が今を傷んで古を思ふとある以上、この税制或は田制を當時の制度としてもよいではないか。幽王を刺るに

當つて、かやうに多くの地割とか税法とかに關係した詩があるといふことは、無意味に見てはならぬ事と思ふ。

何れにしても孟子の立證した井田存在の事實は、この詩によつて認められねばならぬ。従つてこの井田なるものは、孟子生前凡四、五百年の古法であつたのである。

恐らくは鎬京附近の涇渭の平野、かの終南山の北麓に於て、田甸疆理の實際があつたのであらう。孟子は其後五百年も後の人である。宣幽時代のこの井田の實際を見たのではないけれども、一旦この程度の詩にまで歌はれた井田のことである。戰國亂離の間に税法もかはつて、助法などいふ治地上最善の法は或は失はれたではあらうけれども、田野を百畷の大きに疆理した實地の地割は、小國の中に於て見ることが得たに違ひないと思ふのである。

古人にして井田を論ずること孟子程徹底した人はない、しかも百畝の地積で數口の家以て飢なかるべしと斷言した。この事は必しも無謀の言ではなかつたに違ひない。でなければ誰れが孟子に井を問うものがあらう。

『孟子』の中で井田を語る所は滕文公章句や、梁惠王章句、盡心章句など數ヶ所にあつて、殆ど彼の説く先王の道についてまわる所の口癖である。曰く、



○滕文公上、方里而井。井九百畝。其中爲公田。八家皆私百畝。同養公田。公事畢。然後敢治私事。所以別野人也。

二一六

○梁惠王章句、百畝之田勿奪其時。數口之家可以無飢矣。

○同下 孟子曰。昔者文王之治岐也。耕者九一、仕者世祿。

○盡心章句、百畝之田。匹夫耕之。八口之家。可以無飢。

など、ある。「滕文公曰、滕小國也間於齊楚。事齊乎。事楚乎。」といったとある。實に滕は山東省南部の國で、今の曲阜の南、運河の通る微山湖の東岸の平野に位し、津浦線貫通の小都會である。明の郝敬の言によれば、

滕地五十里、即今山東滕縣 四野平壤。と論じ、もし井田を行へば城郭小しく礙るのみと記した。いかにも土地も狭いし、平坦でもある。地力も平均がないから、そこを見込んで孟子が實行して見たいと思つたらしい。孟子に、

滕文公使畢戰問井地。孟子曰子之君將行仁政。選擇而使子。子必勉之。夫仁政必自經界始。經界不正。井地不均。穀祿不平。

とある。惡口屋の孟子が、大に畢戰といふ使者をおだて、其實行を力説してゐる所を見ると、或は

孟子當時、かやうな滕の如く、土地が狭くて人民が多いしかも地力の平均した聚約的農業地に於て、宣幽時代の井田の遺跡に似た、土地區畫が残存してゐたか、もしくは孟子の井田が實行され易い状況にあつたのであらう。孟子は學者である、經國行政の才能はなかつたかもしれぬが、いかにすれば民人安堵の生が送られるかといふことを、山東のやうな古い時代からの農業地に於て、しかも狭い國で工夫もし考案もした結果、或はかうした理想を言説するに至つたのであらう。全然不可能のことを述べたと見るのは偏見ではなからうか。

戰國時代になつて列強互に地域を廣めて、其の版圖が廣大になると、自から經濟事情が一變し、小國の疆域を固守して、自給自足するやうなことは無くなつて、自から開放的になり、民人の生活も進取的になる。事業も大袈裟になり富豪も出来る。従つて兼併の度も強くなつて、世相も一變せざるを得まい。

秦商鞅を用ゐて井田を廢したといふのは、實はさうした社會制度の自然の變化に適應したまでのこととて、個人の兼併進取をゆるして、富國強兵を策すると共に、消極的な井田分配の制度を廢したのであらう。換言すれば土地の區畫をやめたのではなくて、均田とか平土とかいはるる土地公有の制度を廢したので、これを井田を廢しと記したのではないか。勿論屢々述べた通り、井田なるものは、王畿



に通じて行はれてゐたのでなくて、その行はれやすい土地に或は其阡陌といふやうな面影もあつたがこの時以來は全くさうした事實までも無くなつたといふことではなからうか、それでも山間の一小盆地とか水涯の一孤島とかいつた邊鄙ならば、猶さうした古代原始の法が、永續殘存し得たであらうと思はれる。

『皇明經世實用編』卷十五、重農考には、馮應京氏の言として。

聞山東登萊、猶畝澮。

とある。果して明時さうであつたか否かは不明であるけれども、登萊といへば支那でも東海の邊鄙である。山東には古く大尺のあつた國である。或は明時に猶さうした井田の跡らしい畝澮の形が、殘存したと見てよいのではなからうか。しかし勿論ここに畝澮があつたから、井田の法が行はれてゐたと云ふのではない。井田の法といふことは、條里區畫の法であると同時に、實は土地の均分といふ意味の方を重く見るべき制度であるからである。

周禮の井田平土の法が、古代天下を通じて實行されたことに就て疑義を生ずるのは、周禮地官遂人の章に井田の八家均分の法と、全くちがつた縣鄙を經營する方法が記してあるからである。遂人の法によれば五家爲隣で村の單位が五戸である。井田の法は八家が單位である。それとこの五戸とは調子

がちがうので、周禮の井田を疑ふといふことになるのである。

この事は林泰輔氏が其『周官井田考』の中にも論じられてゐることである。遂人に曰く、

遂人掌邦之野。以土地之圖經田野。造縣鄙形體之法。五家爲鄰。五鄰爲里。四里爲鄴。五鄴爲鄙。

五鄙爲縣。五縣爲遂。皆有地域、溝樹之。使各掌其政令刑禁。以歲時稽其人民、而授之田野。簡其兵器、教之稼穡。

とかういふ村の制度がある。遂人は邦の野を掌る役人である。ここにも亦土地之圖を以て田野を經し縣鄙形體の法を造るといふ文句がある。これは我々地理學を學ぶものの聞捨にならぬ語である。支那には古く郡國の圖がある、その圖の根原は、蓋しかうした土地田野に經緯をつくるための圖であり、縣鄙をつくるプランであつたらしい。まづさうした徑涂溝洫といふものが圖上に出來て、同時にそれによつて土地區畫が行はれる。茲に於て後世の方格圖が出來ると共に、地上には井田といふ形が生じたのであらうと考へられる。この事は後世我國に於ても、土地區畫が行はると同時に、田圖、田記、又は國郡圖なるものが作られたことを思ひ出さしむる語であるから、一應ここで讀者の注意を喚起しておくのである。

さてこの遂人の村の建て方は、さうした圖上の設計に従つて五家を基礎にし、鄰、里、鄴、鄙、い



づれも地域を與へて之に溝樹したのであるから、その形式がもし直線であるならば、地上に井字をつくるに近い。九夫井を爲すといふ分配法でないから、井田の法とはいへぬが、かうした遂人の經營の跡には、或は地上井字の區畫が出来てゐたとみても、差支へがないらしい。

同じく『小司徒』の職掌には、

乃會萬民之卒伍而用之。五人爲伍。五伍爲兩。四兩爲卒。五卒爲旅。五旅爲師。五師爲軍。以起軍旅。以作田役。以比追胥。以令貢賦。

とある。これは右の遂人の經野から、自から派生する五伍の制であつて、軍役、追胥（追とは寇を追ふ事、胥とは盜を捕ふること）貢賦といふ三大行政事項に當らしめる地方自治の組織である。

普通この遂人の五家爲鄰を六遂の法といふのは、大夫六人で一遂を治めるからで、別に郷の建て方にも六郷といふのがある。その方は『大司徒』に出てゐる左の文句である。

令五家爲比、使之相保。五比爲閭、使之相受。四閭爲族、使之相葬。五族爲黨、使之相救。五黨爲州、使之相調。五州爲郷、使之相賓。

といふ。これも一つの村の建方であるが、前者と全く一致して名がかはる丈である。つまり六郷も六遂も、全く同じ王城から二百里以内の地方行政の組織である。

而してこの遂人や大司徒の村落自治制は、又『管子』にも明記されてゐて其存在を證明してゐる。『管子』の牧民解以下は後世の追記であるが、古い傳へたと考へらるるその第一卷立政篇には、

分國以爲五郷、郷爲之師。分郷以爲五州、州爲之長。分州以爲十里、里爲之尉。分里以爲十游、游爲之宗。十家爲什。五家爲伍。什伍皆有長焉。築障塞<sup>ケツバラス</sup>、一ニ道路、博<sup>モツ</sup>ニ出入。審<sup>シム</sup>閭閻、慎<sup>シム</sup>筦鍵。

といつたり、乘馬第五の中に、

聚者有市。無市則民乏。五聚命之曰某郷。四郷命之曰<sup>レ</sup>方。官制也。とか。又は

官成而立<sup>レ</sup>邑。五家而伍。十家而連。五連而暴。五暴而長。命之曰某郷。四郷命之曰都。邑制也。邑成而制<sup>レ</sup>事。

と記してあつて、同じ齊國の中で、郷村建方にいろいろの種別がある。即ある所では、十伍に長があり、五暴即二百五十家にして郷長が出来、閭閻を作り、筦鍵をかけ、築障して以て一村の出入を警備する所もあれば、すつと人家の多い聚といふ村落が出来てゐて、五聚で郷長をおくといふ鹽梅になる所もあつて、村落發達階級の狀況を揣摩せしむるものがある。要するにかうして管子の時代齊の國で、村落行政の實行されてゐたことを見ると、『周禮』に書いてある五家爲隣又は五家爲比、或は五家爲伍といった風の制度は、餘程古い時代に發達したものである。しかもこの制度は依然として今日の



支那の村落の形式とか、成立要素になつてゐると考へられるものである。尉繚子にも五人爲伍、伍相保也、十人爲什、什相保、五十人爲屬、屬相保と記して、卒伍の文と同様に、今日の軍隊組織の起原にもなつた制度を述べてある。

我國に於てもかうした周禮の制や、管子の行政に學んだ支那の制度を眞似て、『日本書紀』、白雉三年四月の條に、

是月造戸籍、凡五十戸爲里。每里長一人。凡戸主皆以家長爲之。凡戸皆五家相保、一人爲長、以相檢察。と定められた。そこで、ずつと後世になつても五人組の制度は、爲政者の大に重用したもので近畿

の村方には、昭和の今日猶五人組や十人衆といふ村の長老の資格が定まつてゐる所があり、其慣習は牢乎として抜くべからず、誠に美はしい村落制の發展をなし、相保し、相受け、相葬し、相救ひ、相賙し、相資するといふことを、この周禮の文字通りに行つてゐる所がある。(拙著『日本家史』、河内門眞村参照) かう考へると、この制度こそ實に周禮の中で、最も古くして且つ據るべきものだといつてよいらしい。そこで想像をゆるすならば、周禮の時代にはかうした五家爲隣の村落が出来てゐた。さうしてその村落には既に田圖もあり、その地形に従つての經緯溝涂も出来てゐるし、溝や道端には樹などをも植え、いかにも平和な村が出来た。その間に於て廣い地域のずつと見晴しになる水平の地

には、縦横直交の井字の田畝が出来、自から井田九夫といつた風の、人の耕作力に相應した區割が出来もしたのであつたらしい。然る後に於てはじめて、その井田と均土の精神とを加へた、所謂井田の法なるものを唱へもすれば、ある地區に限つて八家之を私有し、その中央の公田を耕するやうな土地も出来たと見るべきではなからうか。

之を要約すれば、天下は廣い王畿千里すべて井田平土といふことはない。寧ろかうした五家爲隣の村落がさきに来て、農事の進むにつれ、溝洫の形から井田の理想が発生したものでなかつたか。従つて井田は『漢書』記す通り、一家一夫の均土を百晦とする所もあつたではあらうが、地に肥瘠あり、國に遠近がある。天下を通じて受田百畝と一率には定められないので、この間に自から上、中、下三段の分配率が定められ、いつか一夫百晦は上田の場合、中田ならばその二倍、下田ならばその三倍を分配するといふ風の制度が確立して、民人自から所を得るやうになつたのではなかつたか。予はかやうに考へて遂人の經野と、井田の法との一致點を見出すべきでなからうかと思ふ。

さて又大司徒の職掌を見ると、左の如くに書いてある。  
凡造都鄙。制其地域而封溝之。以其室數制之。不易之地、家百晦。一易之地、家二百晦。再易之地、家三百晦。



といふ均土の法が記してある。前に述べた小司徒の掌では、上中下三段の家口に相當した均土の法をしるしてゐたのであるが、この方は遂人の田百晦萊五十晦を分配するといふのと類似の案であつて、家の中の人口に比する分配案よりも實行し易いものであると見られる。蓋しこの方法によつて土地を分配するには、上等の地ならば之を割り替へない、従つて百晦を支給して不易にする。中等の地ならば二百晦を與へる、故に其年に百晦を耕して他の百晦を休耕しておく。猶更に地力の薄い所ならば、三百晦を給する。何となれば年々百晦を耕し、二百晦を休閑にして置き、三年目にもとの耕地に歸るといふので、いかにも行届いた均土の法である。而して如斯き古代の制度は、後世永く云ひ傳へ、守りつゞけられたものと見え、多くの地方に存在してゐる。

一例をあぐれば下間理學士が『地球』第三卷第六號「隱岐の牧畑」に詳述されたものゝ如きこれであつて、同氏の報告に従へば、隱岐の國には豆とか麥とかをつくつた跡は、必ず之を休耕してそこに牛を放牧して一期間を過ごし、地力の恢復を待ちて後粟をまき麥に移るといふ輪作制度を取つてゐるのである。田村浩氏の『琉球共產村落の研究』の中にも、同様の多くの類例が記され、奥村の如きは地割配當にあたり、明替畠 Alternative Cultivation といふ休耕の畠地があると書いてある。昔は七年目に之を循環して耕作したが、今日は三年制となつたとある、則ちこの書の再易に當る。又國頭地方には交替

耕作制、則一易の地があると報告されてゐる。かうした實例は猶他國にも多いことであらう。いかにも原始時代から行はれた均土の法である。勿論隱岐や琉球の耕地割替が周禮に従つた結果であるといふのではないが、類似の古法がかうした孤島に残ることは注目すべき人文現象ではなからうか。

『漢書食貨志』にも之の制度を記し、民の田を受くる上田は夫百晦、中田は夫二百晦、下田は夫三百晦、歳に耕種する不易を上田とし、一歳を休むを一易中田とし、休むこと二歳なるもの再易下田と爲す、三歳更に之を耕し自ら其所を更う。農民戸人已に田をうけ、其家衆男餘夫と爲るもの亦口を以て田をうく如此と解したのであるが、後世屢々この制度の復活がはかられ、魏孝文帝の時に、李安世の言によつて、太和九年に詔を下して天下の人に田を均給した。その時諸男夫十五才以上は、露田四十畝、婦人は二十畝を與へ、二易の田は之に再倍すと記され。後周の文帝の政治に於ては、

凡人口十以上宅五畝、口七以上宅四畝、口五以上宅三畝、有室者田百四十畝、丁者田百畝

といふ法になり、やがて隋代になると、煬帝は天下の丁男十八才以上には田一頃を給し、篤疾廢疾に四十畝、寡妻妾に三十畝、戸を爲す者には二十畝を加へ。この中二十畝を永業田とし其餘を口分田とした。地に薄厚があるから、歳に一たび易ふるものは之に倍授することになり、田制大に整然たるものがあつた。次の唐代亦これに従つて、高祖の武德七年（西紀六二四）始めて律令を定めた。曰く、



度田之制五尺爲步。步二百四十爲畝。畝百爲頃。丁男中男給一頃。篤疾廢疾給四十畝。寡妻妾三十畝。若爲戶者加二十畝。所授之田。十分之二爲世業。八爲口分。(舊唐書食貨志)  
とあつて隋制を踏襲したのである。同時に租庸調の法を設けた。さうしたことが我國大化改新(西紀六四六)の手本であつたので、この周禮の大司徒にある均土の法は、五家爲隣の村落建方と共に、永く後世を支配する大法となつたものである。

#### へ、井田から代田への變遷

かうした次第であるから、井田の研究は單に地割の問題に關するものでなく、支那古代の村落の建方、地方自治の發達といつたものに迄關係する大問題であつて、本書のごとき當面の問題を地割にのみ置くものに取つては、やゝ荷が重すぎると思はれる。

しかし以上で大要はのべたのである。そこでさうした土地區畫が、かうした井田の制と共に均土の法、并に什伍の村閭建て方などに關係して、夙に考案されてゐたことを認める。併し王畿のすべてが井田の法で區分され、其法のみで支那の村方が治められてゐたと考へないのである。従つて儒家の説く所の夏の貢法、殷の助法、周の徹法などといふ税賦のごとき、これを記載しうる時代には、支那で地方的に三者併存した事實を語ることに、恰も漢代三代異尺の説の出た時に、既に三種以上の尺の現存

したことを語るのと同様であつたものとする。戰國に尺度が二三種あつたやうに、かうした土地の制度、貢助の法、均田の村の建方が、五家隣保のごとき村落制と共に普く行はれてゐて、同じ國の中にもこれに類似したいろいろの制度があつたのであらう。

その一つの證據とも見るべきは井田を高潮して説いた孟子の語の中に既に、野と國中の別があつて請野九一而助、國中什一使自賦。といふ區別をたて、卿以下必有圭田、圭田五十畝、餘夫二十五畝。

と説いたことである。井田區畫の中に於て、何處に餘夫の二十五畝や、圭田五十畝を求めうるか、蓋し孟子も井田一點張りで、均田の法を無視したのではなかつたのである。

趙註に従へば餘夫とは一家一人田をうく、其餘の老少猶餘力ある者二十五畝半をうく。之を餘夫といふとある。即受田者田萊多少、有上中下、とある點は全く大司徒や遂人の均土頒田の法である。してみると井田の二井九夫といふのは實は形式である。家の口數によつて受田の面積も違ひ、土地の肥瘠によつて又違ふ、二重の煩雜な政治である。これ又宣幽時代政治の特質であつたのであらう。従つて戰國時代にもなれば、齊とか秦とかいふ大國では、經濟事情もちがつて、一夫必しも百畝でなかつた。一家或は二百畝もあれば三百畝もあるといつた人が出來てゐるし、村によつては餘程大まかな地



割が出来てゐたので、必しも一步方六尺、步百爲晦、晦百爲頃と定つてゐたのでなく、百畝の一夫、二百畝の一夫、三百畝の一夫といった階級に伴つた分配が出来てゐたのであらう。故に勿論歩百で一畝であるが、もし二百畝で一夫にあたる土地があれば、直ちに二百歩を以て一畝と見、三百歩で一畝の税にあたる土地があれば、これ又三百歩を以て一畝といふやうに考へることになりはせなかつたかと考へる。換言すれば不易の土地は、百歩を以て一畝とするが、一易の地ならば二百歩の一畝になる、再易の地ならば三百歩の一畝になる。従つてさうした習慣が出来れば、支那の各地各村落での一畝といふ面積は、不統一な動きやすなものになつたであらう。その確證として見るべきは『漢書溝洫志』の、魏の田制である。

魏文侯時(西紀前四百年頃)西門豹爲鄴令(中略)。史起進曰、魏氏之行田也以百畝師古曰賦田之法一夫百畝也、鄴獨二百畝。是田惡也。

とある。豹は漳水の灌漑地を整理して、魏之河内を富ました英雄である。しかもその田制は古法にならず、敢然として二百畝の制を取つたとある、これは西紀前四世紀頃、百畝一夫でなく二百畝の一夫も出来て、好成績を擧げてゐた證ではないか。

この事の近世にも猶行はれてゐる一證は、尺度考に引いた『續文献通考』の一節にも見える。曰く

今吳田一畝多不敷二百四十步。甚有七折八折者。林文忠公疏稿所謂南方地畝狹於北方者此也。

とあるやうに、蘇浙肥沃の地方では、一畝は二百四十歩にならぬのが通常で、七折即十分の七、日本語の七掛で百六十八歩のものや、八掛で百九十二歩位でも一畝とする所があるのだ。蓋し一般に支那で南方の肥沃地は收穫も多いので、北方乾燥の地よりも畝の大きさが遙に狭いのである。それでも一畝は一畝だといふのが現状である。之は不易の地尤も狭くして、二易又は三易の地になつて畝は愈大となる處の古來の慣習である。大名府附近黄河氾濫の砂地が、かの千二百歩といふ大きい畝になつてゐるのも、この地理的理由による結果ではなかつたかと考へる。

又、管子の乘馬第五、地理の章に曰く、

上地方八十里、萬室之國一、千室之都四。中地方百里、萬室之國一、千室之都四。下地方百二十里、萬室之國一、千室之都四。以上地方八十里。與下地方百二十里。通於中地方百里。

とある。この事は上節にのべた三等の差別を一の國にまで廣げて考へられた語で、八十里四方と、百里四方と百二十里四方との三階級で、同じ人文現象になることを語つたものである。同様な考が歩畝の間に發生せずして、どこまでも百歩が一畝だとはいへまい。或は八十歩の一畝、百歩の一畝、百二十歩の一畝といったものが、出来て差支へないことになると思はれる。



尺でさへよく動いた。その動いた形式は或は十進か十二進かといふやうな數學的のものであつたであらうと思ふけれども、同じものの長さをはかる實物の、その品質の如何によつて、或は短尺を用ひ、或は長尺を以て之に當る。それは必しも土地開拓に限らず、品物にしても價格の平均負擔の公平といふやうなことをはかつた結果、二割増、二割引といふやうなことが通法となつて、尺にあつた延びが出来たのであるから、土地の割方も同様であつて、立法上百歩が其基本數ではあるけれども、こゝにも八十歩又は百二十歩といふ基礎の數が無かつたとはいへまい。或は百歩の二分一を増した百五十歩といつた數も、どうかすれば基本數になりうる數である。果然遂人には上地夫一廩、田百晦萊五十晦とあつて、百晦の外に休耕地五十畝の割増があるから、一夫受田百五十晦といふ單位となる。従つてこゝに又百五十歩といふ一畝の單位も出来れば、或は五十歩でも單位にならぬことはない。これは地割ではないが、『周禮』夏官司馬の章に、

虞人萊所田之野、爲表百步則一、爲三表。又五十步爲一表。田之日、司馬建旗于後表之中。

とある。これは田獵の場合、三軍の集る場所のマークを建てることであるが、鄭玄の註によれば百歩毎に三つ、前、中、後の三本、それに又五十歩で一本、都合四本の中が二百五十歩の廣さであるから四表積二百五十である。こゝに百歩四方の外に、五十歩の單位をとる一例がある。これも同様

な土地の一區畫の單位になりうる數ではなからうか。

かやうにして想像を許すならば、百歩平方の基準の外に、基礎とすべき面積はいくらでも出来るが、就中土地區畫に於て五十歩、八十歩、百歩、百二十歩、百五十歩といふやうな數は、其基準になりうる恰好の步數ではなかつたかと考へられる。さうしてこの一區方畫の面積を一畝とはいはずとも、まづ一畝的の大きとすれば、左表の如き各種の畝の大きが、土地の肥瘠の度に從つて出て來ないとも限らぬであらう。

想像による一畝の大きさ		不易	一易	再易	三易	四易	五易	六易
五十歩	百歩	百五十歩	二百歩	二百五十歩	三百歩	三百五十歩		
八十歩	百六十歩	二百四十歩	三百二十歩	四百歩	四百八十歩	五百六十歩		
百歩	二百歩	三百歩	四百歩	五百歩	六百歩	七百歩		
百二十歩	二百四十歩	三百六十歩	四百八十歩	六百歩	七百二十歩	八百四十歩		
百五十歩	三百歩	四百五十歩	六百歩	七百五十歩	九百歩	一千五百歩	千二百歩	↓?

この表は百歩を中央標準にして、其以上と以下とに二つの出來さうな畝の大きを考へたのであるが、



倍數の相通するものもあるし、全くさうした實例のないものもあるが、横線のあるのは後世明に一畝の廣さになつた歩數である。

二三二

さて一旦かやうに大小各種の一畝が出来たとすれば、後世餘程な歴史的事情が発生し、その村落が滅亡でもしない限り、この土地丈量は永久に残存することになるであらう。前編この事について『皇朝續文獻通考』の田賦考を引用したが、こゝで一應右の乾隆十五年當時部議に上つた一畝の歩數を追記してみたい。曰く二百四十歩、二百六十弓、三百六十歩、六百弓、六百九十弓、七百二十弓、一千二百弓と先づかやうに多數多様の畝がある、これを前記の表に當て、見ると、必しもすべてが確實はしないけれども、予の百二十歩を基礎に取つた系列の中に、後世最も多く用ひられた單位歩數がある事が知れる。これ實に百歩を基礎とした十二進法の延び方である。尺の延びと同様な關係が、里程に生じたと同様、やはり面積の上にも現はれてゐると云つて差支がないであらう。

思ふにこれ實に均田の百畝の外、戸を爲す者に二十畝を加へるといふ、隋唐政治の慣習の基く所の古いことを語るもので、漢の何休が、孟子の井田を解して受田百十二畝半といひ、孟子は又餘夫に二十五畝などと記して、地割の割増が夙に存したことの當然さを思ひ出さしむるものである。たとへ井田の土地であつても、均土の法に従つて、上、中、下三段階があれば、割當に廣狹があるといふ實際

政治の運用上、管子の所謂下地は、百歩の二割増が配當される所に、尺度の十二進法と同様な變化を観るのである。

尺度の延長は戰國、社會經濟事情の變化した時に發生したといつたが、この田地百歩爲畝といふスタンダードも、同様に恐らく東周になつてから、徐々に變化の途に移つたのではなからうか。

魯宣公の時初めて畝に税したといふことは、實にこの周禮百畷の制度の變つた結果が、魯國の政治までも變せしめたことを語るものであつて、井田の制を假りに西紀八百年前であつた宣幽時代に出來たとすれば、春秋の末魯の宣公の時、周定王十三年、(西紀元前五百九十四年)頃には、最早これが行はれなかつた程に變じたのである。僅かに二百年の間隔ではあるが、社會は將に一變して戰國に入らんとしてゐる。齊の桓公(西紀六四三年後)既に去つて百年に近い、繁文縟禮を極むる周禮の時代ではなくなりつゝあつたのである。阡陌を開いて井田を廢したものは豈獨り秦のみならんやであらう。しかしまづ秦の天下の一統になつて尺を統一し六尺爲歩、數は六を以て規としたとあるから、恐らくはこの頃に、愈百二十歩系統の畝が出来てゐたので、やがて、漢以後、六尺爲歩二百四十歩を普通の畝とするやうになつたと見るべきではなからうか。節を改めて漢代の代田の法といふのを略述するであらう。



## 第二代田の法

二三四

尺に其基準が出来、後世準據する所を得たのは所謂秦の尺である。しかし何故か後人は之を秦尺とは云はないで周尺といつてゐる。同様に畝歩の法に於ても、周禮を重んじ、孟子さへ昔は文王の岐を治むるや耕者九一など、いつて、井田の法が周初既に炳乎として實行されてゐたかの如くに論じ、後世歩百を以て一畝とすることを公則と考へたのであるが、これも尺度の變に伴つて、いつとはなしに二割増の百二十歩の基本數に移行したらしく、その變移の時を戰國にあるとするのは、筆者の想像で上節に述べた所である。蓋しこれは當らずとするも遠からざるの考であると自信する。

其結果秦の始皇以後、尺制の變じたと同じく、畝法亦變化して二百四十歩を一畝と見るやうになつたのであらうと思ふのである。さきに孟子は餘夫二十五畝と記したのであるが、この數に或は誤りがあつたと見え、孟子の井田の法と同じことを記した『漢書食貨志』を見ると、この餘夫の受田は二十五畝でない。曰く、

農民戸人已受田。其家衆男爲餘夫、亦以口受田如此。土工商家受田五口。乃當農夫一人此謂平土。とある、五口で百畝であるから、『通考』にも農夫一人に註して口二十畝とある。按ずるに孟子の言餘

夫二十五畝必しも誤ではないかもしれぬが、漢書の著者は二十畝の方を通法と見たのであらう。すると前章最後の百二十畝受田、即百畝に二割増の習慣に適合する、筆者の想像には誠に、都合のよい數になる。しかしそはともかく、漢書の著者が前代の經濟事情を論じ、秦に至つて天下の形勢の變を説いた所は面白い。曰く、『前漢書食貨志』

及秦孝公用商君。壞井田。開阡陌。急耕戰之賞。雖非古道。猶以務本之故。傾隣國而雄諸侯。

然王制遂滅。僭差亡度。庶人之富者累鉅萬。而貧者食糟糠。

いかにも名文である。一讀して時代の變化がわかる。田畝こゝに於てか一變せざるを得ない。しかしそれがどうであつたかは今日明でないが、結局漢代になつて代田の法といふが出現する、さうして畝法といふものが、はじめて其基く所をうるのであつて、爾來今日に至つても猶一畝は二百四十歩といふことが動かぬ事は、周尺が定まつて尺の基準を得たと同様である。故に私はこの代田の法なるものは、恐らく秦の頃既に天下に廣がつた者で、春秋戰國以來、徐々に移つた古法であると思ふのである。讀者の迷惑を顧みずして、左に『漢書食貨志』の中から有名な、董仲舒の孝武帝に説いた議論と、その結果とを抄録し、代田の法に及ぶであらう。

董仲舒説上曰。春秋它穀不書。至於麥禾不成則書之。以此見聖人於五穀最重麥與禾也。云々 又言



古者税民不過什一。中略 至秦則不然、用商鞅之法。改帝王之制。除井田。民得賣買。富者田連阡陌。貧者亡立錐地。中略

田租口賦鹽鐵之利二十倍於古。或耕豪民之田見稅十五。故貧民常衣牛馬之衣、而食犬彘之食。云々 漢興循而未改、古井田法雖難卒行、宜少近古、限民名田、以澹不足、塞并兼之路。云々 仲舒死後、天下虛耗。

これ實に戰國時代以後の田制、村落制の變化とでもいふべきもの、大體を論じたものである。董仲舒が井田の古法復しがたきを知つてゐた證であるが、こゝに名田といふ字句が出てくる。「師古註曰名田占田也、各爲立限、不使富者過制、貧弱之家可足也」とあるから、民の私有田を限らうとした意思である。貧富の差を尠からしめんとした社會政策であつて、土地公有の理想がこゝにも働いてゐる。其後哀帝が位について、師丹の建議により、民田及奴婢の數に制限をつけ、貧富の差を救はんことを、附議されたのもやはりこの井田以來の平土の理想であつて、同じく漢書には時の丞相孔充や大司空何武が諸侯王、列侯、公主等の名田。及吏民の名田は三十頃。使用する一戸の奴婢の如きも、諸侯王は奴婢二百人、列侯公主は百人、吏民等は、三十人以内といふ制限を加へやうとし、終に行はれなかつたことが書いてある。一旦私有の占田が出来て兼併を許すと、とても元にはならぬものである。

但しこゝで注意したいことは、漢代のこの名田といふ文句及事實が、同様の意味で古くから我國でも實行され子代とか名代とかいふ王公の私有地があつたことである。故に中頃には豊後國圖田帳、但馬國、太田文などに郷莊と竝んで、名といふ地區があつた。この事について、『農政座右』の著者は、やはり漢書を引いて名田の多きものを、大名と云へるなりと説明してゐる。

同書に曰く「玉石雜抄引赤鳥曰鎌倉邊にては田地に一名と云は十三石也、是を丸名といふ。半分持たるとは半名と云ふ。植木村は六名ある也、或人曰村高によりて高達ふ也城廻村などは二十石一名とする也」

關東にはいかにも古い言葉や制度が、近世近かくまで殘存したもので、地割などにも東國には餘程古い流儀があるやうに考へられる。

それはさておき漢武の末年には、征伐を悔ひ、農を務めて、新たに代田の法なるものを獎勵した。下詔曰、方今之務在於力農、以趙過爲搜粟都尉、過能爲代田、一晦三畝、歲代處故曰代田。古法也。后稷始晦田、以三耜爲耦。廣尺深尺曰畝、長終畝、一晦三畝、一夫三百畝、而播種於三畝中、苗生葉以上、稍耨隴草。因隲其土以附苗根。中略 其耕耘下種田器皆有便巧。率十二夫爲田一井一屋、故晦五頃、用耦犂二牛、三人一歲之收、常過縵田一斛以上、善者倍之。過使教田太常三輔、大農置工巧奴與從事。中略 父老善田者



受<sub>二</sub>田器、學<sub>二</sub>耕種養苗狀。民或苦<sub>三</sub>少牛、亡以趨澤。故平都令光、教<sub>レ</sub>過以<sub>レ</sub>人輓<sub>レ</sub>犁。中略 又教<sub>二</sub>邊郡及居延城。中略 民皆便<sub>二</sub>代田。用力少而得穀多。」

二三八

即この代田の法は、この時趙過の力で、長安に近い三輔、弘農、河東は勿論、同時に邊郡及居延城(今甘肅省酒泉の北)にも教へたといふことであるから、追々と全國的になり、遂にはこの方法が遼東から韓半島をへ、東漸したものと考へてよい。所謂漢人のコロニーが段々と半島の中にも、入つてきたのであつた。

餘談ではあるが漢代の文化を東方に布いたのは、實に秦漢以後のことであり、漢武帝の時代になつて畫期的の發達をしめした。當時最初に彭吳の蒼海郡が出来、後元封三年になつて樂浪、臨屯、玄菟、真蕃の四郡が出来た。この四郡が全く漢のコロニーであつたことは、近年樂浪の發掘によつて證されてゐる。「後漢書」にも其列傳に、

陳涉起兵天下崩潰、燕人衛滿避地朝鮮、前書曰、滿亡命東走度涓水居秦故空地、稍役屬朝鮮蠻夷、及故燕齊亡在者王之、都王險也。因王其國百有餘歲、武帝滅之。於是東夷始通上京。王莽篡位。貊人寇邊。建武之初復來朝貢。時遼東太守祭彤威讐北方、聲行海表。於是濊貊倭韓、

萬里朝獻。章和己後使聘流通。註、列傳第十祭彤を祭彤とす建武十七年爲太守、在任幾三十年、遼東吏人爲立祠四時奉祭、

とある。これは誠に簡單ではあるが、支那と東方諸國との交渉を明記したものである。近年になつて日韓の考古學的研究はさうした事實の現存したことを立證してゐる故に、(稻葉君山氏、朝鮮文化史研究などを見よ)これ以上、に申述べることを差しひかへるが、王莽貨泉などが、丹後の函石などから出てゐることを考へる時、漢武の頃の、この農耕の法が、西紀一世紀前後、隨つて東方へ移つてきたと考へるのは、失當でなからうかと考へる。

閑話休題、この代田の法では、十二夫爲田一井一屋故晦五頃といふ所に、地割が井田とちがつた

趣をしめす。何となれば一井は九百畝、一屋は三百畝であるから、一千二百晦、之を五頃だとすれば一頃は二百四十畝になる。井田の制では百畝が一頃であつたのに、漢代になると二百四十畝が一頃に相當するから、一畝の大きさは二百四十歩といふことになる。百二十歩の一畝の二倍である。『漢書』鄧展の註にも、「古ハ百歩ヲ晦トス、漢時二百四十歩ヲ晦ト爲ス、古千二百晦ハ則今ノ五頃ヲ得」とあるが、井田百歩の單位が、いつかかやうに倍加したのである。

唐賈公彥の『周禮』の疏を見ると、『周禮』小司徒の本文、乃經土地、井牧其田野。とある。

この井牧の解釋について、前に引用した鄭玄の註をひき、この井田は都鄙に關係したことで郷遂とは違つた制である、郷遂は王城に近い二百里以内の土地、都鄙はその外郭百里以内の地方であるとして、鄭司農云井牧者春秋傳所謂井衍沃、牧隰臯者也。中略 玄謂隰臯之地、九夫爲牧、二牧而當一井、今造都鄙授民田。有不易者家百晦。有一易者家一百晦。有再易者家三百晦。通率二而當一、是之謂井牧。と説明したのである。

即鄭氏の意見では、都鄙は遠方で地が廣いから、井田の法だといつても、地味の不良な所では、方一里即九夫の地に二牧しか立てない、つまり土地によつて九夫はゐないのである。又今の民田に不易田、一易田再易田の區別があるけれども、通じて率ね二を一に當ると記したのである。この今とは唐



時のことであるが、其事實は蓋し古い上中下三等の地を民に授くるに當つて、標準を中地に取つたやうに、平均して二倍の土地を給することゝ見てよい。

管子には方八十里、方百里、方百二十里の別をたて、方百里の中地を率にしてある。これを併せ考へると、この二、一の法は必しも唐代の發明でなく、實は漢代にさうした中地一易の標準が出来て、かやうに二百四十歩を一畝とするやうになつたのではなからうか。

周禮の制は百畝を一夫の受田とし、餘夫一口二十畝合せて百二十畝が一戸の受田であつたとすれば、二百四十畝は、丁度其二倍で所謂一易の田である。二を以て一にしたものである。

漢書にこの代田の法を以て古法也と記したのは蓋しこの古い易田のことをさすのではないか。古い法では百畝をうけ、他の百畝は一年は休耕したのであるが、代田の法はさうした一半を全く遊ばすことをしないで、二百四十畝全體をやはり年々耕耘する。全體に𪔵を作つて播種し、土を根に培う法に改良した。舊來は縵田とて𪔵のないバラマキの作り方であつたのが、この時になつて、一晦三𪔵とさめて條蒔にする。土地の上に三分一は作物のない空地や溝畦が出来る、この溝畦の所は本年は種が下してないが、明年には土を犂きかへすから之が代つて播種の地になる。𪔵を正しうして、その上で作物の條畦を年々交代せしむる。さうした意味で、代田の法といふものが出来たのであらう。

恐らく漢代農事の進歩が、かやうに制度の變化を持來したものであるらしい。これに參考すべきは、漢書に引用した『滿蒙諸慣習概要』にある一節である。

滿洲ニハ、慣習上其境界ヲ明ニスル手段トシテ相互ニ收及捺ナル方法アリ。即該地ノ耕作ニ當リ、甲年ハ其隴ノ一半ヲ内部ニ鋤キカヘシテ之ヲ裏收又ハ收半ト云ヒ、乙年ハ其隴ノ一半ヲ、前年ト反對ニ、外方ニ鋤キカヘシテ以テ甲年ノ原狀ニ復セシム。コレヲ外捺又ハ捺半ト云フ。自他隴々相接スル土地ニ對シテハ、各農ハ毎年土地耕種前ニ集合シ、甲地ノ收ナルト、乙地ノ捺ナルコト等ヲ定メ、關係土地所有者ノ住宅ノ壁間ニ揭示シ、依テ以テ農民各其地ヲ收又ハ捺スルコトヲ常トス。カクスルトキハ甲年ノ隴ハ乙年ニハ溝トナル。

この文字は隴と溝と溝と溝と一枚の田に、ずつと遠くつゞゐる支那の農法をも、併せて教ふるもので、本年播種した隴は、明年は鋤かへして溝にするから、一年交代に地力が用ひられることになるのである、これ即代田ではないか。

蓋し二千年も昔の代田の法が、今日猶支那の邊境にあるといふことは不思議なやうであるが、筆者の實見によれば、現代支那の農法は餘程ブリミチーブなもので、灌漑を必要とする黄河の大平原に於て、之に井戸を掘れば地價も上り、産物も眼に見えて増加することを知つてゐても容易に移らず、しかもその井戸たるや、或は簡單な一個の柳條單桶を、綱一本で汲み上げ捲き上げるか、然らずんば龍車といつて西紀三世紀頃、魏の馬鈞の發明したといふものを作るに止まる。しかしその龍車さへ數が少



い實際から推して、あまり無理な想像ではない。(拙著『西湖より包頭まで』直隸河南の平原参照)  
 とにかくこの代田の法なるものは、この隴のつけかへによる播種施土の法である。其耕耘下種田器皆  
 便巧有りと説き、或は「耦犂二牛を用ひて三人一歳の收常に縵田に過ぐる事晦に一斛以上、善くす  
 るもの之に倍す」などと、記した點から見て、現代の農夫の行ふ所と同様の農業が、この頃天下に行はれ  
 たと見てよいのである。故に曰く「代田ハ古法ナリ后稷カラスキヲ始ム」であつて、その耕作を神に歸してゐ  
 るのであるが、秦漢兩代をへて、農藝は大に躍進したのであらう。しかもさうした進歩が現代とあま  
 り變化してゐないといつた所に、支那らしい古さがあるではないか。滿洲から河北、山東、山西へかけ  
 て、波状の畑地に、牛と驢と二匹、もしくは牛馬三匹づつを一つの犂カラスキにつけて、ずつとこちらから向  
 ふの方へ、長い／＼の終る所まで牽かしてゆく、アノ大陸的農法を見た目で、この耦犂二牛を用ひ  
 て三人一歳の收常に縵田に過ぐると感心した、漢武當時を追回すれば、悠久の大平原の、かの漢々たる  
 黄土壤の上に、二千年この方、あるがまゝに同化した支那農民の素朴純情に對し、驚嘆の情を寄せざ  
 るを得ないであらうと思ふ。

予は井田、百歩一畝、百畝一頃の古制度が、漢唐明清を通じ、二百四十畝を一畝とする現代の制度  
 に轉換したその移行のいつ頃であり同時にそれが、どういふ算法で左様に變化したかといふ事を明に

せんがため、この代田の制への過渡につき、可なりの臆測を逞くしたことを自認する。しかしかうし  
 た想像によつてのみ、支那文化の廣布した各地の田地割が理解されるのである。例せば我國に三百六  
 十歩の一段とか、古くは二百五十歩の五十代、新らしくは三百歩の一段といつた、土地區畫の單位數  
 の如きものゝ起原を考ふる榮としても、この考説は必要であつて、さうした數がたゞ彼を眞似た際に  
 偶然に出來たのではない、百二十歩の基本數から二易の田地をとれば、三百六十歩となり、百歩の基  
 本數から二易の地をとれば三百歩となる。二百五十歩は五十歩の四易の地であるか、或はやはり百二  
 十歩の系列の一易の地即二百四十歩に近い類似から出たものである。之を代といふ事の如き、この漢  
 時の名田及代田の語が東漸した爲めでないかと考へしめるものである。名田はさきにのべた私有の意  
 味であり、代は田地の耕作法からの名詞である。之を併せて名代といふ字句が出來て、我國上古にも  
 御名代「ミナシロ」なるものや「ミコシロ」なるものが出來たのではないか。さうしてその表示する意味  
 はその王子の占有された田地といふこと、即『漢書』の所謂諸侯王名田又は公主名田といふことゝ同意  
 義ではなかつたか。大化改新に際して一旦かうした私有の土地制度は無くなつたけれども、中世には  
 思ひ出したやうに再び「何々名」と呼ぶ小字名が出來た。近畿の古い文書には其例が多い。

『古事記傳』三五、一〇に御名代は其御名を後世に廣く遺し傳へ賜はむ爲に、其部の民を定め置かる



也。書紀清寧卷に、二年春二月天皇恨<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>子乃遣大伴室屋大連於諸國、置<sub>二</sub>白髮部<sub>一</sub>云々。又は武烈紀六年秋九月の條などから御名の代りといふ説をたてゝあるが、宣長翁の云ふ通り、ことの起りは清寧天皇よりも古い景行天皇の頃、日本武尊の效名を傳へんために、武部を置れた時に既に記載され、『新撰姓氏錄』には、成務天皇の時の事として一例が書いてある。曰く、

輕我孫、治田連同祖彥坐命之後、四世之孫、白髮王之後也。初彥坐命末、賜阿彌古姓。成務天皇御代、賜輕地三十千代、是負輕我孫姓之由也

といふ記事がある。之は輕の田地千代といふ單位面積三十を賜つた。そこで輕の姓名が負されたといふのである。代の田であつて、名の田である。御名代の名は、或は名を傳へる意味もあつたのであらうと思ふが、實はさうした地積の單位名が代であつたから、名代即名田といふことではなかつたかと考へしめる。『日本紀』をみると、成務天皇五年秋九月の令に、「隔<sub>二</sub>山河<sub>一</sub>而分<sub>二</sub>國縣<sub>一</sub>、隨<sub>二</sub>阡陌<sub>一</sub>以定<sub>二</sub>邑里<sub>一</sub>」とあるから、この『新撰姓氏錄』の記事は、萬更據のないことではなからうと考へらるゝ。いづれにしても我最古の田制は、少くともこの漢の代田の語をつたへたもので、それが景行、成務の時代に傳はつたかとも考へさす記事ではなからうか。蓋し我國の田制といひ、さうした名辭といひ、支那文化の波及した結果であらうと考へるのに誤はあるまい。中世の古文書に、一反を大小半に分けること

や、又は臺灣の甲や、朝鮮の結負などいふものにも、同様な地積の上に、數學的の聯鎖を見出しうる。こと素より當然のことである。そこでかうした推定説を基礎にして、順次各地方の地割といふものにつき、若干の説明を加へることにしてみようと思ふ。

### 第三 箕子の井田

漢代に普通名詞として使用された名田、又は代田といふ制田の古語は、我國にもそのまゝ襲用されて制地の基礎になつたであらうと考へらるゝことは既に述べた所であるが、我國よりも更らに支那に近い朝鮮を見ると、この國はその開國の始め周武王元年己卯(西紀前一一二二)殷の箕子周を避けて平壤に來たといふ傳説のある國であるから、殷人が始めた孟子でさへ考へた井田が、朝鮮のどこかに残つてゐたとしても、別段驚く程の事ではないであらう。勿論この際箕子が、傳説の通り殷人五千人を率ゐ、其詩書禮樂醫巫陰陽卜筮之流から百工技藝のすべてを從へて移住したといふことは、其まゝ信じてよいかどうかはわからぬ。『史記列傳』にさへ、朝鮮が支那と交渉を始めたのは、戰國の頃燕の全盛時であつて、箕子の傳説を記してゐないからである。燕が亡んで秦の統一した時には、この方面に國境としての郭塞が築かれた位であつたらしい。萬里長城の延長である。その後燕人衛滿が秦の故の空地上



下郭即所謂長城郭塞の東端の間に國を建てたとある。それが王險城で今の平壤である。處がこの衛滿の國も孫右渠の時、漢武帝の爲に(元封三年)滅されて、新に朝鮮には眞蕃、臨屯、樂浪、玄菟の四郡が出来たのである。こゝに於て半島内に漢の植民地が出来ると同時に、支那文化が東流廣布する時代になる。その樂浪の遺址が(平壤附近)近頃考古學者の手によつて非常に明にされるやうになつて、半島文化の、日本と支那との中間に位する任務が、如何様であつたかを確かめうる事になつた。従つて元封三年即西紀前一〇八年、我國では恐らく開化天皇、或は崇神天皇の御代になつて、この支那漢時の東方への交渉が、影響し始めてくるのも當然のことであつた。

恐らくはそれよりも遙古代に、我國と大陸との間に交渉もあつたであらうと考へるけれども、歴史上にのつてくる上から云へば、まづ崇神天皇の御世をさうした畫期的の目安にしてよいらしい。我國文献の上では、同天皇六十五年任那から蘇那曷叱智が朝貢したとある。日本書紀には、任那者去筑紫國二千餘里とあつて、はじめて兩國の距離が、里數で計算されてゐる。僅か百二十哩程の海峡がどうしてかうした里數になるかは今日に於て明でない。恐らくこの里數は、大和朝廷からの里數を、かやうに書いたのではなかつたか。しかしとにかかやうに交渉があつたのであるから、古く高麗法と稱した、高麗尺や、代田の法なども、其後に於て半島を介して東漸したのであらうと見られる。

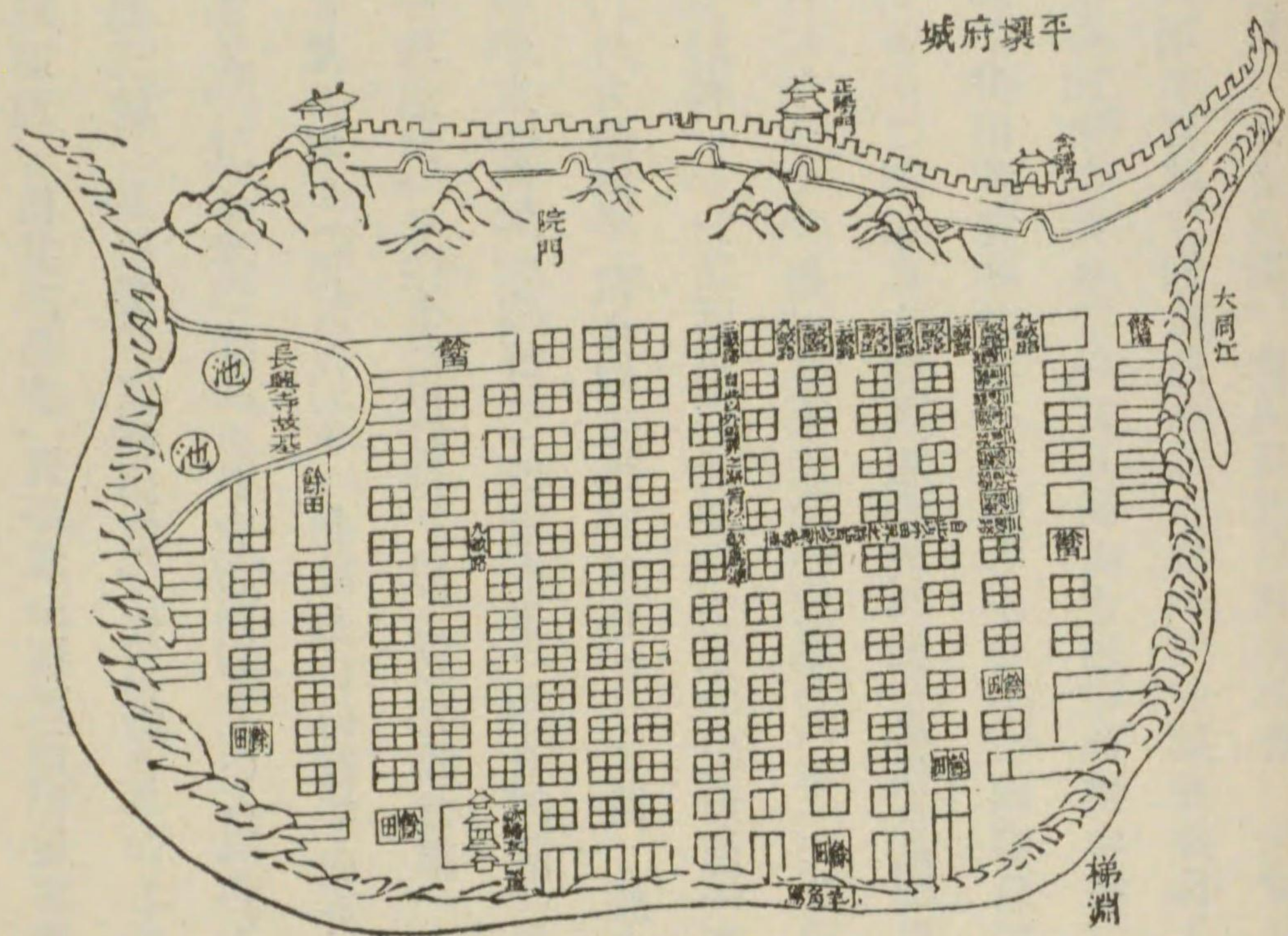


圖 田 箕 圖 四 十 第  
(るよに攷田箕 著謙百韓)

箕子の井田と稱するものが、平壤にあるのも、實はさうした傳説を、實らしくした後人の假托であると考へらるゝものである。史實としては新羅の王都であつた慶州の遺跡に於いて、我國の條里に似た地割を見るから、むしろその方が古傳であらうと思ふが、説明の便宜上、慶州の都城は最後章に譲り、ここでは箕田をば、土地を縦横に界畫した一つの古い地割の一形式として、それが我等に何をかたるかを、申述べておきたい。

『増補文献備考』卷百四十一を見ると箕聖來而人知有井田、其制殷也。其



時則周。但其所傳者、只平壤一區而已。豈存其制而未及行歟。抑行之而不得傳歟。自是厥後爲衛滿、爲三韓、爲羅麗、田制蕩然、無足徵者。

とある。箕子來つて初めて殷の制をしいた。それが周時であつたとのべ、その後全く蕩然として徵するに足る者が無いといふ。勿論是は傳説であるが、同書には『平壤志』を引いて、其形を説明して曰く、平壤志曰、箕子井田之制、以三畝九畝爲準、自古立木爲標、名曰法樹。中經變亂、木標無存。崇禎辛未(西紀一六三二)改釐區畫。樹石四隅、以限經界。而箕子志所載、箕井南九畝路、東止于含毬門外九畝路。而今則直抵東城作十字大路。於此頗失古蹟云。

これはいかにも面白い説明である。紀元前一千一百年からの昔に出來たものが、二千七百五十年も後世になつて、崇禎辛未(我國の寛永八年)に改められたといふ始末であるから、何が何だが全く不明である。この事は李朝英祖時代の(我享保年間)學者李灑(星湖)の説にも出てゐて、

箕子井田其實非井也、一頃方七十步。四頃爲區。如田字樣。整齊不錯、愚謂夏后之井九區、區各四夫合三十六夫也、一區爲四夫之田、如田字樣。殷人增爲七十畝、則合二夫爲一夫、而井爲十八夫。周人增至百畝。則合殷之二夫爲一夫。而井始爲九夫也。箕子不因夏制、而別爲田畝。故爲一頃七十步之制。此者傳聞。監司嫌其與周井不合。大發民力悉變爲一井九夫一頃百畝之制。三代因革、此實爲

左契。一朝妄想、使箕子之遺跡遂泯焉。後世何從而尋其典則耶

とある。これは崇禎に平壤の役人が全く改めたことを論じ、併せて井田を三代の古法であるとし夏制では田字様の四夫を九つ合したものの即三十六夫が一井、殷制では一井を十八分したものの、周制は一井を九分したもの、三代をへて段々土地が廣くなつたものだといふのであるから、井田を夏制に始まると見てゐるのである。これは孟子の語を解する明代支那の經學者が、井田を三代の昔に始まるとした考に従ふものである。そこでこの箕田は、その三代變革の左契であつたのだと迄痛嘆したのである。然らば李灑はこの監司が改正せなかつた以前の箕田を、右の三種の地割の何にあたるかと考へてゐたかといへば、勿論箕子は殷人だから、殷の制度、「七十而助」といつた古制の残れるものと見たのである。かうした井田説の信すべからざることは、前にのべたことであるから、今こゝに之を駁論はしないが箕子の井田を殷制と見たのは、箕子の子孫だといふ韓百謙(久庵と號す、宣祖時代、我天正年中の人)であつて、『箕田考』の一卷が今日に残つてゐる。

韓百謙曰、箕田遺制、與孟子所論井字之制有不同者。其中含毬正陽兩門之間、區畫最爲分明。其制皆以田字形、田有四區、區皆七十畝。大路之内橫而計之、有四田八區。豎而計之、亦有四田八區。八八六十四正正方々。此蓋殷制也。其法象正類先天方圓。



とある。この語の中に區皆七十畝といふのは、所謂孟子の殷人七十にして助すといつた語をうけてかやうに記したのであつて、許箴といふ人も七十畝の區が六十四區あると説いてゐる。周の井田ならば九區が基準になつて然るべきであるから、縦横共に四田八區では勿論周の制とはいへぬ。そこで許箴は、

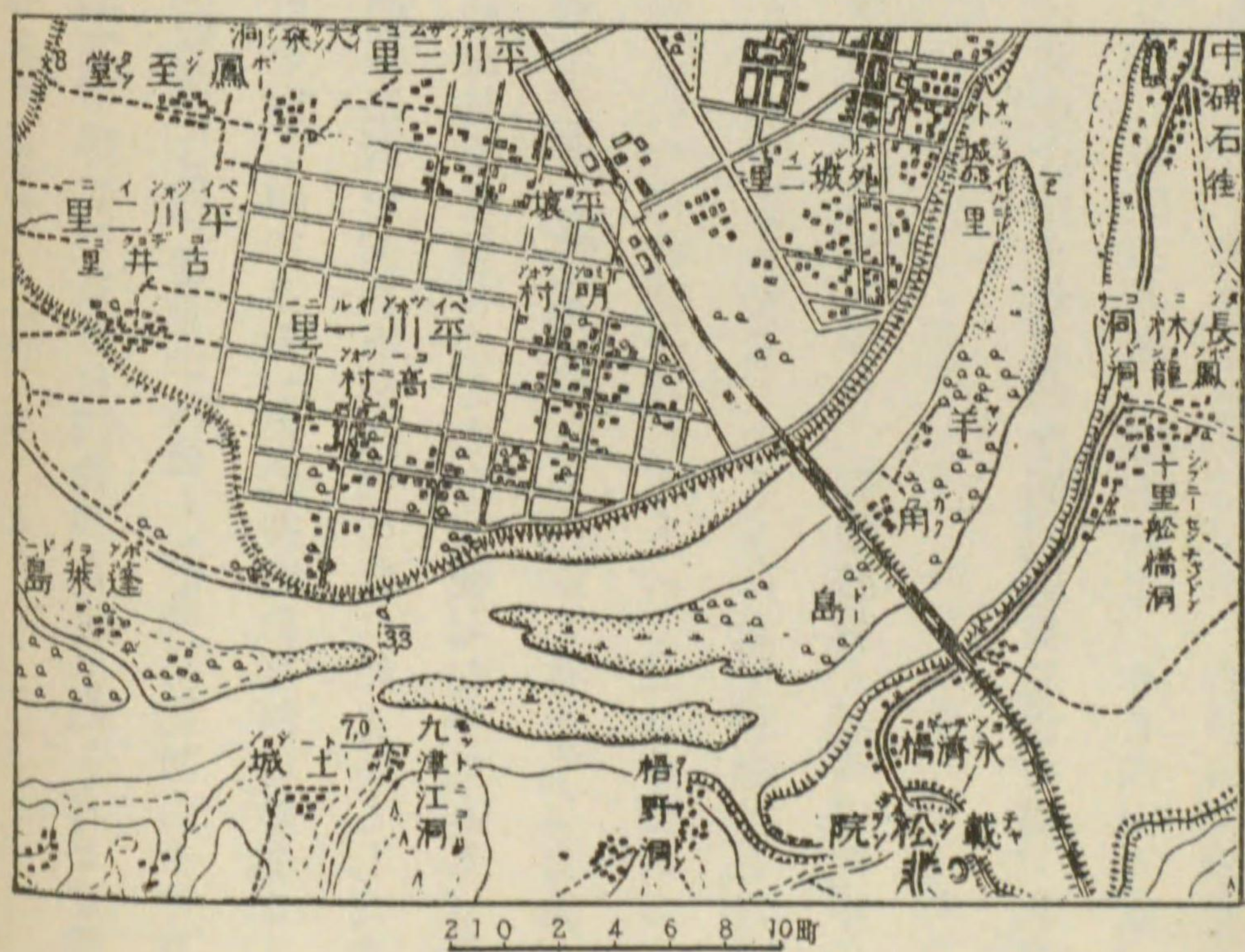
周之一井九區、殷之一行八區、其義一也

と説いてこの區畫が、周よりも更に古いと自慢をするし、韓百謙も亦、

按班史刑法志曰四井爲邑、四邑爲丘、四丘爲甸、甸有六十四井云々、其井邑丘甸之名。雖用周制、而以四起數。四四成方、實與此脗合。

とのべて、かうした平壤四田區畫の方を、小司徒の掌にある四井の古いものに似るといふ事にして

在現の田箕圖五十第



喜んでゐる。しかし何れにしても、箕田は不愷かなもので、それがいつ頃出来たものであるか不明であるが、現に平壤門外の平地に、かやうな正正方方の地割があることは事實である。或は古い時代に都市計畫でもやつた遺跡であるかもしれぬが、さうした證左は何所にも残つてゐないのである。

今『戴松院圖幅』五萬分一地形圖をこゝに掲げて、箕田の意義を明にする理由は、勿論これによつて孟子の論じた井田を學ぼうといふのではない。たゞこゝにかうした古い縦横の界畫が残存するのは、これを作つた當時の人が、耕地若くは都會住宅地といったものを作るに當つて、やはり古い井田の制を踏襲してゐたといふことを明にしたい爲である。韓久庵はこの四田八區を解して、區皆七十畝だと記したが、果して七十畝であるかどうかと見るに、決してさうした廣さではないらしい。

今地圖を一見して明かなやうに、この一區の一邊は、實に日本曲尺五町の三分一である。従つてその長さは日本尺の百間に該當する。今之を百歩だとすれば、この一區は實に所謂井田の一區百畷にあたる。

『朝鮮土地制度地稅制度調査報告書』に於て、關野博士の箕田に關する報告を見ると、左の如く書いてある。

箕子の井田と稱するは、今の平壤の外城内、大同江に沿ひたる所に在りて、縦横の道路井然として恰も棋秤の如し(中略)、而



もこの井然たる道路、今日の如く、其の交叉する辻々に石標を立て、其廣さを定めたり。而して道路は縦横共に廣き道と狭き道とを交互に貫通せり。(中略)廣き道は約四十六尺一寸、狭き者は約十七尺三寸の幅あり、又先年總督府技師の實測によれば、各道路間の(假に町と名づく)廣き東西九町の平均五百九十七呎五、南北七町の平均五百九十五呎五にて殆ど同様なるを知らり、尤も之は道路の幅をも含みたる一町の平均の廣さ也。(中略)余は試みに高句麗にて使用せしものと認むべき東後魏尺(所謂高麗尺)にて實測の寸尺を換算せしに、道路間則ち一町の廣さは恰も五百尺と爲り、廣き道は恰も四十尺となり、狭き道は恰も十五尺に相當するを見たり。思ふに是等の道路は、高句麗時代に於て計畫せられたる都城の道路にては無きか。と

地圖は我をあざむかない。いかにも關野博士の記述された通り、この井田一町の一區は、高麗尺五百尺である。前にも述べた通り唐代には五尺三百歩が一里であつた、勿論その尺は(曲尺)であつたけれども、朝鮮は古い山東の大尺、即高麗尺を用ひた地である。故にその山東大尺五尺三百歩の一里が出来た。その一里を三分すれば、一邊は五尺の百歩即五百尺になる。今道路の幅までも之を地圖上で計上することは困難であるから、關野博士の四十尺と十五尺をそのまま、拜借すれば、大路四丈、小路一丈五尺である。我京都市の道路は、式によれば小路廣四丈、町内の小徑廣一丈五尺とある文に吻合する。關野博士は之を隋の大興城に比較されるが、予は之を我國の奈良や京都の町割に比較して、同博士の想像を正鵠であると考へる。蓋し古代に支那から波及した、日本の地割と同様の地割をもつもので、一種の模式的井田と見てよい。思ふに日本の五町は前章に述べた通り、(大寶令)五尺三百歩の

里である。即千五百尺である。さうしてこの尺は、高麗尺の五尺であるから、曲六尺の三百歩に該當する。故に日本の古い式の一里といへば、丁度この箕田三區の長さである。

漢書には六尺爲歩、步百爲晦、晦百爲夫、夫三爲屋、屋三爲井、井方一里、と記し之を九夫といひ八家に各百晦を與へ、其井中の百晦を公田とするといふのであるから、もし日本で大寶令當時、井田を漢書の通りにつくるならば、その結果は恰もこの箕田の形になるべきであらう。何となれば五町一里の一邊を三分し、方百歩宛にすれば、恰もこの箕田の如き方畫を得て、一井となるからである。

韓久庵當時、李朝の量地一等尺は、後節述ぶる通り日本の三尺一寸五分五厘であるから、その一坪は約十平方尺である。もしこれを以てこの一區の内積日本の百間平方(高麗尺五百尺平方)三十六萬平方尺を除れば、三萬六千坪、百五十畝(一畝は二百四十坪の割)にもなる。決して韓氏云ふ所の七十畝ではない。しかし李朝の量地尺の中で尤も長大な六等尺といふのは、凡六尺二寸の一步である。この最大な尺は丁度日本の間棹に合するのであるから、それではかると一邊百間、内積一萬坪、約四十二畝になる、これ又七十畝に合しない。五等尺で六十畝、四等尺でまづ七十二畝になる。三等尺で計れば、百畝を越えるから、何れの尺を用ひても、七十畝といふ完數にはならぬ。従つて韓久庵や許篈の云ふ所は、たゞ孟子の語を借つたのみで著地の言でない。彼等の云ふ所の八々六十四正々方々といふ



ものも、亦必しも事實ではない。何となれば現今その區を讀むと圖上で八十以上を算しうるからである。故にかうした後人の言に惑はされることなくして、予の推察をゆるすならば、この井田は恐らく唐代の曲尺ならば六尺の一步、即高麗尺ならば五尺一步を用ひた時に、古書の記す所の一井九夫の地割に似たものを作爲した形だとする。

朝鮮の學者でも、韓氏や許氏のごとく箕田を殷制だと論ずる人ばかりではない。『大韓疆域考』の著者丁鏞は其著卷一「朝鮮考」の中に左の如く論じてゐる。予の尺度論からみて、それを唐時以後のものとする點が正鵠に近いと思ふから、和譯して摘記しておく。

鏞按するに井田の跡、吾れ斯に未だ信せず。箕子既に井制を畫す。爰ぞ獨り平壤城南の一片の土に是れを彊し是れを理めん乎。李勣既に平壤に克ち府を開き屯を留む。今存する所の溝洫阡陌は即ち李勣が屯田の遺址也。今南原城外にも亦井田あり、一に平壤の制の如し、此れ劉仁軌が、嘗て帶方刺史となりて府を開き屯を留るの舊田也。竝に箕子と渉る無し。筆者曰く南原は本と百濟の古龍郡、唐將劉仁軌既に扶餘豐の難を平げ、乃ち鎮を南原小京に移し、以て新羅の西侵を防ぐ。仁軌は帶方刺史を以て南原を守れり。

といかにも之は面白い見解である。予は尺度の方から、即高麗尺五尺の百歩といふ點から、之を唐制と見るのであるが、丁鏞氏は之を南原の地割に比し、共に唐以後のものとしたので、かやうに李勣や劉仁軌に歸したのである。果して丁氏論ずる通り、李勣や劉仁軌の時、屯田の制地として之をつくつ

たか否やは疑ふべき事であるから、其言は信じられぬが、しかし箕田の大意は、唐以後の制と見る方が正しいであらう。

李朝の量地尺は後には後述する通り、主として曲三尺一寸五分餘の一等尺を用ひ、結負の制に従つたのであるが、この平壤の箕田に限つて、其最大の六等尺の一尺、我高麗尺五尺の一步に等しい丈量によつて、かうした百畝の正々方々を作爲してゐるとすれば、たとへ崇禎年間に監司が變更したとしても、李朝以前のものであると考へてよいと思はれる。南原の井田は、予は未だ之を實見しないから何ともいへぬが、之を五萬分一地形圖に徴すれば、後節細論する通り、方二里の城壁があり、その城内の町割の一方格には、いかにも平壤箕田の一方格にひとしい者があるから、丁氏の云ふ所滿更誤つてゐないらしい。かくて箕田と南原の地割を併せて考ふるとき、その各の示めす一里が、日本の大寶令五尺三百歩に類似することに深甚の興味をひくと共に、予は之を以て關野博士の云はれる通り高麗時代にまで、下げる必要もないやうに考へる。

前にも述べた通り、我國の奈良の平野の條里のごときも、之に類似した制地の法である。我國には餘程大規模な井字區畫が所々にあるにも不拘、朝鮮では慶州の附近の外に、僅かにこの平壤門外又は南原の一少區域に、その形影をのこしてゐるに過ぎない。しかしながら、この井田を實地に調べると、



その正々方々の一井一邊の長さが、凡日本尺での五町即三百間、その一町が高麗尺の五百尺換言すれば曲尺の百間に近いといふ以上、之を無意味に見のがしてはならぬと思ふのである。

日本での令の一里、五尺爲歩、三百歩爲里といつたその一里と、この平壤の井田の一邊とが吻合するといふことから、例令今日の朝鮮の一里は、本邦の一里より短かくて、四町一里に近いとしても、こゝに此箕田だといふ傳説の御蔭で、古い高麗五尺の一里の實長がかやうに残存してゐるとすれば、それが孟子の井とはちがつた大さであるとしても、其残存した事は有意義であつたとせねばならぬではないか。

五町ごとに區畫を正して大路をつくるといふことは、實は我國では古い都城の制であつた。現に奈良の五萬分一地形圖を見ると、其市街は長さ五町にして大通りがある。一條、二條、三條、名張街道の各がそれである。更らに之を詳述すれば、奈良の町割一坪の廣袤は方四十丈である。それが四筋で一條となる、この長さ百六十丈。之に四丈の小路三筋と、外郭の大路八丈二筋、但しこれはその路の二分一が條の中に入るから四丈の路が五つとなる。故に二條通の正中から三條通の正中まで、百八十丈、即曲六尺三百歩(高麗尺ならば五尺三百歩)の一里となる。(喜田博士の『帝都』又は關野博士の『平城京及大内裏考』第三章參照) 即ち實長三百間(五町)が一坊なるもの、一邊であつた。

我平安京もその地割の基礎を同じくしたから、やはり實長五町ごとに大路八丈を通じた、しかし平安

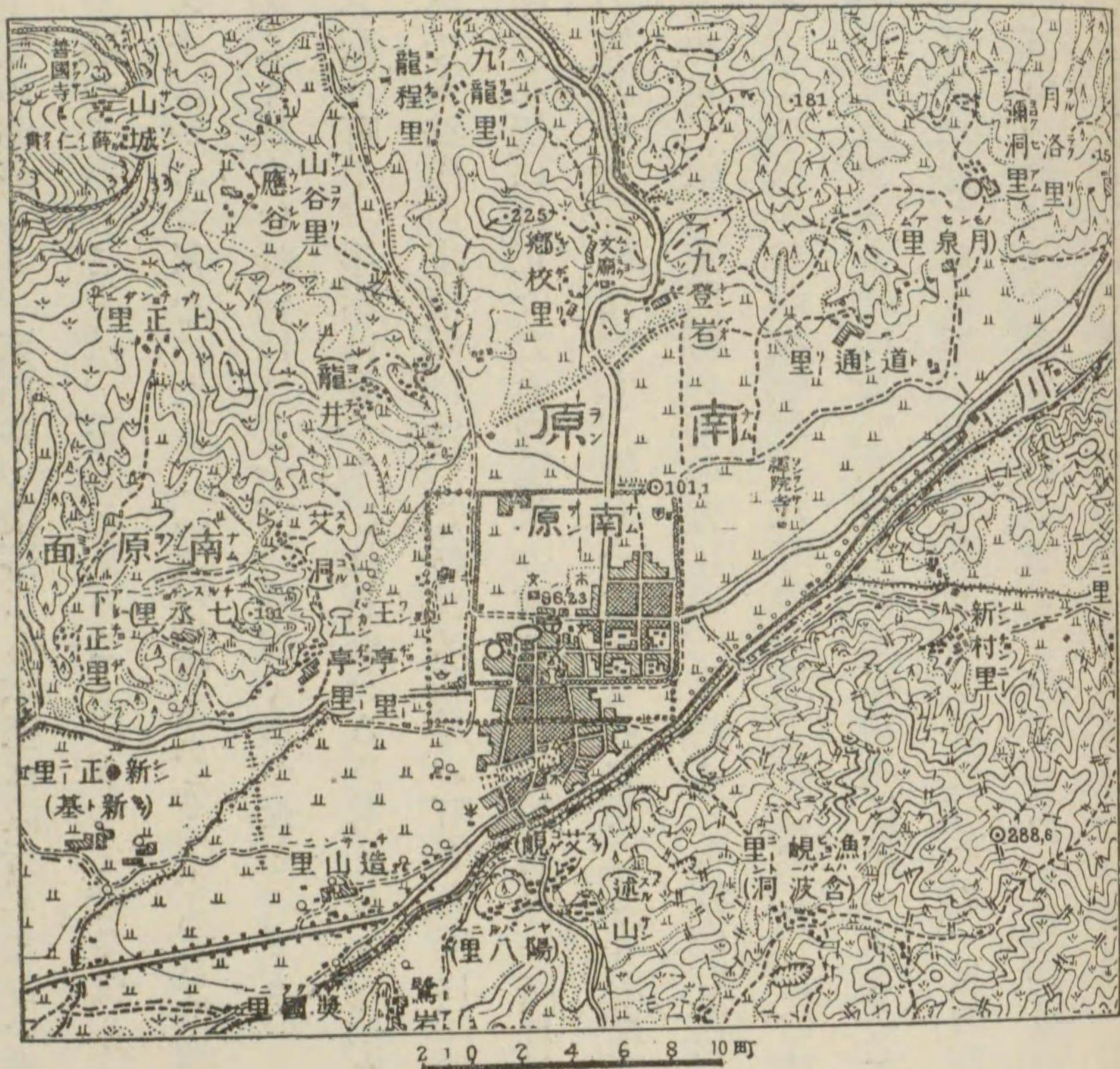
京は平城京よりも規模をやゝ大にしたので、大路の中に廿八丈、十七丈、十二丈、十丈などいふ例外も出來たが、それは多くは宮城附近のものであつて、市中の大路は主として八丈であり、大路の中の小路は四丈といふ制度をたてりにしてあつたから、やはり一町は四十丈である(後章再説)、従つて實長五町にして大通となる。即二條の大路から三條、四條、五條(今の松原)等の東西大路の間隔が五町である。南北には寺町、東洞院、西洞院、大宮通といふのがやはり五町ごとに、十丈乃至八丈の大路で、縦横正々方々に通じ、一大路と一大路との間には、東西南北各三筋の小路(四丈)があり、更らに南北には半町ごとの間ノ町(二丈五尺)がある。けれどももしこの間の町をのぞくならば、我京都は實長で五町一里の正々方々を四々十六區に分ち、これを一坊としてゐたものである(第五十五圖參照)。田籍の方では同じ一里は六町四方であつたため、後世一里六町の語が発生したけれども、都城は全くそれと趣をことにしてゐる。これ實に時代を異にしたの制地法の傳來があつた結果であるとみるべきである。ところが平壤門外の箕田はさうした我五町一里の方形をつくり、内部は九區といふ大まかさであるから一寸見た眼に珍らしい地割だと見えるが、よくその大さを見れば、實は我國都城のプランと同性質のものである。蓋し井田班授の制地ではなく、恐らくは一種の都市計畫の遺制であつたのであらう。井田の法といへば、平土又は均土の理想が之に加はり、或は助、或は徹といつたやうな貢税の則



が之に關係してくるから、學者之を論ずる愈多し、之を解する愈難くなるものである。けれども之を單に土地區畫の一形式だと見るならば、態々平壤の箕田を尋ぬる迄もないことで、方一里之を井字に分ちて九區にしてもよければ、我國の都城の如く、之を複井字に區分して四々十六區、もしくは條里の如く六六三十六區にしてもよいであらう。

朝鮮でこの一里四方といふ區畫を基礎にした地割は、單にこの平壤箕田のみでない。一里といふ長さが或時代には六町、或時代には五町、或時代には四町といふ風に、長い短かいが時代によるので、さうした歴史が之に影響して、慶尙南道の密陽は方四町の城壁、慶尙北道の尙州の如きも方四町、忠清北道の忠州にも方四町の城壁がある。京城の如きも不規則ではあるが、日本の尺で略ぼ四町ごとに大街がある。これらはいづれも新しいものらしい。しかるに咸鏡道の北青の如きは、南北五町東西六町、即その一邊は箕田の一里と同じ長さの方格であり、黃海道の新州の如きは、一萬分一地形圖に見れば、明に南北六町、東西五町の矩形に近い城壁をもつてゐて、其創立の古さを語つてゐる。

そこでこの際前述した南原、即帶方刺史劉仁軌の鎮城であつた所の地割を一瞥してみる。こは既述した通り、予の手にある材料は、明治四十年版の五萬分一の略圖と、大正七年版の五萬分一地形圖の二つしかない。略圖の方は明に日本の十町、即五町二里の一邊をもつ所のやゝ梯形の城郭であるが、その



南原圖第六十第 (るよに圖地一分萬五)

予は讀者に附記縮尺を以て圖前と較比せられんことを望む (予は讀者に附記縮尺を以て圖前と較比せられんことを望む)

後の地形圖を見ると、之とちがつて方形の城壁で、東西徑も南北徑も共に八町餘である。従つて方二里とすればこれは一里四町のプランに近い。故に之を以て直ちに唐代のものとする事は出来ない。しかしよく見るとこの城内を十字に畫する東西の門の位置は、中央部になく、即ち東壁の正中にない。城の東北隅から五町にして門があるにも不拘、東門から南は三町にして南壁となる。蓋しものと城壁の西と南とを縮めたものと見える故に圖を凝視すれば西門外に古い



土城の跡があり、南門外の聚落にも城壁に並行した古い東西の道路がある。こゝに古い溝と細長い堀が残つてゐたことは、略圖を見ることによつて證される。そこでこの南門外の舊濠の東西線及西門外の土城から寸尺をあたるに、縦横の方格の入つてゐる地域は方十町の廣さになる。(第十六圖、城の西と南に點線て入れた大きさ也)恐らくは古い時代には方十町の鎮城であつたとみてよいと考へる。今日ではこの城は特定の市日のみ賑う町で、平素は全くさびれ蕭條たる邑落となり、城内の三分二は水田に化してゐるのである。それでも城内の東南部には、これは又朝鮮の町としては、珍らしく東西南北の通路が正しく、特に東門街の北側には正々方々高麗尺の五百尺、即我曲尺の六百尺 $\parallel$ 百間に近い地割がある。これを平壤箕田の方格の大きさに比較し、恰も一致するのを見ることが出来る。即ちこの一區畫の大きさは五町の三分一である。但し東門街の南の方には、それよりも狭い町割があつて、四町の三分一即八十間の地割がある。これは今日の城壁が方八町の二里であるから、この城壁が出来た後の地割であるらしい。しかし一里を三分する點に於て箕田と同じ區別法に従へるものと見てよい。恐らくはもとは方十町で、一里五町を三分したのが、後方八町となつても、その一里四町をやはり三分したのであらう。故に予はこの五町一里を三分するといふ制を、さうした帶方郡創置の古代(唐)にまで、溯らすことの不可でないことを信じると同時に、現存の城壁は或は後世(李朝)の修補であらうと考へる。

忠清北道の清州の如きも方五町一里の城市である。これは新羅神文王四年乙酉(西紀六八五)に、西原小京といふ町を創置した所であつて(唐代則天武后の垂拱元年に相當する)、五町の唐里に従つたとみて差支がないやうである。然るに同じ新羅の都である慶州はどうかといふと、一里は同じ一里でも慶州のは六町の方形である。海州や北青は、一邊六町でも、他の一邊は五町であるといふ混在性を認めすけれども、慶州は全く方六町である。神文王の西原小京よりもすつと古い時代からの都であるから、恐らくは朝鮮での最古の地割法によつた古城ではなかつたかと考へられるのである。蓋し方一里又は方二里の縣城といふものは、朝鮮の地形圖には多い。その中から之を拾ひ出して、之を區別しうることは容易である。猶又この慶州の地割については後章別に之を詳説するであらう。

そこですべての城邑が、まづかやうに一里といふことを出發點にして、更らにその方格の内部を細分するとすれば、自から外郭の長さに差別があるやうに、一つ一つの都市に各獨自の區分法が出来るとして、田字にすること箕田の如きもあれば、單に一横街をつくるに止まるものや、或は之を井字に分つものといつた鹽梅になり、其當然の結果として都市の様子が變化する。例令へば京都と大阪の類似其差異、又は江戸と名古屋の異同、さうした各都城の町割、町内といったものの異同が自から出来るやうになるのである。茲に於てか井田考なるものは、田制を放れて更らに都市計畫發達史



の方面にまで首を突き込ますものとなる。本書の尺度綜考と題する所以は、尺度からみて最後に、少くともさうした基本の都市についての概説を試みることを目的とするからである。

#### 第四 朝鮮の田制

古い朝鮮は、上記した箕田以外の二三の縣城の大きさからみて、少くとも唐代以前に於て、高麗尺や高麗法の一里をもつた國であつたらしいと考へしめる。しかるに現今では、李朝の習慣のみしか残つてゐないので、尺は周尺六寸六分をスタンダードとし、別に非常に長い裁尺を傳うるのみで、古法明にしがたい恨があると同時に、田制の法に於ても、亦全く李朝に於て一變したらしく、古い高麗法は之を見ることが出来ないけれども、この種の改正は舊慣を全く破つてしまふことが出来ぬ。たとへ高麗尺は用ひないとしても、新法によつて猶古い面影を残すのが例であるから、やはり李朝の制度の中に、さうした片鱗を見出し得ることもあるべきであらうと考へる。李朝の制は『文獻備考』に詳しく出てゐる。その中に箕子の井田を述べた外に、猶慶州には新羅時の井田遺基ありとか、

唐劉仁軌爲帶方郡刺史。使邑內里廬、法取井田。畫爲九區。遺址尙在。

などと書いてあるから、慶州や南原の外にも、或は井田に似た條里の跡があるかもしれぬ。しかし何

分時代遼遠であつて、之を考證するには餘程手数がかゝるであらう。やがて高麗朝になり、文宗八年(西紀一〇五四)(我國後冷泉朝)に、

判凡田品。不易之地爲上。一易之地爲中。再易之地爲下。其不易山田一結準平田一結。一易田二結準平田一結、再易田三結準平田一結、

といふ制がでる。これ全く周禮の制に従つたもので、不易の地とか一易、二易といふやうなことは漢書明かに之を記し、隋唐に及んでゐるから、勿論支那の制を學んだのである、ここで山田といへども上地は平地の田と同じく不易であるが、瘦地が多いので三等の區別を設けたことは、朝鮮の地形にふさはしい制度である。

但し朝鮮でいふ結負といふ制度は、土地に則しないで、實はその土の生産高を主とした語である。

李朝の『經國大典』によると、

- 一等……………田尺長準周尺四尺七寸七分五釐
- 二等……………五尺一寸七分九釐
- 三等……………五尺七寸三釐
- 四等……………六尺四寸三分四釐
- 五等……………七尺五寸五分

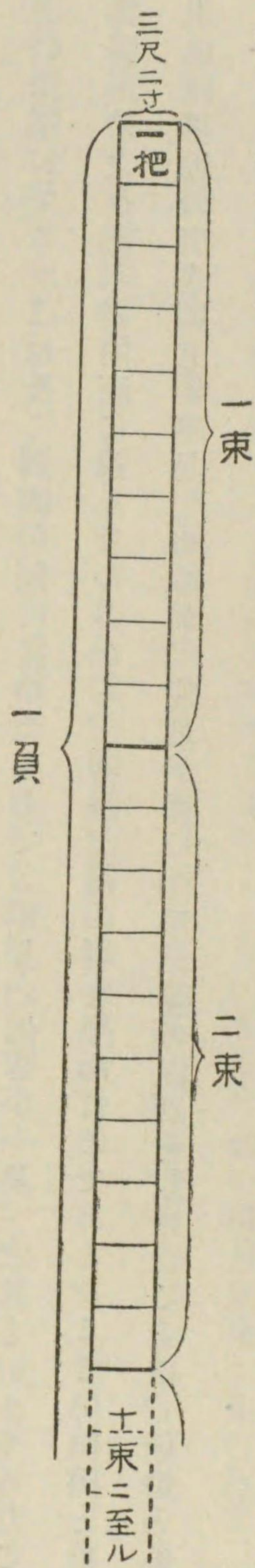
地 割 考



六等……九尺五寸五分  
實積一尺爲把、十把爲束、十束爲負、百負爲結。  
六十九畝、五等田九十五畝、六等田百五十二畝

といふ制度で、田地の尺に六類の長短があり、結局は同じ一結の面積が、三十八畝から百五十二畝の間に入出入する。従つて一結の大きさはどこまでも不定である。ここに古代の支那の上、中、下、三等の田制を學んで更らに之を六細分した姿を見うるのである。

第十七圖 結負の制



但しこの文での畝といふのは、支那の通り二百四十歩である。それは李朝太祖の二十七年に、量田事、周尺方五尺、積二十五尺爲一步、二百四十歩爲一畝、百畝爲一頃

とあるから、五尺(周尺)平方の一坪二百四十歩が畝であつて、その三十八畝乃至百五十二畝が一結となるのである。但し朝鮮にはこの畝法よりも、前記した結負の方が古くから用ひられ、近代に及んで

ゐたのであるから、ここでその方の大きさを考へる。

まづ周尺の四尺七寸七分五厘、もしくは周尺の五尺(三尺三寸乃至三尺二寸)の一尺平方、(日本語の一坪)を一把といひ、十把を一束といひ、十束になれば之を一負といひ、百負の米麥が收獲される地積を單位にして、一結とするのである。

『經國大典』に記す所の六等の尺は、實はさうした名目丈であつたと見える。孝宗四年には舊制、田品只上中下あり、量る所の尺三等各異なるをのべてゐるから、古くは六本も尺はなかつたのである。故に今更に田分六等を參詳し、結法を更定し、直に周尺一等四尺七寸七分五釐を以て量尺とすと制した位であるから、この長さを標準とみれば、朝鮮の田制の基礎は、周尺の約五尺に近い、即曲三尺二、三寸の一步を取つたものと見てよい。『隨錄』といふ本にも、田制を記して、量地尺は周尺四尺七寸五分と斷じ、その周尺は曲六寸六分に近いものと書いてある。井田平土の法に従うよりも、均土頒土の精神を重く見た結果、かやうな結負の制が出来たものである。従つて面積が六種の畝をつくる故に、この制度を以て直ちに支那の古代田制の、文章に現はれた二百四十歩一畝といふ大さと比較することは出来ない。

しかし前にも述べた通り支那では、この地力の差違、上、中、下三等の田地に於ける割増の結果と



して百歩が、いつか二百四十歩の一畝とかはり、法令にも明記されてゐるにも不拘、古代から今日に至るまで、各地各村落で、いろいろ違つた歩數の一畝が発生し、廣狹各種であるのが實際であるから、この朝鮮に結負の制度を立て、同じ一畝が大小不定である方が、實は忠實に彼土に學んだことになるのである。

従つてこの結負の基準になる最少の一步の大きさは、或は支那に於てある地方の、最も小さい歩弓に一致してよいわけであつて、それが却つて古法を傳ふるものと見ねばならぬことになるのではなからうか。人民のことである、善美の土地で廣い一步の面積が、最初にこれで一步だと計算されたものを、後世尺が變つたからとて、之を狭い歩で割り増さうとした所で、承知もしないであらうと同様に、もともと狭い一步の地を、後世に尺が變つたからとて、廣い歩にしようとした所で爲政者の收入に關係する限り之は通用はしない。茲に於ていかにも狭い一步が實際に存するならば、それは餘程古い時代に、短い尺で丈量された習慣の連續であつて、後世になつて間棹を入れ、之を改變したものとは見られないであらう。

朝鮮の李朝では、周尺なるものを量地の基礎にして、その五尺に近い一步を標準にしたが、後に周尺の長さが定まつてから、その四尺七寸七分五釐をとつて一尺といふ標準にした所に、古代の最も短

い歩幅に對する習慣を尊重した斟酌があると考へる。今その一步の長さをしらべると、その實積一尺といふ歩の長さは、實に左の六類に達したのである。

	6.6 × 4.775 = 3.1515
	〃 × 5.179 = 3.41814
	〃 × 5.703 = 3.76398
朝鮮結負の一尺	〃 × 6.434 = 4.24644
	〃 × 7.550 = 4.9830
	〃 × 9.550 = 6.2030

今この六種の中で注意をひくのは、其最短の三尺一寸五分強の一尺と、最後の六尺二寸餘の一尺とである。

従前朝鮮には高麗法があつたと考へられる點からみると、この最後の六尺二寸の一間は、我國に傳はつた高麗尺五尺の間、和銅以後の曲六尺一間に類するものである。蓋し李朝の初め猶彼の國に六尺に近い量地尺があつたのである。我國の丈量にも近世に六尺、六尺三寸、六尺五寸などの間棹があつたことを併せ考へて、李朝にも同様な長さの丈量尺の存したことが、偶然でないと思はれる。

李朝は中國に學んで周尺を重んじたものの、舊來の慣習一朝にして止みがたきを知つた故に、かう



して六類の尺を建て、慣習の古きに従つたのではなかつたか。何となれば、

右表の中で第一から第五までは比較的增加率が少い(五寸以内)にも不拘、第六類のみが突如として一尺からの開きになつてゐることが、愈かうした想像の慥かさを示めすものであつて、かの箕田の一邊が實に我國の五町、即三百歩の三分一に該當することの如き、蓋しかうした想像以外に、解釋の方法が無いと思はれる。

つぎに考へしめることは、この第一類の尺の長さである。一方に六尺以上の大尺があるのに、他方殆んど其の二分の一の尺があつて、實積は四分一を減ずるにも不拘、人民が之を一步として満足したとすれば、こゝにも其満足した理由がなくてはならぬ。即ち、

古く不易又は一易、二易等の制度が傳はつてゐて、かうした一坪を單位にとることを承知してゐたゝめでなくてはならぬ。恐らくは高麗法のこの半島に入つた當時に於て、その尺の二分一ではかつた處のものをも、一坪と考へる古い習慣の土地もあつたのではなからうか。

現に支那では、さきにも引用した通り、吳田は多くは一畝が二百四十歩でない。甚しきは七折八折なるものがあつて、肥沃の地程畝が狭いのである。

さうして支那で最短の間棹といへば三尺二三寸である、全くこの朝鮮の量田一等尺に一致するでは

ないか。してみるとこの支那の三尺二三寸といふ尺も餘程古いもので、周尺であるとする、六寸の周尺で六尺もしくは六寸六分の周尺で四尺七寸五分といつた、歩弓に近い尺の、由來する所極めて古いといふことになるのではないか。

もしこの考説に誤がないとすれば、三尺二三寸の一步の地積、それはもとは不易の上田の一步に當る地積であつて、我國の六尺一步の面積は、それから三易の地(四倍)となるのである。支那から朝鮮、

朝鮮から日本への道筋といふものゝ連絡からみて、まづかうしたことが云へると思ふのである。これと同時に我國の古い田制にも、やはりこの束といふ土地の丈量もあつたのである。孝徳紀を見るに、租稻二束二把とある。把を「タバリ」と訓すると同様に、今の朝鮮語でもこの束を「タル」Tapal と、租稻二束二把とある。把を「タバリ」と訓すると同様に、今の朝鮮語でもこの束を「タル」Tapal といふが如き類似があるのみでなく、田といふ語でさへ Tap 水田といふ朝鮮語だといふ宮崎氏の説がある。これ又決して無意味に見らるべき事ではなからう。

『令義解』田令には、段地穫稻五十束、其租二束二把、束稻春得米五升也。即於町須得五百束也

『延喜式』主税上に、穫稻上田五百束、中略 其租一段穀一斗五升、町一石五斗、

などゝあるので、民間では朝鮮の束のやうに、一段の面積を五十束刈、又は五十刈などいふ風習がで、近畿では今日も猶田積を勘定する語に用ゆるのである。土地の實積は國によつてちがひ、束の大さな



ども差異があらうと考へるけれども、其基く所が一であるから、自から同様の習慣が発生するといふことを明にするのである。太祖二十七年の量田の制によれば、方五尺積二十五尺一步を爲すとあるがこの二十五といふ數も、類似を我國の古い田制に見ることが出来る、朝鮮と同様我國にも古く五尺一步の制があり、五の倍數を以て田地の大きさを計つたことがあるのを考へるとき、やはりこゝにも古い朝鮮からの姿が思ひ出されるではないか。

### 第五 我國の田制

イ、代

色川東海氏の『制地圖解抄』は最も明快に、我國の古い田制の由來を論じてゐるから、こゝに之を引用する。曰く、

謹て皇朝の古昔の制地の法を稽ふるに、大方六尺を歩といひ、二百五十歩を五十代といひ二千五百歩を五百代といふ。孝徳天皇大化年間に改革ありて、大方五尺を歩とし、三百六十歩を一段と云ひ、十段三千六百歩を一町と爲給へり。然れども地面には廣狹の違あるに非ず。五百代の地と一町の地と全く同じくして、唯六尺の歩の五尺となりたる而已なり、此故に五百代の米二千五百升と一町の米三千六百升と亦同じくして、唯升に大小の差ひある而已なり。其積實は異ならず。日本紀、續紀、令義解、集解、式、格、拾芥抄、口遊、其餘古今諸書を通觀すれば、上下二千年の沿革甚著明也。

皇朝量地尺は舊記に「爲二度地令便、而尺作長大」とありて、姫周尺に倍せる尺也（筆者曰く即六寸の周尺に倍した高麗尺のこと也）

此故に皇朝四十丈の地は姫周八十丈の地なり、皇朝五百代二千五百歩も、一町三千六百歩も皆姫周一萬歩の地なり、皇朝一町の獲稻五百束の米も、周田百畝の粟百鐘の米も亦同じ、皇朝一步は姫周の四歩の地也。皇朝古量の五合の米の重一斤なるは姫周の四升の米の四斤の合ひたる也。三代格に「稱量一同」とあり、田令集解に「十五束者成斤」とあるは是を云ふ也。皇朝の法と姫周の法と密合すること此の如し。

と斷定した。蓋し周田百畝を、曲六寸の六尺一步から割り出すならば、いかにも色川氏の云ふ通りになるのである。予はさきに周尺は六尺爲歩であるから、之を八寸の周尺だとすれば二町餘、古尺六寸四分とすれば、一町三反（上古の一町は今の二町二反）にもなるであらうと論じたことである。しかしこの周尺の一步を、朝鮮の用ふる通りの曲六寸六分で、その四尺七寸五分乃至五尺の一步をとるならば、やがてそれは六寸の六尺一步に近い長さになつて、色川氏の言の如く、一町の一邊曲三百六十尺が百歩になるから、その面積は周の井田百晦の地に近い面積になるであらう。

大化の改新に際し班田の法を定め、男子に二反女子にその三分の二を給すとある。この際一戸の人口を五口として男三人、女子二人であつたとすると、男三人で六反、女子二人で一反三分一合計七反餘の班田をうくることになり、一戸七人とみて男四人女三人を以て、受田の資格があるとするれば、男



四人で八反、女三人で二反、凡そ一町をうくることになる。もし井田の百晦が一夫の田だとすれば、丁度この一町が、不易の良田上等の地とみて、周禮の所謂一戸七人、平均の班田面積になるのである。こゝに於て色川氏は孝徳天皇の一町といふのは、實は古い周の井田の百畝に近いものである。孝徳以前に代といつたものも、やはり同じ面積である。大人君子の聖智を以て定め給へる古法の精妙を辨知すべきであると論じてゐるのである。

但しこの一家七口、男四、女三、各田を受くるとした計算は、筆者が假りに小司徒の均土の法に従つて、作くつたものであつて、色川氏の計數ではない。しかし一家七口とすれば、まづさうした田積に近い土地を班給されるが、六口、五口と數が少ければ、さうは受けられなかつたのである。

唐時の班田は男一頃即「二萬四千歩」からの班田であるのに、我國の班田は「二段」即七百二十歩、いかに小さくて御話にならぬ、眞似たとしてもあまり小さいと考へたのであるけれども、我國の班田は盛唐の班田に従つたのでなくて、餘程古い不易の百畝に近いもの、彼の地の上田の畝法に學んだと解すれば、別段恠むを要しない。支那だからとて別段大きい地割ばかりではあるまい。京漢線で黄河を北に越えて衛輝府(汲縣)附近に出で、その沿線を見ると、流石は殷商の故國であつただけに、其農業の集約的インテンシブで、畑地の區畫が他の地方とは異つて、甚しく小さく農業の手入も、大に周到であるのを

見ることが出来るであらう。(拙著『西湖より包頭まで』、百五十五頁參照)さうした小さい區畫の耕地は河南のこゝのみでない。『續文獻通考』には、山東、河南、山西、江西、江蘇等々の省には三尺二二寸を以て一步とする地割もあると書いてある。もしその二百四十歩の百畝をとるならば、實積二十五萬平方尺に近い、日本の坪數で七千二百坪、即約二町に近い。唐時の班田にもかうした廣さがあつたとすれば、彼に二町の班田あり、我一町の受田があつたのである。思ふに唐の班田の法は、法令面では一易の地を基準にしてあるけれども、實地にはいろいろの畝があつたので、恐らくは人口夥多の上地では、狭い丈量の田一頃といふのがあり、その實際は三尺二三寸の歩弓によつて檢地された一町内外のものもあつたのであらう。さてこそこれを眞似た朝鮮結負の一步の尺が、一等田周尺四尺七寸五分といふ長さになり、我國では曲六尺歩をなして、その二反といふ狭い地域を、男一人の受田として敢て狭いとも考へなかつたのではなからうか。

我國の班田法は支那で田百晦菜五十晦といふやうに、園地についてまで班授の制限を設けないで、たゞ公田に就てのみ二段の制限を立てたに止まり、園地は地の多少に隨つて均分したのであるから、一町の田地の外に、畑地や山林はいくら得たかわからぬ。又荒地を開墾私有することをゆるした。従つてこの口分田、男二段女減三分一といふ班田の比率でも、受田以外に得分も多かつたから、丁度唐代



上地の班田を得たものと大差なく、自ら民人の滋殖が出来得たものではなかつたか。

現に一戸平均一町の農村は、今日も猶中等の村落である。近畿にはさうした實例がある。五反百姓とか、七反百姓などといつて、四口、五口の班田に従つて作られた名詞さへ出来てゐる。(拙著『日本民家史』、田舎の宅地参照)

従つてこの班田の比率は、全く隋唐の制度を無視した、日本獨特の計算ではなかつたと見られる。勿論精密な計算をするならば、井田百畝不易の受田面積を以て、色川氏の云ふ通り、明に一町即ち五百代に等しいとは出来ぬかもしれないけれども、朝鮮の結負では百歩一負、百負一結の語が、恰も井田の百歩一畝、百畝一頃に類似し、その實際面積が日本の二千八百四十五坪、古い一町の八折に近いことを考へるとき、どうやら類似の面積の建て方が、朝鮮を介して東方に傳はつてきたと考へるのも、あまり無謀ではないらしく思はれる。

予はこゝで筆を改めて、我國古代の「代」といふ地割についての説明を試みるであらう。

我國で古く代シロといふ語を以て、地積を表示した例は甚だ多い。日本書紀仁徳天皇十四年冬十一月、爲ニ橋於猪甘津ニ即號ニ其處ニ曰ニ小橋ニ也、是歲作ニ大道ニ置ニ於京中ニ。自ニ南門ニ直指之至ニ丹比邑ニ。又掘ニ大溝於感玖ニ、乃引ニ石河水ニ而潤ニ上鈴鹿ニ、下鈴鹿ニ、上豊浦ニ、下豊浦ニ四處郊原ニ以墾ニ之。得ニ四萬餘頃之田ニ。

とある。この頃といふのを、もし彼國の慣用に従つて、百畝の廣さとするれば、いかにも大きい墾田になるのであるが、今の河内寛弘寺(感玖)富田林附近から、古市迄の間を流る、石川の左岸に於て、四萬餘頃もある郊原の灌漑面積は見出されないから、これをさうした百畝の面積でなく、古くからの書紀の和訓に従つて、シロであるとする。代であるとする、頃よりもずつと狭い面積で、一代は三十六坪の五分一にしかならぬ。四萬頃で四十八萬坪、今の百六十町歩であるから一邊十二町餘の方形になる。恐らくはそれ程の墾田が、この時に出来たものではなからうか。上、下鈴鹿、上、下豊浦の地今日に於て明にしがたいが、今の中河内郡の豊浦までも延びたのではなからう、何となればそこは大和川の灌漑地で、石川の下流ではないからである。もしこの頃シロを、後世の五十代即一段の大きさとみるならば、四萬頃は千四百四十萬坪、今の四千八百町で、二里弱四方の郊原となる。喜志、西浦、丹比、平尾、四ヶ村の間に跨れる低い臺地が、恰も二里四方に達するから、予はこの時の墾田をこの附近に比定する。古く尺度郷といつた地名に因み、之を尺度郊原サカト、もしくは丹比波狀地ともいふべき所である。今この丘陵地の東側から北側へかけて、當時最も早く開けた田地が出来たとみえるのである。何となればこの尺度郊原の北端、今の古市の西から西南には、應神陵、高屋陵、坂門原陵、日本武尊陵等が分布してゐて、當時の皇室との關係が、特に深いことをつげるからである。蓋し古い時代の開



墾地は、かの三輔太常が、まづ田を作くつたやうに皇室關係の地、陵地、皇族私有地の子代とか名代とかいつた地に始まり、併せて神社を中心にした開田もあつたのである。『出雲風土記』には

美談卿郡家正北九里二百四十步、所造天下大神御子和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長、供奉坐之、

といふが如きは其の例で、この故に村名に御田を冠すると記してゐるのであるが。そのつぎの時代になると、有力な佛寺の活動に俟つものが多かつた。その一例として同じく代を以てよぶものに、播磨國の法隆寺領がある。

上宮聖徳法王帝説云。天皇布<sub>ニ</sub>施聖王<sub>一</sub>物、播磨國揖保郡佐勢地五十萬代。聖王即以<sub>ニ</sub>此地<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>法隆寺地<sub>一</sub>也。今在播磨田三百餘町者

とあるのがそれだ。法隆寺天平十九年の資財帳にも、佐西地五十萬代布施の記事がある。『靈異記』には皇太子詔<sub>ニ</sub>大花上大部屋栖野古連公<sub>一</sub>。而遣<sub>ニ</sub>播磨國揖保郡内二百七十三町五段餘水田之司<sub>一</sub>也とある。五十萬代といへば二百五十萬坪、凡七百町の田地である。それが三百餘町乃至二百七十三町五段であつたとすれば、計算が合致しないけれども、田地以外の地をも合せ賜はつたと見れば、それでよいのであらう。此地は現に法隆寺の別院斑鳩寺があつて、大和の國のやうに條里の遺跡誠に正しい土地

である。中國の平野には同様の例が多い。同じ播州加古川の南にある鶴林寺も、同じく法隆寺末で、その附近の開墾をやつた巨刹であり。西の方の岡山市の附近も、亦天平十六年に大安寺に賜はつた開墾地が、その平野の民人滋殖の核心になつたものである。

『萬葉集』卷八に大伴坂上郎女の歌として、  
しかとあらぬ、五百代小田を刈みたり、田廬にをれば、みやこしおもほゆ。

といふのがある。こゝに「五百代」といふ單位が出てくる。前に引いた『新撰姓氏録』は成務天皇の御世に輕地三十千代を賜つたとあるから、代の名の起りは餘程古いことになる。勿論成務の御代阡陌に従つて邑里を定められた時、果して「千代」などいふ單位名が出来たか否やは不明である。従つて代田といふ彼土の意味も、成務の頃に既に傳はつてゐたか否やも明ではない。も一つ代の例がある。

河内國石河郡形浦山碑には  
飛鳥淨原大朝廷。大辨官直大貳采女竹良卿。所請造墓所。形浦山地四十代。他人莫<sub>ニ</sub>上致<sub>レ</sub>木犯<sub>ニ</sub>穢傍地<sub>一</sub>也。

巳丑年十二月廿五日

とある。『好古小録』には、カタビラ山の碑で、今河内國春日村妙見寺中に建つとある。巳丑は持統天



皇即位五年(西紀六八九)のことで、割註に方五尺爲一步、四十代は二百歩とある。これは計算の誤りである。四十代實は二百八十八歩でなければならぬ。碑石は長二尺許濶一尺許といふことである。

まづかうした類例から、この代の法を令前の古法だといふのであつて、諸書之を記すこと甚だ多い。今著しきものを上ぐれば、『令集解』云

古記云慶雲三年九月十日格云、准令、田租一段租稻二束二把以方五尺爲歩、歩之内得米一升、一町租稻廿二束。令前租法、熟田百代租稻三束

以方六尺爲歩、一町租稻一十五束。

又曰、和銅六年二月十九日格、其度地以六尺爲歩者、未知、令格之赴并段積歩改易之義。請具令釋、无使疑惑也。答、幡云。

令以五尺爲歩者、是高麗法、用爲度地令便。而尺作長大。以二百五十歩爲段者、亦是高麗術云之。即以高麗五尺、准今尺大六尺相當。

故格云六尺爲歩者則是、今五尺内積歩、改名六尺積歩耳、其於地无所損益也。

「政事要略」卷五十三云、令前租法熟田五十代租稻一束五把以大方六尺爲歩、歩内得米一升此大升也、二百五十歩爲五十代、慶雲三年格曰准令以大方五尺爲歩、歩内米得一升此升稱減大升、三百六十歩爲段者、今按五十代與令段歩積一同、即所得米其數亦同。然則段内得米三百六十升、實此大二百五十升也

因歩多少積増減、是以准量令前東與令内把、非无増減。計算其積、令内十四把三分之二當令前一束。稱量一同、其令有新古、惟格新之前、古之後也

弘仁十三年十一月五日明法博士額田國造今足

この二書が代の法の説明の權威である。蓋し令前は大尺(高麗尺)方六尺を一步となし、それから取つ

た米は一升、令は大尺(高麗尺)方五尺を一步となし、やはりその收穫は一升であるが、同じ一升でも大小がある、従つて令前の一町は一十五束の租であつたが、令は二十二束となつて前後實量に差がない。即ち五百代と一町との面積に差がないといふのである。

故に代の制に於ては、一步曲七尺二寸を一邊とし、長邊はその五倍三十六尺、積二百五十九平方尺

二を一代とし、その五筋を合せたもの換言すれば三十

六尺平方、實積一千二百九十六平方尺のものを、五代

二十五歩(後世の五束)といつたのである。

併しこの大五尺の一步を、曲六尺に直すと、一邊三

十六尺は六間になる。故に五代二十五歩の内積は、三

十六歩である。従つて一邊五十代平方は、やがて六十

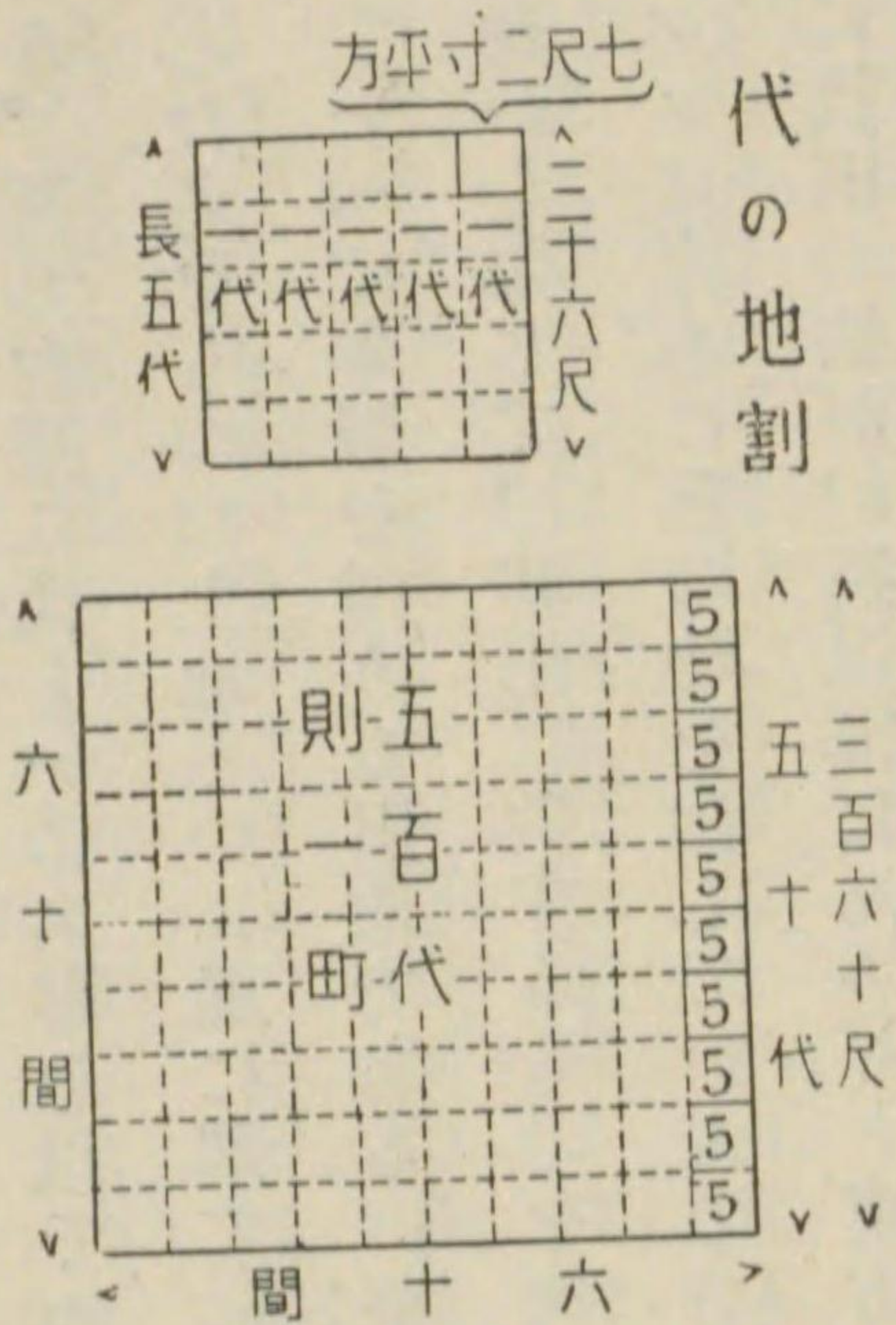
間平方三千六百歩となる。故に五百代と一町とは全く等しいといふのである。(上圖参照)

この田地を代で呼ぶことは後世にも行はれたので、『拾芥抄』田籍部第廿五に、卅六歩爲一段頭と記

して之に註して曰く、

三百六十歩爲一段積、七十二歩爲十代、百四十歩爲廿代、二百六十歩爲卅代、二百八十歩爲四十代、

第八十圖





五十代爲一段、式云代頭也。〓(或云代頃也)

二八〇

と記した。百四十歩以下の數計算が合しない。百四十歩は百四十四歩。二百六十歩は二百十六歩。二百八十歩は二百八十八歩の誤りであることは古人既に之を論じてゐる。式云代頭也といふ語もわからぬ。これ又誤記である。之を『分田備考』に式は或の誤で、代は頃也の誤記と斷定したのは予も亦同感である。蓋し古語に代シロといふ名辭を以て地域を現はしたる例は甚だ多い。さきに子代、名代といふはさうした名をもつた土地といふ風に解すべきであることを論じたが、苗代ナハシロといへば苗を種うる田地、御年代ミトシロといへば年穀を種うる田地である。草代クサシロ、倉代クラシロ、桑代クハシロいづれも之に供すべき土地である。さうした本義から傳じて、其用に供するものを代カハリといつた。禮代レイシロといひ幣代ヘイシロといふがごときは其例で、こゝではシロは直ちにその物を指していふので、禮の代カハリといふわけではない。

さきに代田の法が、漢以後だんくくと東方に傳はつたであらうといつたが、いかにもさうだらうと見るべき記事がある。『日本書紀』顯宗天皇の條に、

三年二月丁巳朔、阿閉臣事代アヘノミコトシロ命出使于任那。於是月神著人謂之曰。我祖高皇座靈尊有預鑄造天地之功。宜以民地奉。我月神若依請獻、我當福慶。事代由是遷京貝奏、奉以歌荒撰田ウタアラヒシロ。歌荒撰田在山壹岐縣主先祖押見宿禰侍祠。四月庚申、日神著人謂阿閉臣事代曰、以磐余田イハヒコノタ獻我祖高產靈尊。事代便奏、依神乞、獻田十四町、對馬下縣直侍祠。

とあるのがその一例である。これは卒然として讀めば、月の神や日の神が事代に託宣され、その命に依り田を高產靈尊に獻じた記事であるが、なせ事代にかうした神の託命が下つたか、何故に月神はこれを任那に於て託宣されたかといへば、この人は恐らく田を作ることを學んだので、其術を神聖にしたのではなかつたか、事代命を銜みて任那に使したといふは、恐らくは田制を彼に學びに行つたのではないか。さうした田制を主宰するといふので、其名が事代、コトシロ、代即田地を事もつ人といふことではなかつたか。蓋しこの事代といふ名は田制に關した名で、かの大國主命の御子の事代主神といふ神も、或はさうした田地米穀を主宰された意味の御名であるかもしれぬ。但し之は慥かに斷言はしないけれども、少くともこの阿閉の臣の名は、或はさうした代即、田を作る事の有功な人であつた故の名だといつてもよいやうである。ことに其神々に奉侍した人々が、いづれも壹岐の縣主アガタマシ又は縣直アガタマシで、彼土に最も近い國の人であつたことも、かうした文化の東流にふさわしいことであつた。歌荒撰田は宇陀のアラス田で、今の嵐山附近であり、その縣主の子孫は松尾神社の社家となつた。蓋しかうした東漸の人々が、神社の恩賴を力として、山城宇陀の地を開いたのであらう。さてこそ後世延暦十二年には葛野郡宇太村の地を相して遷都(長岡京)のことが行はれる程、地方が開發されたのであつた。又磐余田は、大和十市郡にあり、式に目原坐高御魂神社二坐並大月とあつて、これ又朝廷の尊崇



をうけてゐられるのである。

これを我國の農業開拓史の上から見れば、神社とこれを奉祀した豪族の、最も早く之に携はつたことは疑ふを要しないことであり、少くとも應神仁徳以後、かやうにして段々とかの國の、代田の法などの、地割とか耕作の法が傳はつてきたのであらう。そこで特にその道に堪能な阿閉臣の一人に、かうした神託が下つて、直ちに神に田を献上したといふ傳説が発生するやうになつたと考へるのである。

代シロといふことを「田地」だと考へて、かやうな推察を試みたのであるが、仁徳の朝は既に石河の下流に、四萬頃（む）の田が出来た時代である。顯宗の朝、農事いよゝゝ進んで、田をつくることを彼土に學び、歸つて之を神に獻するの例が出てきても當然であり、やがて聖徳太子の頃まで下ると、今度は地方に寺領が出来て、佛寺の力で、又々この田地をつくるのが廣がつて行くのであつた。

茲に於てか元正天皇靈龜元年十月乙卯の詔に、  
今諸國百姓未盡產術。唯趣水澤之種。不知陸田之利。

と嘆せられる程の狀況となつた。徐々として進歩する間に、この事代（コトシロ）に従事する人も漸く増加したものであらう。かやうに代といふことが田地のみでなく、物とか人の名にもなつた程であるから、田地の丈量を代といふことも、土佐國などでは、慶長頃迄も其風を傳へたものである。上田十八町七反廿

代とか、屋敷一町九反四十一代一分、畠五町六反十四代二分など記した古文書がある。播州実栗郡の山よせの邊では町反をいはず、一代と云ふ風があり、その廣狭同じからずと『輶軒小録』に出てゐるのも其一例である。丹波邊では、一段の地面を五十刈、又は五十束などといふのも、同様の五十代の古法の残りである。

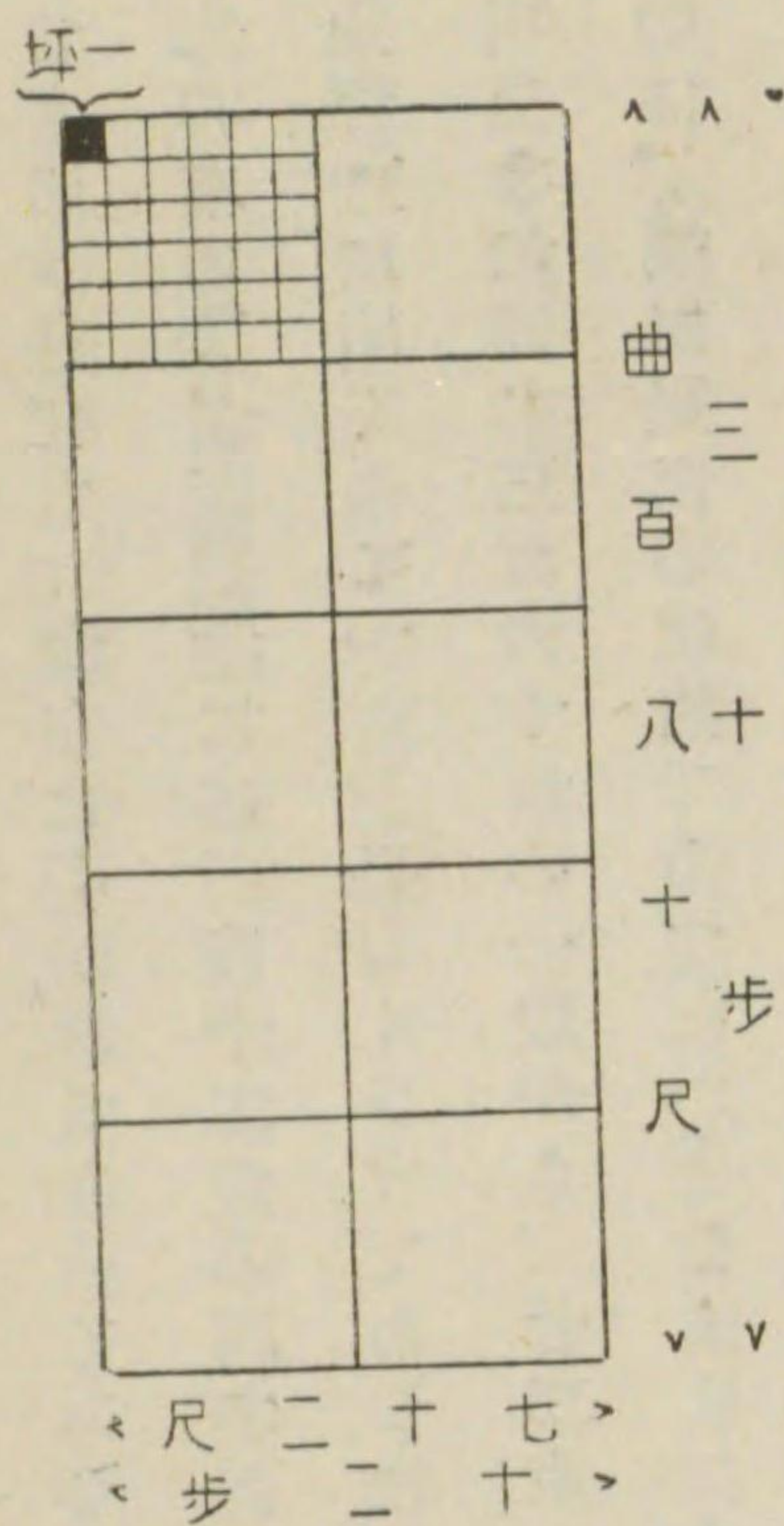
ロ、町、段、畝、歩

孝徳天皇大化二年正月改新の詔には、

凡田長卅歩廣十二歩爲段、十段爲町、段租稻二束二把、町租稻廿二束。

茲に於て三百六十歩の一段なるものが出来る。雜令によれば凡度地五尺爲歩とある。これは一尺二寸

第十九圖 一段の地割



の五尺であるから、曲六尺の一步である。故に一段五十刈即五十代二百五十歩の地積は、この大化の改新以後三百六十歩となつた。然るに七年を経過して白雉三年の條にも、凡田長卅歩を段と爲し、十段を町となすと記し、細註に段租稻一束半、町租稻十五束といふ記事がある。この記事は實に令前の租法な



るものゝ存在した證左に引かれるものであつて、こゝには田長卅歩とのみあつて、廣がないけれども水戸本の『日本書紀』には、廣十二歩の四字あり、こゝは落たるものなるべしと、飯田武卿氏の『書紀通釋』に出てゐるから、恐らくさうであつたであらう。

さきに同じ三百六十歩の一段から、廿二束の租を取つたものが、數年ならずして、十五束となつたのは、減租寛仁の政治であつたかといふに、さうではなく、令前の歩は曲尺一尺二寸の六尺で長大であつた。さうした大きい坪から刈りつた一束といふものに慣れてゐて、新しい曲六尺一步の小さい一束といふものに慣れなかつたから、この令が出たのであつて、實際の租額は大十五束と大化の二十束とは全くひとしい、故にこれは大化の制を變更したのでなくて、もとの代に慣れた束によつて上租せしめたまでゝあるといふのが、今日迄の解釋である。『田制篇』にも、

大化ニ歩積ヲ改メテ一段ヲ三百六十歩トセシトイヘドモ、耳目ノ所習猝ニ奪ヒ難ク、民間ニ於テハナホ従前ノマ、ニ代ノ名ヲ以テ稱シ、歩積モ舊ニ仍レルガ多ク、稻ノ束把穀ノ斗升モ、亦從ヒテ改マザリシカバ、近江令撰定ノ頃ナドニ改メテ歩積ヲ舊ノ高麗尺ノ方六尺ニ復シ、其二百五十歩ヲ以テ一段トシ、十段二千五百歩ヲ以テ一町トセシナラム。是レ上古ノ制ニ全ク同ジ。而シテ代ヲ以テ稱セズ、町段歩ヲ以テ稱スルヲ異ナリトスルノミ也。

コレヲ令前ノ制地トイフ。

とあるのは實にこの間の消息を解説したものである。思ふに白雉三年のこの細註は、一町租稻十五束とあるから、この『田制篇』のいふが如く、近江令撰定を待たずして、この際に所謂令前の法に歸つたと見てよいのであらう。

その後大寶令が公布さるるやうになつたが、その條文をみると、

田長卅歩廣十二歩爲段、十段爲町、段租稻二束二把、町租稻廿二束。

といふことになつて、大化の詔と全く一致するにも不拘、

『續日本紀』慶雲三年九月の條には更らに、

丙辰遣使七道。始定田租法。町十五束。

といふ記事がでゝくる。『田制篇』の所謂耳目の所習猝に奪ひがく、一旦令に新しく定めても、やはり民間の慣習容易に消えないので、こゝで又々令の制を廢止して、後世長く町の租十五束といふことに改定したものであつたらしい。

この慶雲の詔にかうした町十五束とあるのを見て、『農政座右』の著者小宮山昌秀氏は、日本書紀白雉三年の註記は、恐らくこの續紀の文を、後人が竄入したものであらうと説いたのである。蓋し大化



と白雉、大寶と慶雲、前後の關係があまりによく類似するから、かうした想像も無理からぬことであらう。しかしこの小宮山氏の考は餘りに穿ち過ぎると見てよい。京都田中勘兵衛氏の藏せる『應神紀』それは殆ど『日本紀』の原本に近いものだと考へらるゝものゝ斷簡にも細註がある、しかも『書紀集解』にこれは古本に無し私記攪入せりとする所の註記が、それにも書いてあるので、細註は後人が勝手に記したものと考へるのは妥當でないといふことになつてゐる。この事は内藤博士の『卑彌呼考』(藝文第一年三號)中に説明されてゐる處であるから、小宮山氏の云ふ所は、推量に過ぎるものとみてよい。但し白雉の細註を、後人が『續日本紀』を見て書入れたらうと疑つたのは、『農政座右』のみであつて、多くの學者は慶雲の記事とは無關係に、白雉の令を以て令前の租法としてみるのである。

そこで大化の詔の租稻二十二束は、白雉以後ずっと實行されずに、約五十年をへた後、大寶の令に於て復活したけれども、又々五年後の慶雲三年には、一町十五束の租に變へたのであるから、こゝでも再び令前の租法に復歸して、一町租二十二束といふことは、空文になつたであらうと見らるゝのであるが、果して事實はどうであつたか。さきに引用した『令集解』に曰く、

古記にいふ、慶雲三年九月十日格に云ふ、令に准へれば田租一段租稻二束二把方五尺を以て歩と爲一町租稻二十二束、令前租法熟田百代租稻三束方六尺を以て歩と爲一町租稻一十五束。右件二種租法束數多少ありと雖も、輸は實猶異ならず。而して令

前方六尺。升漸く地實に差ふ。其差を逐へば升も亦束の實に差ふ。是を以て令前の束を取り、令内の把に擬すれば、令條の段の租は、其實猶益せり。今斗升既に平なり。望んで輸租之式を折衷せんと請へり。勅を聽け者。

朕念百姓有食萬條、即成民之豐饒、猶同充倉。宜段租一束五把、町租一十五束主者施行。

今依算法以廿二束准計十五束者。所得一束者。一十四把三分之二。

とある。これ實に『續日本紀』慶雲三年九月丙辰の條の租法の由て發生した理由の解釋である。この際令に准じて、町の租十五束となつたことは、愈疑ふべからずであらう。さて又この式の實際に行はれたことは、天平七年、『讚岐山田郡弘福寺領田圖』(第二十三圖)の中の左の記事によつて證される。曰く、

右田數十一町四百十二束代、直米六十三石四斗

田租稻百七十七束二把六分不咸(町に十五束の割)

島數一千四十三束代之中

三百卅束代 田墾得直米 三石四斗

六百九十束代 見島立米 三石五斗

三百六十三束代 三宅之内 直不取

廿□代 惡不沽

上下田都合廿町十束代 直米百五十

島墾田直米三石四斗 見島直米三石五斗

地割考



右米合百一十石九斗

租稻合 三百束三把

この文書によつて、天平頃猶一町五百代の令前の計数が、四國讃岐にあつたことを知ると同時に、直米といふ制度があることを見るのである。上下田全部で、廿町十束即一萬〇〇十束の領田がある。束五升の春米を得れば、約五百石五斗を收穫しうる田地から、直米百〇五石とある。即大約一町の直米は五石にあたる。(一町から五百束之を春て米廿五石)、即收穫の五分一をとりたてたもので、其收入はこの讃岐の田を所持してゐた弘福寺の收入である。それと同時に直米とは別に、農民が國司の方へ租として出したものは三百束三把とある。これは廿町十束の總地面に對する租である。三把といふ數が計算に合はぬけれども、これは四捨五入の類で、一町十五束の割であつたことを告げるものである。も一つ同様の例を上げると『大日本古文書』の中、天平十二年遠江國濱名郡輸租帳(正倉院文書)がある。

濱名郡 依式造天平十二年輸租帳事

合郡内管田惣一千八十六町一反一百四十五步舊

二百二十七町四段七十一步 不堪佃荒廢 (中略)

八百五十八町七反七十四步 堪佃

五町六段一百三十三步 不輸租

四段 放生田

陸段 公麻田

參町 驛越田

壹町六段一百三十三步 入田

七百五十九町四段二百一十六步 應輸租

陸町 郡司職田

七百五十三町四段二百一十六步 口分

玖拾參町六段八十五步 應輸地子

陸町 關郡司職田

一町 射田

八拾六町六段八十五步 乘田

合受田戸七百五十戸

口五千三百七十一人

合應輸租一萬一千三百九十一束九把

二百三十三町六段二百四十步 損五分以上見不輸

一百二十七町三段三百三十六步 損

一百六町二段二百六十四步 得

四百一十町八段 損四分以下半輸

地 割 考



二百二十四町七段二百一十六歩 損  
 二百八十六町、一百四十四歩 得  
 一百一十四町九段三百三十六歩 全得  
 合□□見輸租六百一石五斗五升

この文を見て計算してみると、いかにも堪田總數から、不輸租地及應輸地子地の合計數を減じたものが、七百五十九町四反二百十六歩の輸租地となる。一町十五束を之に倍してみると丁度、應輸租一萬一千三百九十一束九把になるから、この郡の租も亦一町ごとに十五束であつた。

併し不思議なことは、それ丈けの全部の束を上納するとしても、一束に五升と見積れば、全額五百六十九石五斗九升五合でよいわけである。しかも實際の上納は何とかいてあるかといふと、見らるゝ通り、二百三十三町餘は風の損害をうけて損亡五分以上になつたから見不輸とある。その見不輸の内譯に損と得とがある其損得の比をみるといかにも五分以下の得にしかならぬ、故にこの二百三十三町餘は不輸である。つぎの四百一十町餘は、損四分以下半輸とある、これにも損得の内譯がある。損の方はどうやら不輸であつたとみえて、残りの得二百八十六町、一百四十四歩と第三項の、一百一十四町九反、三百三十六歩との合計四百〇一町百二十歩から規定の租を出したとみえる。何となれば上納の六百

一石五斗五升は、

$$1.5 \times 401 \text{町} + 1.5 \times \frac{120 \text{歩}}{360} = 601 \text{町} 55 \text{歩}$$

といふ計算になるからである。この際の一・五は十五束でない。一町に一石五斗の租である。しかしこの一石五斗といふことは、一町十五束の慶雲の式では解釋が出来ぬ。

『延喜式』を見ると、主税上に、

凡公田獲稻、上田五百束、中田四百束、下田三百束、下下田一百五十束、地子各依田品、令輸五分一。

若惣計國內所輸不滿十分之九者、勘出令填、但不堪佃田、聽除十分之二。

其租一段穀一斗五升、町別一石五斗皆令營人輸之。

とあるから、この濱名郡の輸租もさうした式の計算であると見られる。

或は之は予の見誤り讀違ひかもしれないけれども、この郡の輸租が五升十五束の勘定でないことだけは慥である。これはどういふことであるか。天平十二年の濱名郡管田總數から、不堪田や不輸租を除いた輸租地の合計の租額は一町十五束といふ計算に合致するのに、後の方の實際出納の計算は一町一石五斗といふ數である。してみると一束が五升だといふことは誤りであるかどうか。

『令義解』には段地獲稻五十束、東稻得春米五升也、即於町者須得五百束也とあるのみでなく、『令集解』にも稻五百束、成米廿五斛、是名爲町とある。一束五升は古來學者の定説で、大化の改新は二十



二束即一石一斗であつたのであるから、その割と同様の税であつたとしても、十五束が一石五斗であるべき理由がない。

しかしもしこの濱名郡の輸租が正しいとすれば、讃岐の三百束三把は三十石三升になつて、下下田の地子と同様の額になるのである。慶雲三年の一町十五束といふ事は、一束十升の計算であつたのであらうか。或は令前の租法は二百五十代から十五束を上納したといふのであるから、若それが後の一石五斗であつたとすれば、大化の改新の小廿二束は一石一斗であつて、軽減された輸租である、人民が之に趣かずして、依然十五束を出すといふことは、いかゞのことであるか。令前の一束は大きいからだといふが、しかし令の廿二束の小束ではかると、大きい一束は十四把三分の二になると『集解』には註がしてある。故に令前の束五升は、令後の七升三合にしかならぬ筈である。慶雲の詔は軽減である、民の豊饒は猶充倉に同じと詔されてあるにも不拘、其後の天平の租が或は既に一町一石五斗であつて、後世の『延喜式』と同様であるといふ事はいかにも合點が出来ない。そこで栗原信充の『田租考』にも

抑田ノ廣、大化ノ時白雉ノ時全ク同ジクバ其増減小數ニ非ザレバ民情ニ堪ベカラズ、白雉ヨリ以來十五束を收メシ地ヨリ、廿二束ヲ賦サルルト云フハ是ヲ苛酷ナリト云フベシ。故ニ田歩ニ大小ノ異ナルコト疑フ可カラザルナリ抑五尺一步、三百六十ノ租米一斗一升、是一尺地ノ租一撮ニ有寄ニ當ル、即是六尺一步ノ租四勺三撮有寄ニシテ三百六十ノ租一斗五升八合三勺有寄ニ

當ル、其八合三勺以下八十數ナルヲ以テ是ヲ免サレシナルベシ

と論じてゐる。但し栗原氏の此考は、慶雲の時は六尺一步の三百六十歩と考へてゐるので、『延喜式』の雜式に其度以六尺爲歩とあるのを證據にとつて、令の五尺一步とはちがう、大化及大寶の令は共に同じく五尺一步の三百六十歩であるが、白雉及慶雲のは六尺の三百六十歩である、然らずんば十五束と廿二束の差が出ないといふ論である。氏は十五束を式の一石五斗と同じだと見てゐるのである。但しこれは令の五尺は高麗尺であり、延喜の六尺は唐の大尺即曲六尺であるから、前後差のないことは忘れてゐるのである。従つて栗原氏の論によつて、一斗一升が一斗五升になるといふことは解釋されたわけではない。一斗一升がやがて一斗五升、それが地積田歩の差であるといふことが通らぬ事は既に『集解』や、『政事要略』によつて理解されることであるのみでなく、こゝに予が提起した、天平七年の讃岐の田圖は、一町五百代で令前の租法に従ひ、天平十二年のは三百六十歩の一段であつて其合應輸租は一町五百束とみての十五束の勘定になるのであるから、廿二束の例でないことは明である。故にどこまでも五百代の一町と、三千六百歩の一町とは面積が等しいのである。従つて栗原氏の言は之を確認することが出来ない。故にこの際は二十二束といふ租は取り立てられたことがないといふ結論になる。否それは大化の後暫行され、白雉に廢止、大寶令に再び作られて、それが又慶雲に廢止された



のである。しかも令のは一束五升であつたものが、天平十三年には或は一束は五升でなく、一束一斗であつたらしい租税になつたと見てよい。これは又どうしたことであつたか、それにしても五百束の一町、廿五石しかとれぬ田から(一束五升である)一石五斗、即三十束を取りたてることがはいつさうなつたのであるか。抑も又さうした束の大さとか、町とか代とかいふものは、當時日本國中を通じて一定してゐたもので、升量同一であつたであらうかどうか。

かうした疑問は、上記二つの古文書を読むことによつて、誰れにでも想起さるゝものであらうと思はれる。勿論たゞかうした僅かな二つの例から、一束は五升であるか、一斗であるかを論断しようとするのではないが、かやうに大化と白雉、大寶と慶雲とに繰り返して、同様の法制の變遷をしめすといふことは、或は段別といふものゝ基礎が、栗原氏考ふる所の如く、實際は不定であつたためではなかつたか。

白雉三年の十五束といふのは、令前の租法二百五十歩の租であるとするれば、三百六十歩の二十二束と全く同じ税率である。單に大一升と減一升の差であつて、實際の税額は同じといふ額田國造の説明は、尤もらしい説明である。しかし何が大一升で何が減一升だか、年々の豊凶もあり地味の肥瘠もある。同じ束から同じ量がとれるわけでもあるまい、けれども一步を譲つて、大化と白雉との税制が一

は二十二束、一は十五束、稱量一同であつたとすれば、別段改めて記載する必要がないではないか、白雉の時は令前の租法に復歸したので、爾後大寶令の改正までつと十五束(二百五十歩の)であつたが、大寶令で再び大化の制に復歸したとして、さて又慶雲に再び令前に歸るとすれば、大寶令は結局實行されなだことになる。

果してしからば三百六十歩が一段内積といふことも、あながちに實行されなかつたかもしぬ。勿論後世條里の法が行はれ、圖籍なるものが天下に布くに至つて、三百六十歩の一段、三千六百歩の一町といふことが、日本の通法となつて、『拾芥抄』なども凡田以方六尺爲一步卅六歩一段頭(頭とは十分一の意)、一段爲一町頭、十段爲一町積、とあつて曲六尺の三百六十歩が、近い頃まで近畿の土地を支配するのは事實である。しかもその圖籍の出來たのは、少くとも大化二年秋八月の詔にはじまるのであつて、令前からの事實であつたけれども、その令前の田地割が、愈天下に布くまでの道行は餘程長かつたのである。

大化の改新には租二十二束。白雉には十五束、やがて大寶令で一町三千六百歩から二十二束といふ風にかはつて、さて又慶雲三年に始めて租を定めて一町十五束となり、更らに慶雲三年から三年の後には、和銅六年二月又々始制三度量、調庸、義倉等類、五條事といふ改正があつた。



何回となく、かやうに始めて制定と記されてゐる所から見ると、所謂令前の租法なるものも其の徹底は餘程六ヶ敷かつたらしい。大化の詔の二十二束の租税も、実施は果してどうであつたかわからぬ。大寶令の時大化の時の如く二十二束としたものを、更らに又十五束とするといふことは、恐らく『田租考』説く所の如く田歩の大小不定であつたこと、解すればせられぬこともないらしい。しかも實際は税を軽減して廿二束を十五束にしたのではなかつた。十五束といつてゐながら實際は一石五斗を納めるやうに、税は重くなつたのである。地子の方は『拾芥抄』には弘仁式を引いて、

弘仁式云、上田一段地子十束、中田一段八束、下田一段六束、下下田一段三束、今案租地子雖出一流、格式之租者數少、地子者數多。

とあるが、『古簡集影』にある九條家の弘仁式にはこの文句がない。しかし其文は『延喜式』と同様で、凡公田穫稻上田五百束、中田四百束、下田三百束、下下田一百五十束、地子各依田品令輸五分之一、若惣計國內所輸不滿十分之九者勘出令填。其租一段穀一斗五升、町別一石五斗皆令營人輸之。

とある。「但不堪佃田聽除十分之二」の十一字が無のいみである。してみると『拾芥抄』の地子は、五分一の計算の結果を書いたのであらう。

弘仁は延喜に先つこと凡そ一百年の過去である。してみるとこの地子は慶雲以來天平を通じての確定的地子である。租法豈獨り然らざらんやであるから、慶雲の十五束は恐らく一石五斗の式の制の最初であつたのではないか。始めて租を定むといふ所以は、實にこの加税の意味であつたのではないか。故に『拾芥抄』は、

慶雲三年九月廿日勅書云々、宜段別租稻一束五把、至于今所皆々法也。

とさへ斷定してゐる。蓋しこの時に一町一石五斗の率がきまつたとみてよいのであらう。従つて大化以前に田の廣さ一町五百代であり、大化以後一段三百六十歩と變はつたけれども、その古い慣習は容易に移らなかつたものであると見てよい。

それと同時に一段三百六十歩の地割と共存して五百代の一町といふ地方もあり、或は前後を通じた同一面積に落付く一町の地割の外に、稀にちがつた地割が存してゐたことを想定しても差支へない。後に述ぶる關東の地割方のごときは、必しも三百六十歩の一本槍ではない。古い大阪の都城にも六十四間一町の地割とはちがつた地割がある。(後節參照)

令といひ式といひ燦然たる文章が出来た後、漸次に全國は一率になり、近畿地方の如き御膝下は遂に統一した規格に従つたけれども、最初はさうでなかつた。

大陸に一易二易三易の法による地割があつて、それに似たものが我國にも入つたとすれば、恐らく



代の法にも大小の區別があつたのではなかつたかと考へられる。『白石遺稿』に曰く

二九八

天正中太閤秀吉、天下の田地へ繩を入られし時、世人申候者、上古以來一段の田を三百六十歩に定められ候事は、一步を以て一日の食にあて、一年の食料とせられし所に、此度關白殿の三百歩を以て一段と定められ候得ば、一天下の人民、凡一年の食料六十日分を減じ申候、いかにも是にて末の善きこと可有之歟と申たる由にて、其事を歌に作りうたひ候者、近き頃まで残り候と申候ひき。右按するに前説は非と申すべく候。其後は古法方六尺を一步として三百六十歩也。太閤の法は方六尺五寸を以て一步として三百歩なり。當時の法は方六尺を一步として三百歩也云々とある。

六尺五寸平方の三百歩は實積一萬二千六百七十五平方尺であり、六尺平方の三百六十歩は實積一萬二千九百六十平方尺である。いかにも甚しい縮め方ではない。但しこれに關して『田制篇』を見ると、

コノ檢地ノ次ヲ以テ從前ノ方六尺五寸坪ヲ截チテ六尺三寸坪トシ一段三百六十歩ヲ減ジテ三百歩トス。カク改メタル所以ハコノ頃田地一千歩ヲ以テ一貫ノ高ト定メ、六貫ノ高六千歩ノヨリ軍役ノ馬一匹ヲ出ス制アリ。コレヲ六貫一匹トイフ。千歩一貫ノ例ニテ算フレバ六貫ハ一町六反二百四十歩、三百六十歩ヲ以テ一段ニテ算勘ニ於テ頗不便ナリ。三百歩ヲ一段トシ、三千歩ヲ一町トスレバ二町ニテ六千歩、コレヲ六貫トスレバ、即二町一匹ニテ算勘ニ便利ナルガ爲ノミナラズ。(中略) 年貢諸役ノ隨テ増加スルガ爲ナリ。コノ段積歩數ノ改革ハ、長東正家ノ計策ニ出タルニテ、天正十八九年ニ始マリタルコトナレド、文祿檢地ト稱スルハ、普ク全國ニ行ハムトセシハ文祿元年ナレバナリ。(中略) 上方西國ノ國々ヲ檢地シテ越前國ニ至リシコロ、秀吉逝去セシニヨリ、東北ノ國々ハ檢地ノコトハナカリシナリ。

とあつて、全く秀吉軍役の利害から行つたと記してゐる。けれどもこれ又前に述べた通り尾張や、伊

勢や、大和など檢地の實行された地方が、必しも三百歩となつたわけではなかつた。慶長元和以後になつて愈六尺一步の竿を用ひ、曲六尺の檢地になつたが、よく考へるとこの間棹なるものも、決して天正の制でなく、實は古い京間田舎間の別であつた。『地方細論集』によれば、

すべて田舎間は六尺二間の家の間に四寸の柱あるつもり故、疊間五尺八寸とす。京間は六尺五寸、中間は六尺三寸也(中略) すれば上方筋の家作は、京間六尺五寸を一間とし、關東方は田舎間六尺を一間とする。夫々準じて疊に六尺三寸、五尺八寸の不同あり也。

とある通り、現在でも京阪と關東の家作の疊はちがうのである。従つて秀吉の檢地がこゝに六尺三寸とあるのは蓋し誤りで、六尺五寸棹で行はれたとする白石の方が正しいであらう。まさか疊の寸方で土地をはかることもないからである。もと三百六十歩一反の地を、三百歩一反二畝に勘定するといふことは、租税賦課の方からはともかく、慣行の上で容易に移らぬものである。故に『農政座右』の著者はこの秀吉の檢地を以て、秀吉の發明とはしないで『若狹守護代記』をひいて、天文繩の存することをのべ、『筑前風土記』にも元文二十二年に天文繩といふことがあつたと記して、

按ニ此時足利氏ノ號令天下ニ行ハレズ此事アルベシトモオモハレズ、疑ハシキコトナリ。秀吉事記ハ由巳當時ニアリテ記ス所ナルニ、天文ニ其事アランニハ四十年ニ過ギス、コレヲ云ハサルモ不當ナリ。サレド秀吉以前ニモ其事ハアリシヲ、取用キテ



と論じて、檢地の秀吉以前にあつた事と、天文繩といふものゝあることを記してゐる。但しこの天文繩が三百歩であるとは確言してゐないけれども、秀吉の政治なるものは、常に古法を無視してゐたといふ證左はない。白石さへ上記の辯護をする位である。

栗原信充の柳菴「隨筆」には(拙考「日本民家史」五四九頁参照)この間口七間奥行十五間といふこと、長東正家、石田李頭等の心より定めし事にやと思ひしに、さにあらず、大内裏の頃一町の内を三十二戸主と割定められし時の一戸主とは、間口四丈五尺奥行九丈五尺なるよし拾芥抄四行八門の法に見えたり。是によりて見れば長東石田等の私意に定めつることゝも思はれず、もし拾芥抄に従て立てたる屋敷割ならば、書物といふ者は、何時何の用に立と云ふことの兼てはわからぬものなるのみならず、豊臣太閤も書物きらひとは云がたし。

と賞めてゐる。してみると、秀吉の地割は舊慣を尊重したものであつて、勝手にきめたものではない。恐らく秀吉當時近畿には、令の制に従つた三百六十歩の一段であつたであらうが、遠國にゆけば間棹も不定であつて、關東など「六尺一間」といふ風であつた。故に秀吉は日本を通じて三百歩とすると同時に、古來の慣習を重んじて、三百六十歩の所では六尺五寸棹を用ひたのであつた。しかし天正の檢地とても、地方によつて或は六尺四寸、又は六尺三寸なども用られたらしい。故に實際は長短不同であるとするのが正しい。この事は『田制篇』『田園地方起原』『地方凡例録』等の二三書をみればすぐわかる事である。

猶又小宮山昌秀の『農政座右』には、關東の地割に關して面白い記事をかゝげてゐる。

大歩、小歩、半歩と云あり。地方問答曰、  
田畑反歩を大歩小歩、半歩と記したる水帳あり、大歩は二百歩。小歩は百歩。半歩は五十歩也。或云越後蒲原郡に反別を大歩小歩半歩と用來る所あり、是は三百六十歩一反の積りて大は二百四十歩、半は百八十歩、小は百二十歩といふ。コレハ承應三年溝口内匠頭檢地なるよし。然らば古來の大小半にてはなく、承應中にわりあひせしなるべしとあり。秀按するに承應の定にはあらず、古昔より大小半を用ひし也。鹿島文書「元徳二年大賀村檢注取帳副日記」と云あり、其中にこのことを記して六十歩といふは足數六十也、小と云ふは二十歩也、半と云ふは三十歩也、大といふは四十歩也、三百歩といふは五十歩也、一反といふは六十歩也とあり、これ一反の地を六等に分ちし也、二十歩は百二十歩。三十六歩は百八十歩。四十六歩は二百四十歩五六十歩は三百歩。六十六歩は三百六十歩。(筆者曰く大乗院寺社雜事記「文明十一年五月二十八日」の條にも、明に大小半の舊説なる由を記してゐる。)

これ今の世に一反を十畝に分てる如く、一反を六等に分てる也。元六尺爲歩より組立てしものなれば、三百六十歩を六々に分てる也、理りあること也。今は段の地三百歩に減じたれば、これを廢して十畝に分ちしものを用ひしと見えたり。古歩の姿また越後に遺りしものあるを見て、知らざるもの紛紜の説をなせしものならん。

と論じてゐる。蓋しこれは支那の不易、一易、二易、換言すれば上中下三等の田地の區分を學んだ朝鮮に六等の尺のあつたことを思ひ出さしむるものであつて、(我國の式には上、中、下、下々の四等がある)。さきに予が代田の法を論じ百歩でも二百歩でも、或は三百歩でも三百六十歩でも、同じく一畝



になりうると論じた同様の制地が、西紀一三三〇年後醍醐天皇即位の十二年頃猶關東に存してゐたことを語るものである。事實この事が行はれてゐたとすれば、天正文祿の檢地一反三百歩は決して前にない制度を以て天下に布いたわけではなかつたのである。恐らく古くから三百歩を單位にしての段といふものがあつたと見てよい。三百六十歩の一段を學んだ時、彼土の三百歩一畝といふ制度も傳はり得たことであるから、大化、白雉、大寶、慶雲、いろくぐらついた以前に、既にこの三百歩一段の萌芽が出来てゐたと見るのも誤ではないであらう。

予は度々東國に古い地割の流儀があることを述べたが、實にこの『鹿島文書』のこの地割はその一例である。この文書に従へば六十間即一町の一邊に對して、幅二十間、三十間、四十間、五十間、又は六十間といふ長さを取る地割が餘程古くから發生したことを語るものであつて、後世江戸の町割をつつた際には、この六十間一町の道路面に對して、奥行二十間を限定して居住地を定め、これを小間といひ、それを以つて地割にもすれば、課税の標準にもしたのである。二六十歩は小である。小間といふことと、同意義である。

#### 天正日記

天正十八年、七月廿九日はれる。六郷へ出る、御先衆追々こゝにて所々、繪圖上る。彌九郎圖引

同九月一日はれ、本町のはし大がた出来る、町わり大がたままる。小間大間といふことくわんとうの風也。

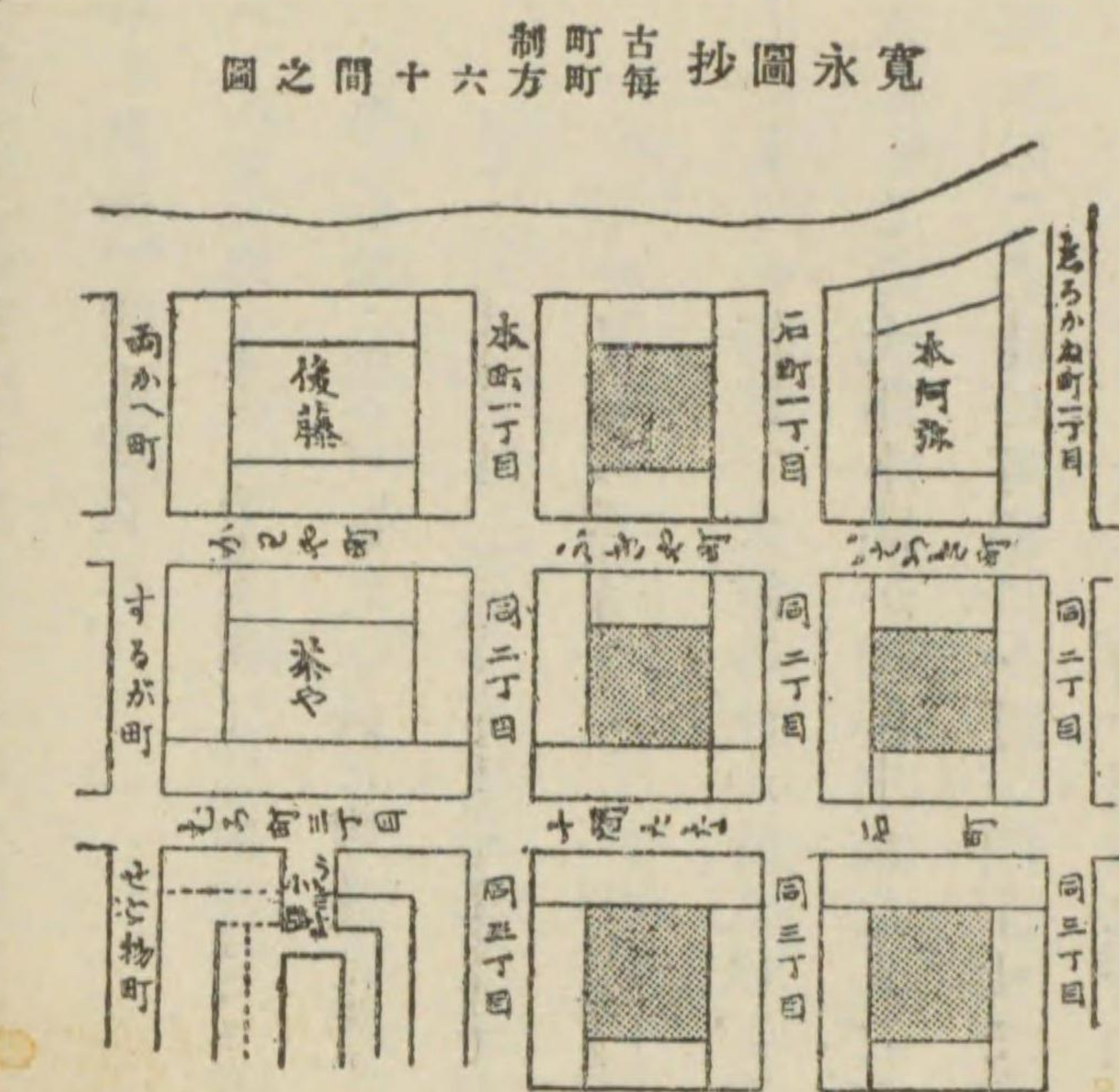
とあるのがそれである。この小間大間といふことは諸書まだ適切明確なる説明を見ない。しかし『東京市史稿』四五四頁に、

小間大間は後世の公役大間、間小間の類なるべし、柏木成子町舊名主川本家藏古書に曰く、(中略) 人足入用は持地の組合大間の軒數に割合可申付。町限に拘る事は坪の小間に割合不同なき様申合すべし。(中略) 又慶長四年十二月の觸書には、江戸町々入用出方の事、其割合なき故彼是を生じ候、然れども各持分地の多少もあり、間數には割合出来不申につき、以後持分持の二十坪を入用の割小間といたし、以後是を以て何様の入用も割合拂ふべしとあり、以て大意を了すべしとある。

しかしこの細註で大意のわかる人は、恐らく東京土着の人でない限り、陳紛漢であると信ずる。予も久しくこの大間小間が理解出来ななだが、この『鹿島文書』を見て始めて其意を知つたのである。蓋し東京のこの時の町割は一町が四十丈で、家の建つところは六十間といふ都の古制であつた。故に一町の長さ六十間に對して四十間の奥行のある地割を大間といひ、六十間に二十坪の割小間(即奥行の二十間)を小間と云つたのだと考へる。これは後章江戸の町制を論ずる時にも更に細説すべきことであるが、一應こゝで大體を述べれば、江戸の町は六十間(道路を加へて四十丈)に一町内の家が並んで、奥行は平均二十間であつた。従つて一町四方の町の中央に二十間平方の空地、會所が出来るといふ地



割であつた。寛永の古地圖は明にその空地をしるしてゐる。この際大間をとれば、『鹿島文書』の所謂大間四六十歩で、會所の地域を含めることになる。即公の入費は町全體の面積に割當てる即大間がかりになるが、町入用は空地を除いて個人私有地建坪の二十間の奥行を目安にする。即小間の勘定であるといふのが當然である。



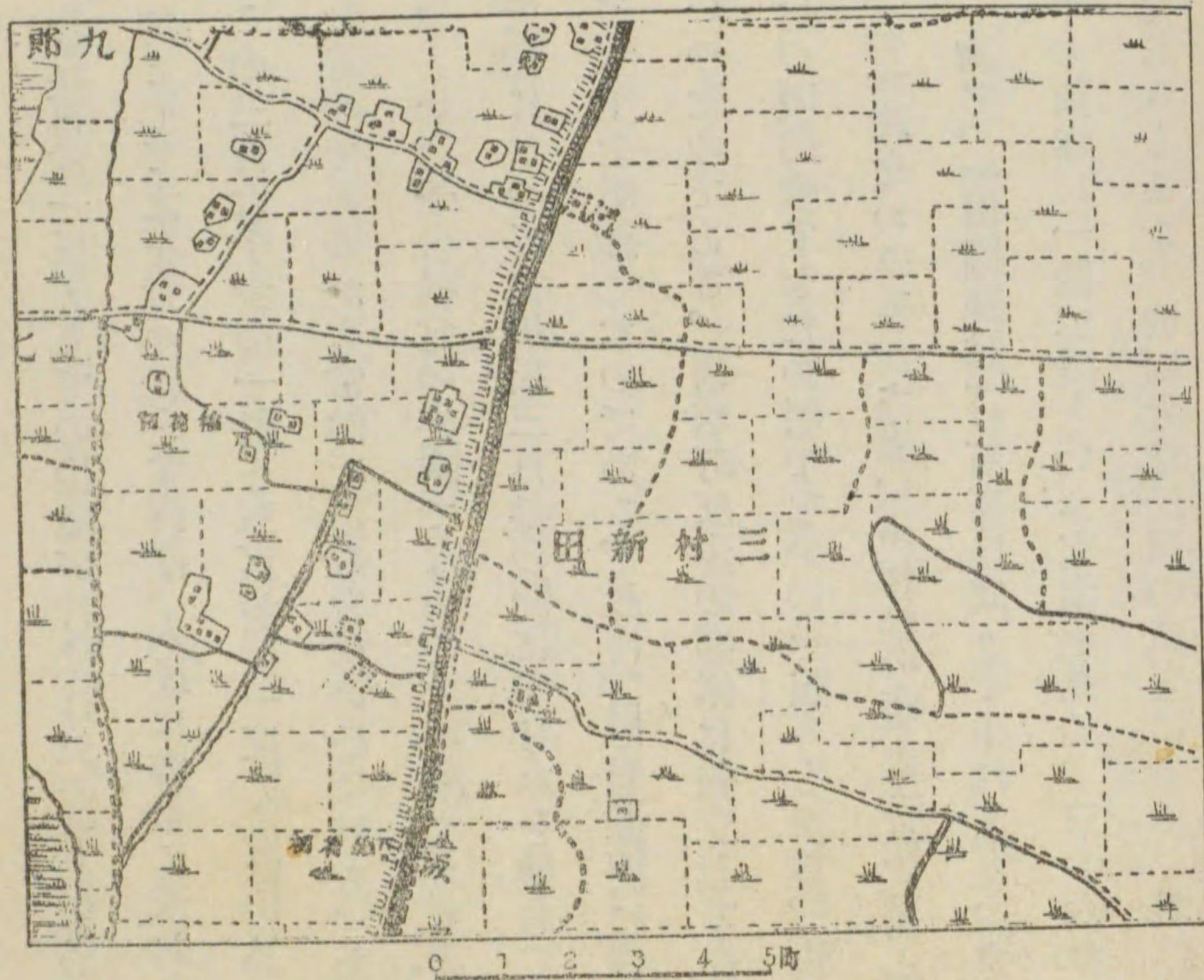
第二十二圖 寛永抄圖  
(東京市史稿所藏)

予はかうした「くわんとうの風」なる地割があつたために江戸の町のみでなく、地方でも埼玉縣などの古い田地整理の區畫は、二十間、四十間、などいふ短冊形の地割が出来るので、其形が大和の條里の如く、六十間の正々方々にならぬのだと考へるのである。讀者にして、かうした六六十歩即三百六十歩を基本にした條里の地形圖と、關東のさうした小間大間の地形圖とを兩々對比さるるならば、予の言の偽

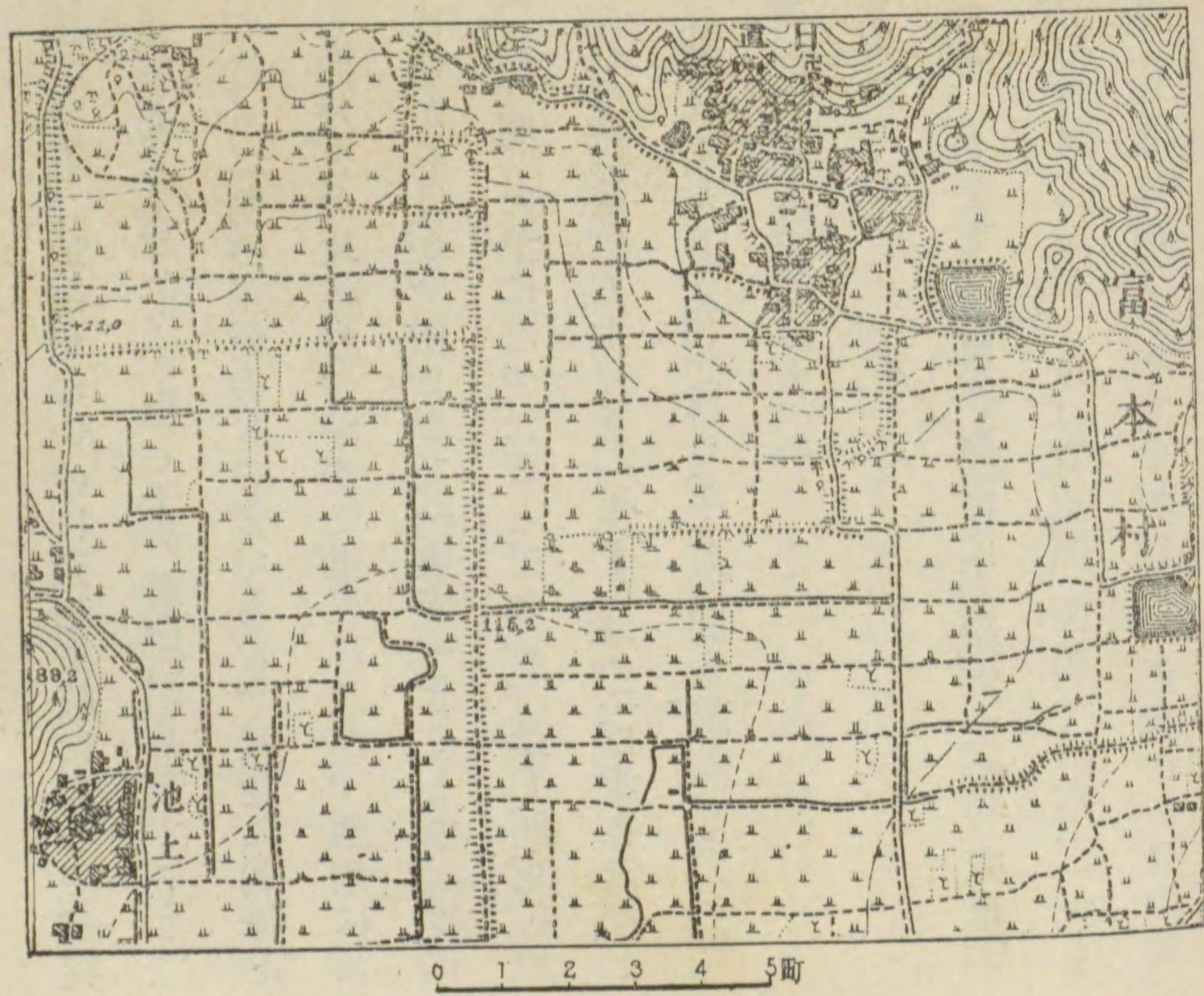
でないことがわかつて思ふ。(第二十二圖参照)

閑話休題、かやうにして三百歩を一區とする地割が、古く存在して所々に残つてゐた結果、秀吉の

第二十一圖 關東の古い地割と近畿の條里  
(上)下總國東葛飾郡の地割  
(二萬分一松戸圖幅による)



(下)丹波國船井郡富木村の地割  
(二萬分一鳥羽圖幅による)





時三百歩一反としての檢地が行はれたのである。元來さうした地割がないのに天正文祿に至つて、突如として之を行つたとすれば、人民は容易に承知しなかつたであらう。但し予の面白いと思ふことは、この三百六十歩の一段と三百歩の一反との間に、ここにも二割の差があることである。尺度に關係したものであるから當然であるとはいひながら、大尺と曲尺との比率が、かくて里程に及び、地割に及ぶといふ予の推定の妄斷でないことを證するものではなからうか。猶ここで一言すべきことは、實に近世になつて徳川氏三百年の間に、日本を通じて「六尺一間」の歩になつたことである。蓋し關東の風が天下を風靡したのである。故に『白石遺稿』に當時(只今)の法は方六尺を一步として三百歩也云々といつたのである。爾來町反歩の關係は確立して今日に及んでゐる、たゞ段と歩との間の畝といふのが、いつ頃出來てきたか明でないのを恨みとする。伊藤東涯の『制度通』にも、

「一段をわりて一セといふ何れの頃より始るや知らず」

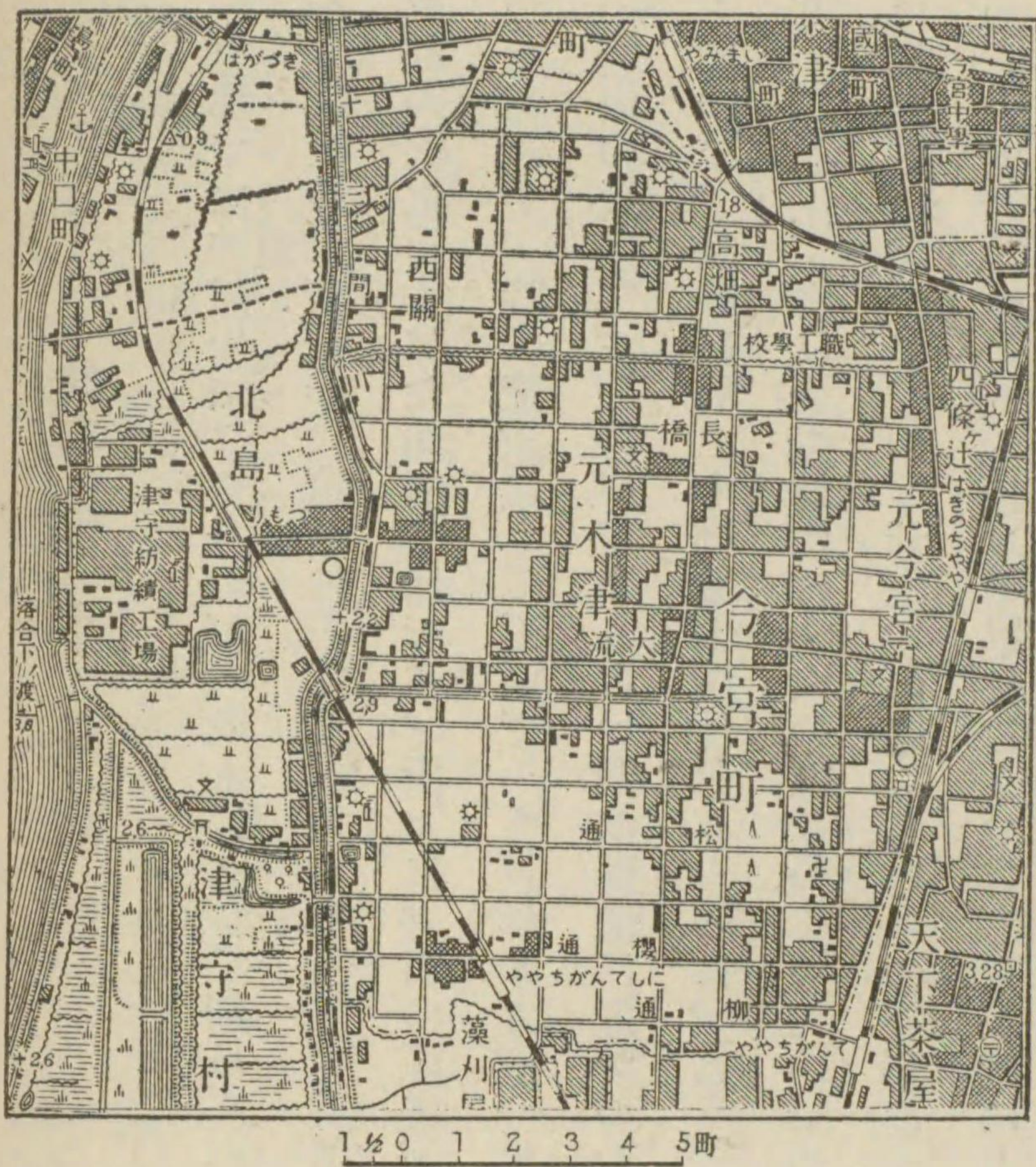
と論じ、『田圖類說』は石高に成りて起れりといつてゐる。しかし『農政座右』には、『朽木文書』寛正二年の賣券に一段二畝といふ文字を見て、三十六歩を畝とすることは、或は寛正頃(西紀一四六一)からだらうとある。我國近世民間の風習にして、應仁前後の發生に歸すべきものが多い。近代の一日の黎明期は蓋し應仁文明頃であるから、或はさうしたことと解してよいのであらう。支那の畝といふのは全く單位を異にすることは申迄もないことである。

## 第六 條里 と 圖籍

支那では井田の法なるものが、殷人によつて創められ、その平土頽田の事は或は後世に至つても實行されたが、何分時代遼遠にして、井田の遺址とも見るべきものは、殘存してゐないらしい。しかし支那の文化をうけた朝鮮半島では、所々に井田の區畫がのこつたといふ記録がある。勿論實際はいかがであるか、時代遼遠にして不明であるけれども、一里の長さを單位にしてこれを百晦九區に分つ所の箕田の遺址なるものが、今も古い樂浪郡治に近かつた平壤郊外、もしくは南原の町割に残つてゐると同時に、我國に於ても都城の條坊なるものは、一里(百八十丈)四方を一坊として之を東西南北各四町(一町四十丈)に分ち坊内に十六の區をつくつたのであつた。同時に田里の方に於ては、一里の單位は都城とは違つて、やゝ寸延びの珍らしいものを用ひ、六町といふ東洋最長の長さではあるが、とにかく一里と考へらるる長さの單位をもつ方形を基礎にして、その中に正々方々三十六の坪をつくりといふ地割を實行し、之を條里と呼んだのである。蓋し條坊と條里、この二つは、實に我國に於て古い井田區畫の理想を學んだものであつて、而も現在に至つて猶その命數を失はない、地域整理の大綱で



ある。何となれば現に大阪市の港区や、西成区の都市計畫等の今の町割を見ると、やはりこの條里の一坪を單位として、一町四方といふものを區畫の基礎にしてゐるからである。



第二十二圖 大阪西區の新しい地割

(十六間平方の地割)

二萬五千一百八十部圖幅に從ふ

我國中世に出來た江戸や名古屋の城下にも之と全く同様の地割があつた。家康が江戸に入るにあつて其の城下町をつくるや、『天正日記』に左の如くしるした。  
同十八年九月一日、はれくもる。本町通り繪圖仰付らる、四十丈づつにわり可申旨、道は、六丈にわり、よこ町に分四丈より三丈、二丈まで所によりいろいろ

(註四十丈は條坊の一町である)

とある。従つてかうした條坊の制度は淵源する所誠に古い。同様に條里の方も我國では餘程古くから出來てゐたと見える。孝徳紀、

大化二年正月の詔には「凡京每坊置長一人、四坊置令一人」とあつて。後の世の左京又は右京に四坊一條が出來た所の、制度を定むると共に、

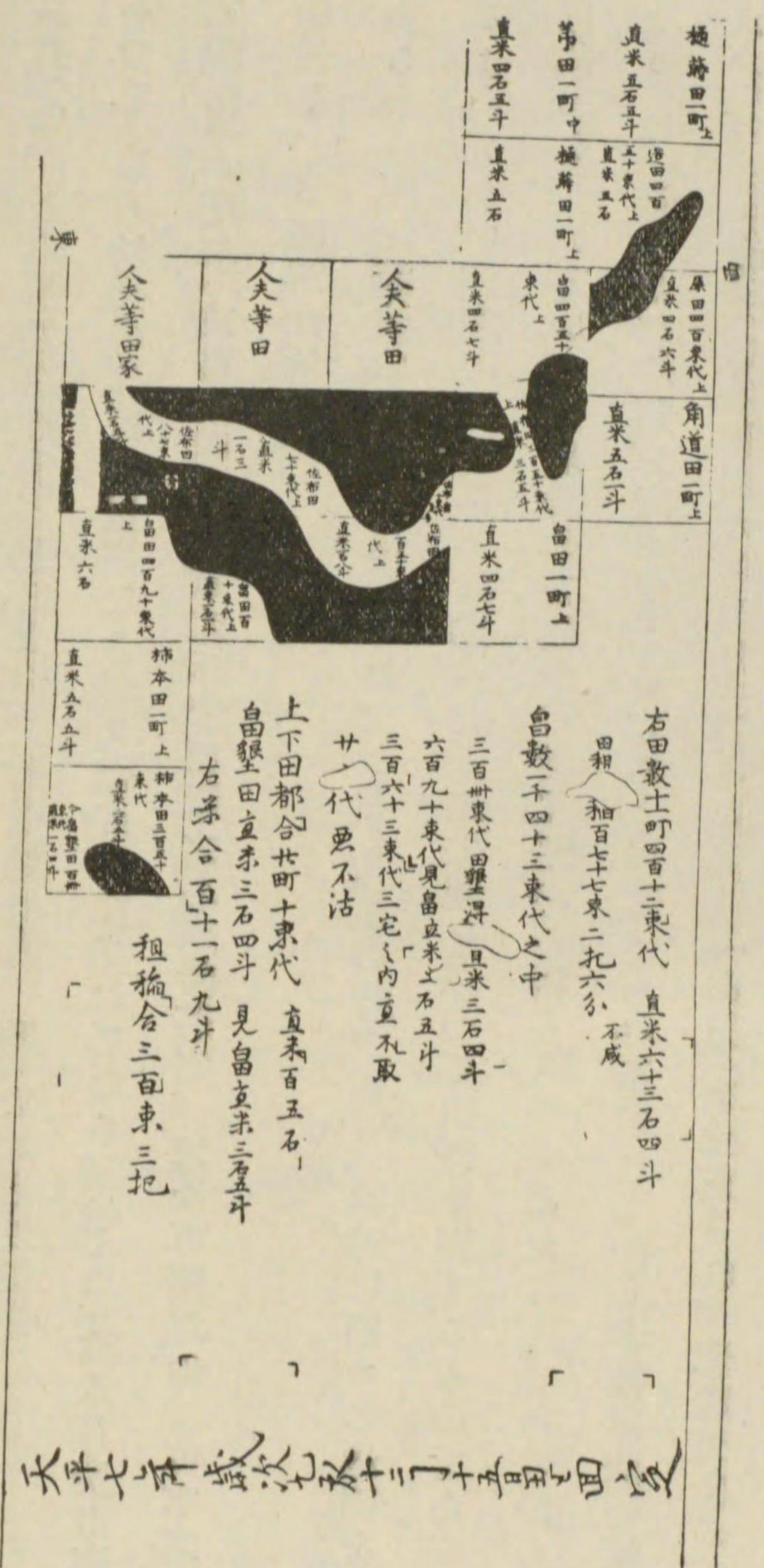
「里坊長、並取里坊百姓清正強幹者宛。若里坊無人、聽於比里坊簡用」と

とあつて、京の坊長の外に、里長なる者の制度が記されてゐる。越えて秋八月庚申朔癸酉詔して曰く、宜觀國々壇堺、或書或圖、將來奉示。國縣之名來時將定。國々可築堤地、可穿溝所、可墾田間、均給使造。當聞解此所宜。

とあるから涇涂溝洫の實行をはかられたことも、この時であり、同時に國々の地圖をかかしめられたとみてよいらしい。實にこれさきに述べた土地の圖を以つて田野を經するものである。恐らくは既に孝徳以前から、いろいろの農耕の方法や、溝洫涇涂の術も入つてゐたことであるから、突如として大化になつて、さうした地割が出來はじめた者とは考へられない。しかし孝徳以前の條里の實際は明でないが、その後元明天皇の和銅六年四月己酉に諸寺の『田記』を改正され、聖武天皇の天平十年八月辛卯、には天下諸國に『國郡圖』を進めしめられたとあるから、有力なる佛寺に於て其寺領の田記又は地圖を作つたことも古いことである。故に現に天平七年歲次乙亥(西紀七三五)十二月につくられた弘福寺領の田圖が『集古圖』にてゐる、(田制篇卷二参照)之を見ると明に六十間四方を、一坪(一町)とする方格圖



で畠地、人夫等田、人夫田家などと共に低い水田も之を一例に見て、六十間方格の中に入れてある。樋  
 蒔田一町、上直米五石五斗。茅田一町中、直米四石五斗、又は、今畠墾田百五十束代、畠二百四十束代、  
 第二十三圖 讃岐山田郡弘福寺領田圖(天平七年)



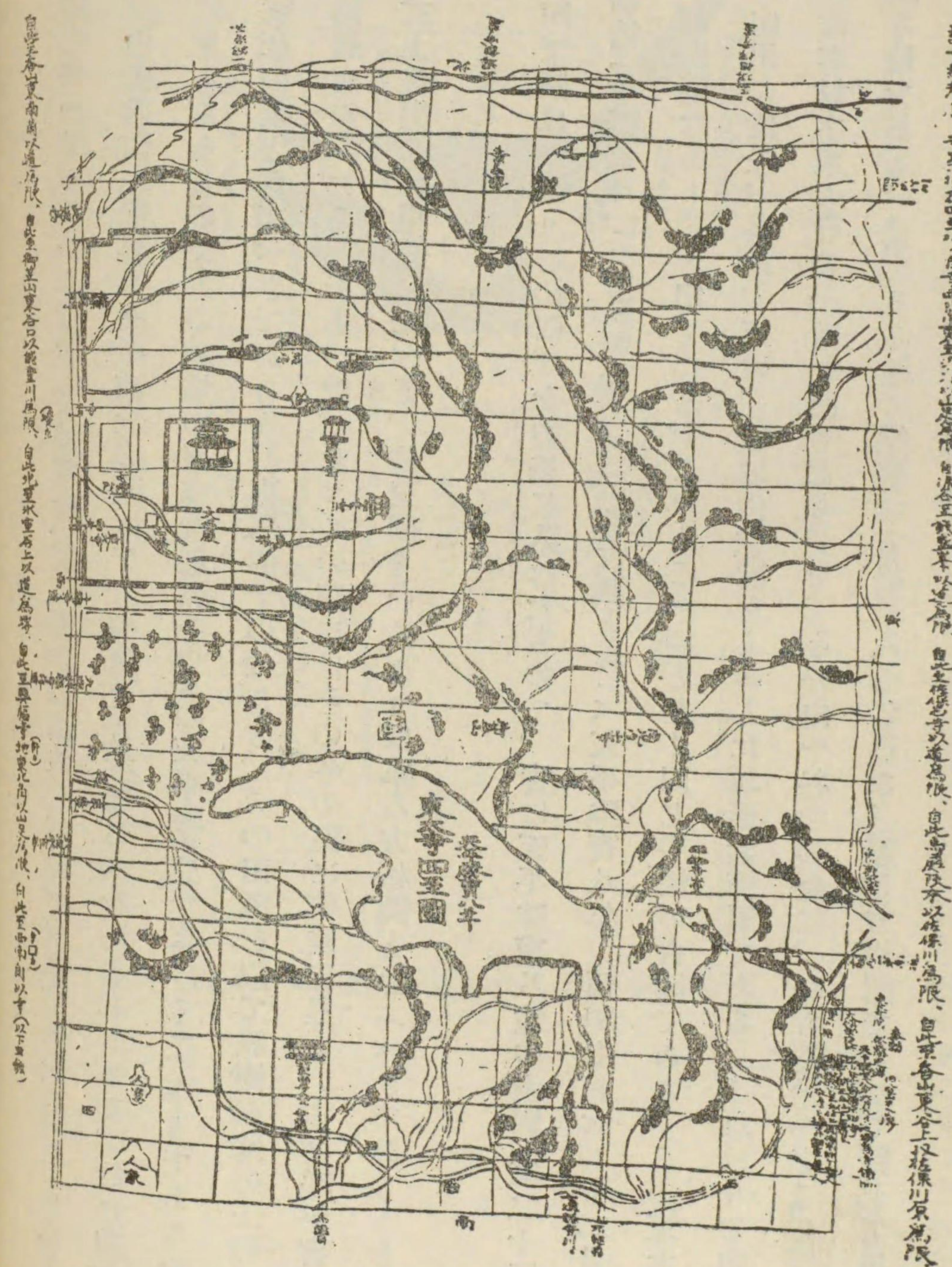
畠田百十束代(合五百束一町)などと區毎に記してあるので、明に井字畫圖たることを知るのである。  
 但しこの圖は山田郡林郷船。橋。里。墾田圖とも稱せらるる條里圖であつて、地形のやや不規則な畠地と雖

も、其條で直線に切つてあるから、或は製圖當時、既に井字の溝洫、徑塗が出来てゐたと見てよいもの  
 であるらしい。山田香河二郡界も全く南北の直線で、井然たる境界あるをしめしてゐる。故に現在の  
 五萬分一地圖に見らるるこの地方の畦條の出來た起原を、この天平時代だと見てよいやうであるから、  
 之を以て條里實在の證と爲すべきであらう。喜田博士の如きも、この田圖を以て我國記録の上の、條  
 里の初見だと講義せられたことであつた。たゞこの圖にはその各の區に何條何里といふ稱呼が書いて  
 ないから、形式上後出の條里圖に比べて、條里圖といふよりは寧ろ方格圖といふべきであらうと考へ  
 られる。

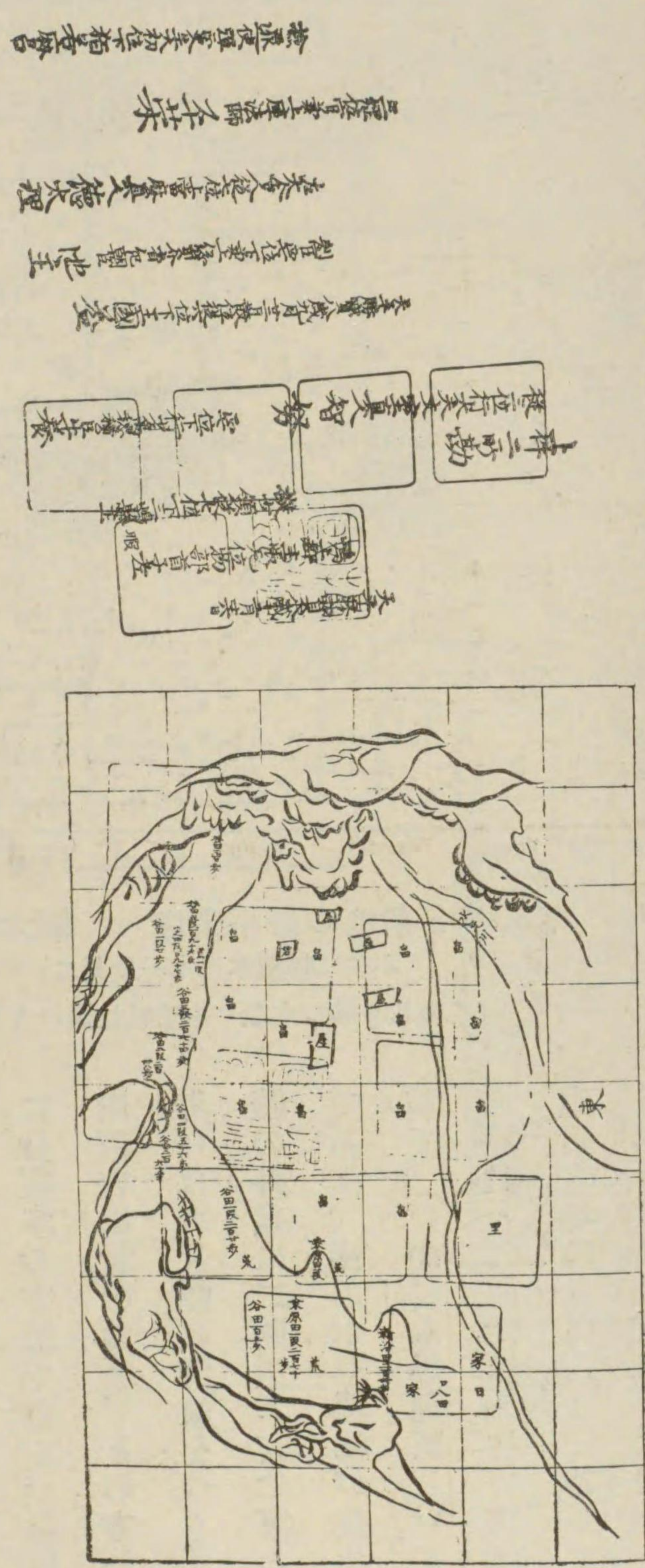
奈良東大寺四至圖はやはりこの四至を方格に入れたもので、實に天平勝寶八載の古圖(第二十四圖)  
 である。『田制篇』卷二には、この弘福寺の山田郡古圖と共に、天平勝寶八年(西紀七五六)十二月十六  
 日、攝津島上郡田圖なるものが出てゐる。これもこの圖と全く同じ手法の古圖である。この東大寺村  
 の田圖は明に山川、段丘、畠地、田地、家地の位置をしめた地形素描圖である。これは今の山崎驛  
 の西、三島郡島本村字東大寺の一角を記したもので、その山や谷の具合は、今も猶殆んどこの圖の通  
 りに實見される地である。見らるる通り縦横の方格が入つてゐる。蓋し方格圖であつて斷じて田畠の  
 條里を記したのではない。(第二十五圖參照)



圖至四寺大東圖四十二第  
(載所史築建古本日)

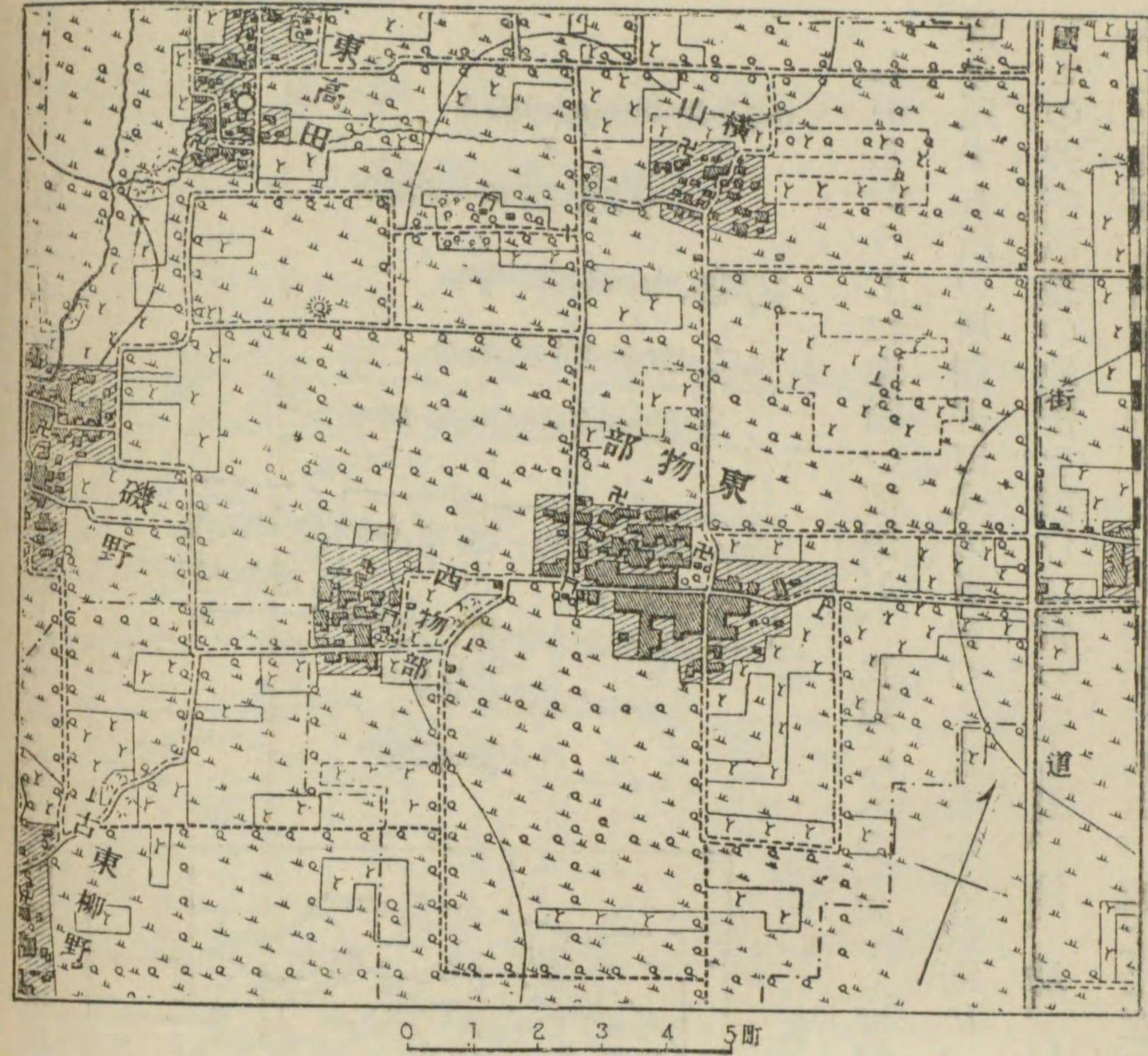


第二十五圖 攝津島上郡東大寺村田圖(天平勝寶八歲)



しかしかうした地圖の描法が、我國に入つたことは墾田を開くに當り、明瞭に縦横の界標をたて、溝  
 洫を通ずる所の所謂井田式の者をつくる土木の技術に、當然伴つてきたものであつたらしい。さうし  
 てこの井字區畫の地番を讀むに當つても里、條、坊、行等の言語を以てする地圖も出來てくれば、さ  
 うした地割も出來るやうになつたのである。事ここに至つて明かに後世の條里なるものが、我國に





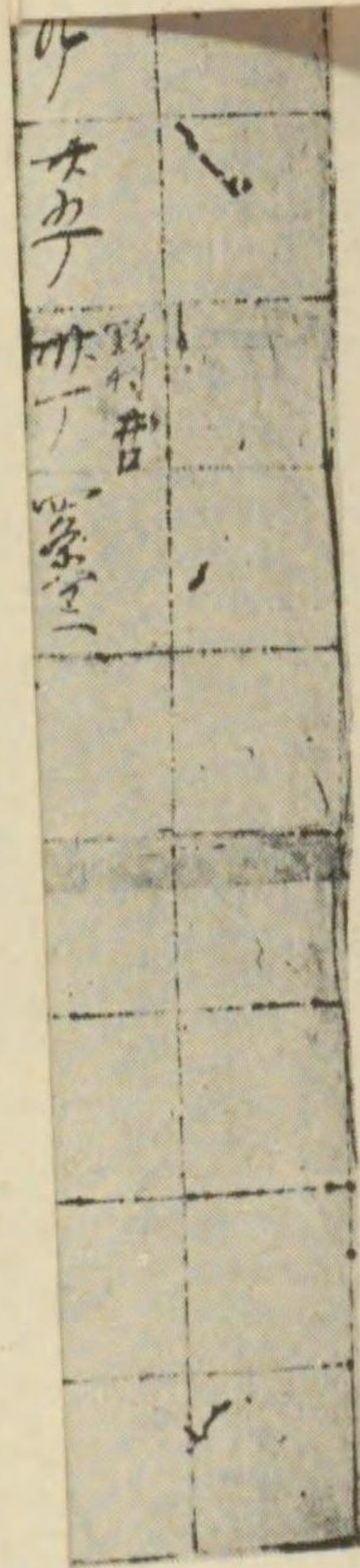
木畔畦と割地の野平東湖 圖六十二第

(ふ従に幅圖本三木一分萬二)

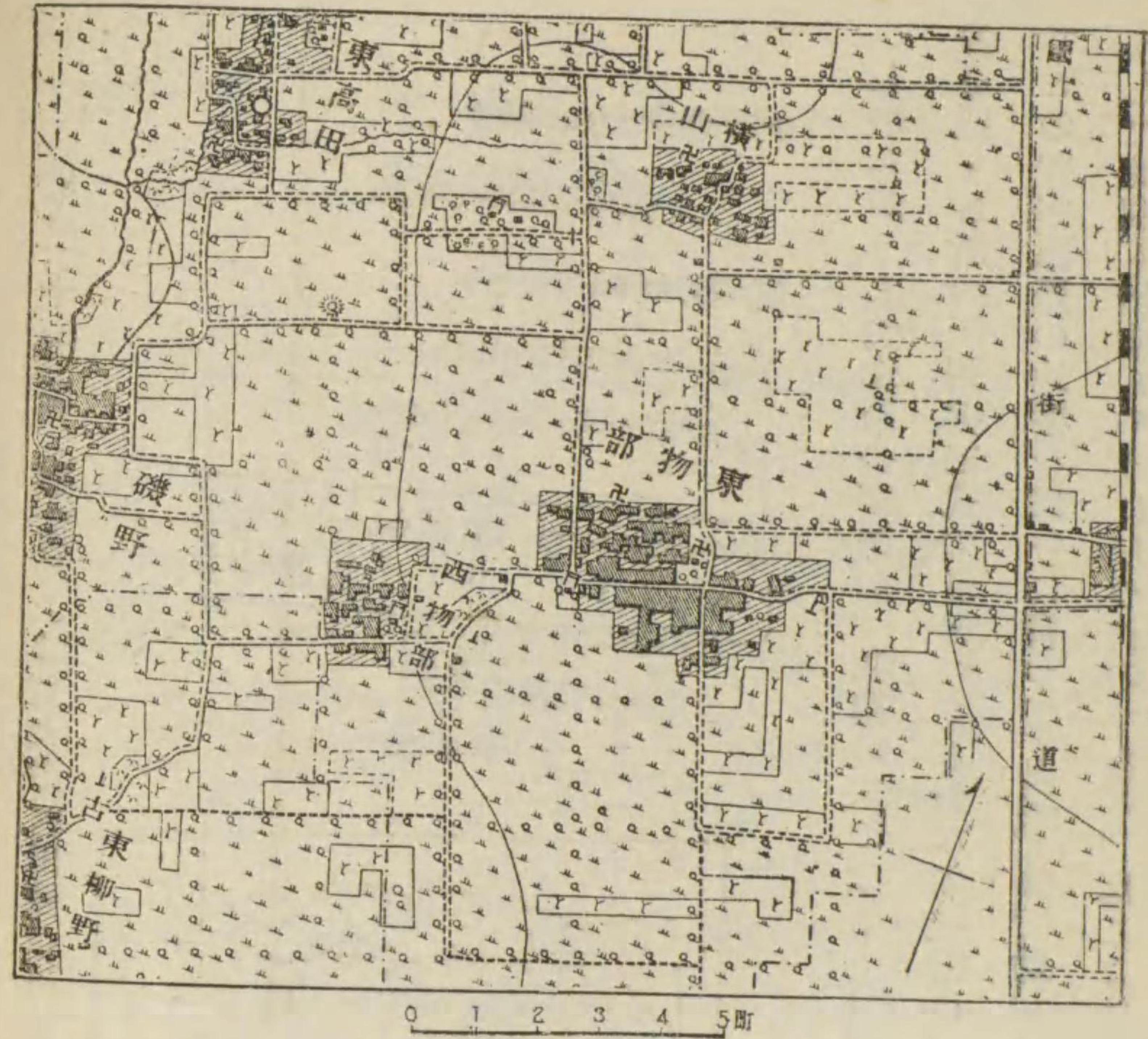
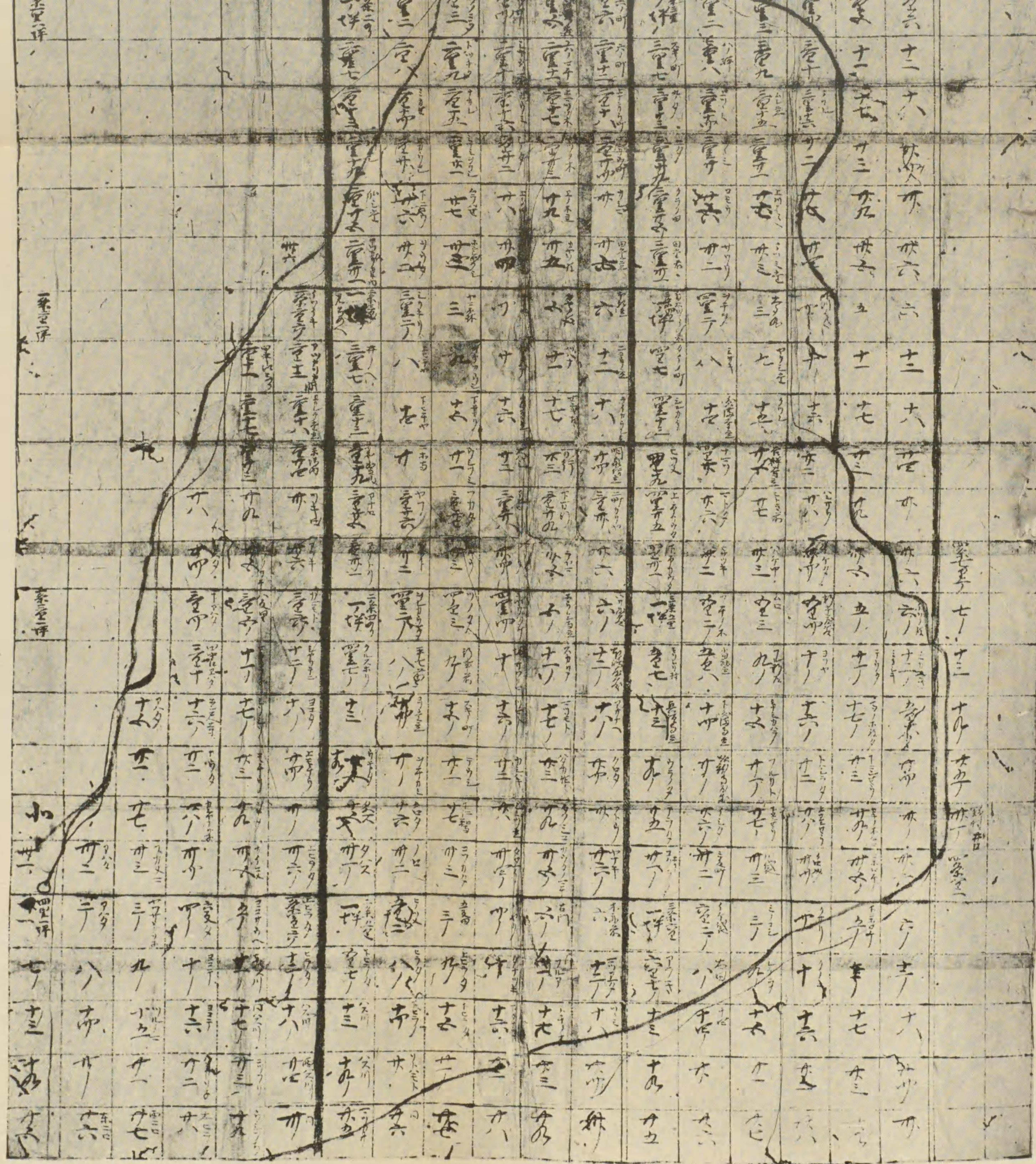
(すめじを跡の木並の木畔畦は圓いさ小)

現はれたとみるべきであらう。

抑も我國の條里とは何ぞやといへば、六町一里四方の正々方々を單位として、之を六六、三十六區に分區する方法である。滋賀縣栗田郡吉田村の如き、その方一町の界には九尺幅の溝洫をつくり、全體の外畫は二間(十二尺)幅の溝川であり、榛の木や楊柳が叢生してゐて、いかにも規則正しい基盤目の坪割となり、猶又その溝は聚落のある坪にも引入れてあつて、各民家の裏又は表口に運搬の小舟が通ずる様にしてある。(拙著『日本



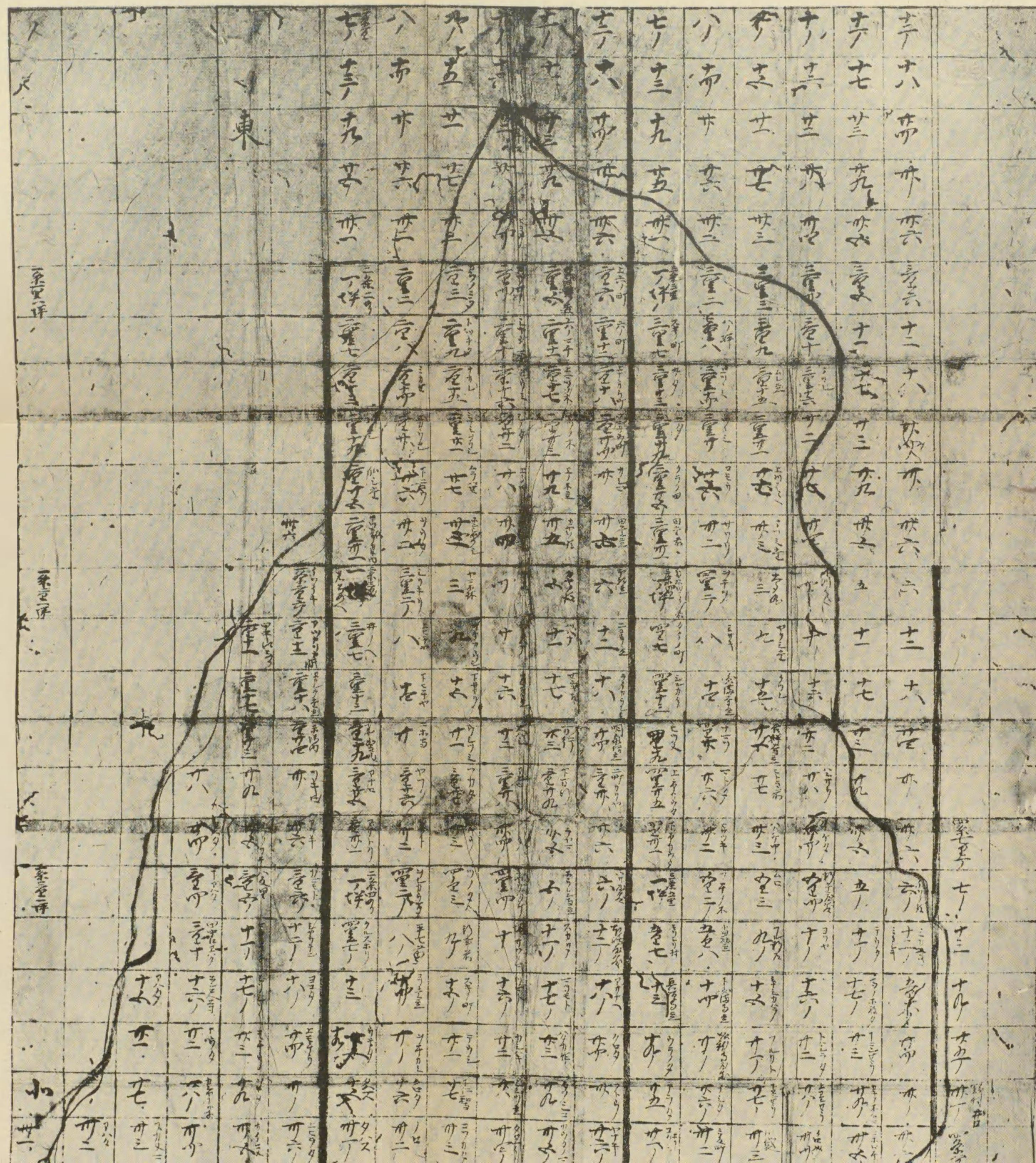




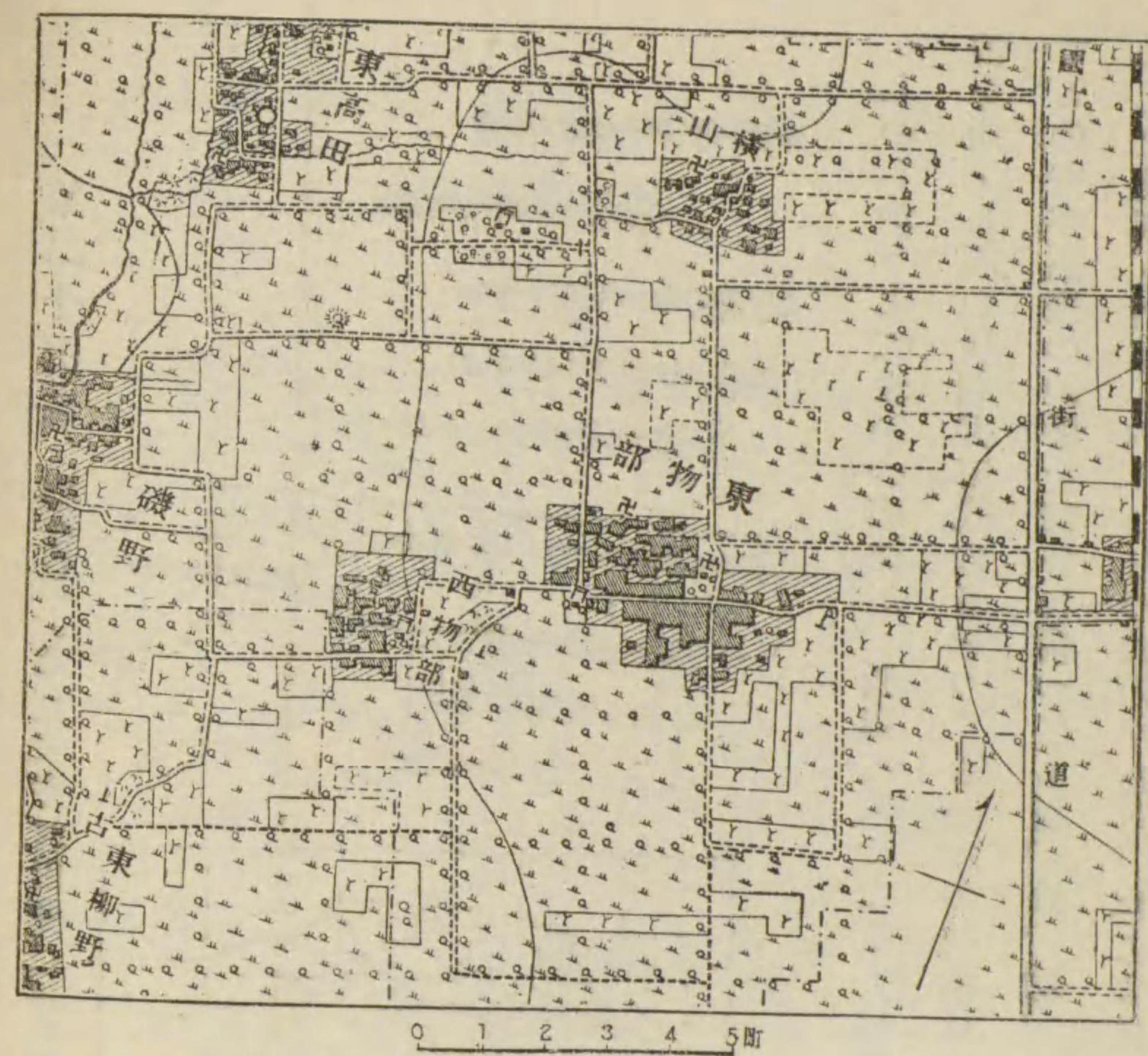
木畔畦と割地の野平東湖 圖六十二第  
 (ふ従に幅圖本三木一分萬二)  
 (すめじを跡の木並の木畔畦は圓いさ小)

現はれたとみるべきであらう。  
 抑も我國の條里とは何ぞやといへば、六町一里四方の正々方々を單位として、之を六六、三十六區に分區する方法である。滋賀縣栗田郡吉田村の如き、その方一町の界には九尺幅の溝漚をつくり、全體の外晝は二間(十二尺)幅の溝川であり、榛の木や楊柳が叢生してゐて、いかにも規則正しい基盤目の坪割となり、猶又その溝は聚落のある坪にも引入れてあつて、各民家の裏又は表口に運搬の小舟が通ずる様にしてある。(拙著『日本





第二十七圖 滋賀縣野州郡古代田圖 (中里村字江頭區藏本)



木畔畦と割地の野平東湖 圖六十二第  
 (ふ従に幅圖本三木一分萬二)  
 (すめじを跡の木並の木畔畦は圓いさ小)

通 民 家 の の る で 體 界 田 に 單 へ 現  
 寺 家 の 杯 一 一 體 界 田 に 單 へ 現



民家史』参照)

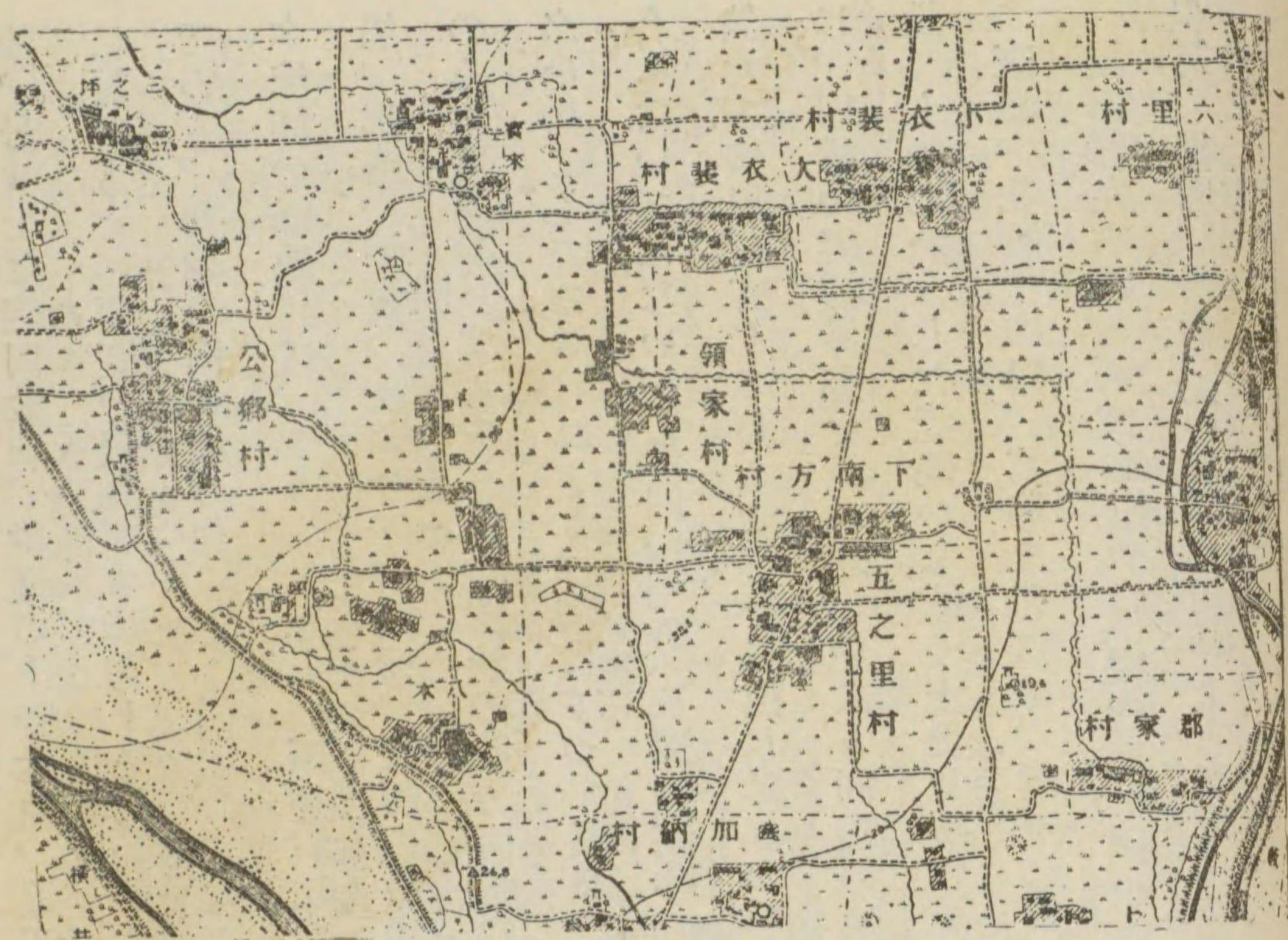
二萬分一の七尾、木之本、長濱、高宮、八日市等の圖幅を見ると、やはり六町毎に里道又は溝があり、之を三十六等分した内部の正々方々の畦條には、畦畔木(所謂溝樹)なる者が、これ又規則正しい間隔を以つて栽えてある。しかもさうした地域が長濱から東は山に達し、北は遙に伊香郡木之本町字黒田の山地に届き、所謂長濱平野全般に渡り、南北五里東西約二里、之を支那風に云へば、五十里に二十里の大平野が、一例に區畫され、そこに民家があり、田畠があり、河流あり、溝洫あり、徑塗井々の狀況を示すのである。同様に彦根以南栗田郡の丘陵地に至る迄の間の南北十里以上、東西十里に達する田野も、殆ど同様の形式に區畫されてゐたので、中頃の古文書(第二十七圖)として野州郡中里村字江頭區には、その條里の圖籍なるものが残存してゐて、いかに坪讀みをしたかを示してゐる。江州のみでなく、奈良縣の國中の平野のごときも、同様に著明な條里の區畫があり、古い圖籍も多い。

そこでかうした條里の約束を述べれば、第一にその縦横の界線が殆ど東西南北に近いことである。地形の之に適しない所では必しも東西南北の方向に一致しないけれども、元來が方格圖の手法に従つたものであるから、出來うる限り其界畫を南北東西の方向に正しくするのを第一義とする。但し江州や、神戸の條里の如く南北線からやゝ離れ、東偏(江州)、西偏(神戸)したのもないではないが地形



の許すかぎり當時の磁石の示した方向に従つてゐる。

第二に井田の區畫に従ふが故に、六町一里の單位を嚴守し、之を三十六等分して、一町の正々方々をつくるのである。故にたとへ正々方々の區があつても、その一邊が六町又は一町に合せず、その區畫が大體東西南北に合しない時には、之を以て直ちに條里の遺跡と見ることが出来ない。第三にかうした廣い區畫に互つて條線をつくるのであるから、其國又は其郡によつて之を讀む讀み方が定まつてゐた、普通東西を條とし、南北を里とする。しかしその反對の場合もある、例令ば承久頃に出來たと考へらるゝ、山城宇治郡山科古圖は、南北が條で東西が里、しかも南の方から北へ一里、二里と逆進してゐること、恰も奈良の京北條里の如きものであり。天平寶字二年阿波國名方郡古地圖もさうした風になつてゐるから、古代から一定の通則は立つてゐない。「史學雜誌」第十二編第十一號堀田璋左右氏、條里の制參照）又、弘福寺文書には大和國廣瀨郡眞野條東邊里外三十一坪といふのがあり『百合文書』には丹波の有防獨條一山寺里などの文字があつて、里外。又は獨立した獨條もあつたのであつた。第四にさうした條と里、又は里外、獨條いづれも經緯線で切られた一大區畫であり、その中の三十六區が又いろ／＼の讀み方をもつのである。この方も、通則としては、其國又は其郡の地理に従つて坪の、東北又は西北の隅から六六三十六の區を順序に従つて地番に分つことを條件とする。



割地の里條方北濃美圖八十二第

(ろあと里之五里の名六に村寫縮圖形地一分萬二)

かやうにした坪割の結果、今日に於ても郡部に、或は五條、十條、一の町、二のツボ、或は一里、三里、重里(十里)、二十五里などいふ地名が残存するといふ約束が発見される。故にたとへ古文書の上にさうした記録が無くとも其地名として、或は滋賀里、(江洲)野條(丹波)十九、(江州)五之里、(美濃)十七條(美濃)などいふ大字とか村名をのこし、小字に至つてはこれ又明に何の坪といったものを存すると同時に、其溝沚徑塗がいかにも六町又は一町の正々方々をとる場合に、我等はそこに條里制が行はれてゐたことを信せざるを得ないのである。かうした見地から近畿の地形圖をみれば山城、大和、河内、和泉、攝津は勿



論、丹波では龜岡盆地、伊賀の上野盆地、近江では湖東、湖西の平原、美濃では北方平野等のいづれに於てもその事實を發見するに苦しまないから、餘程さうした條里制の行き渡つてゐたことを知るのである。勿論龜岡盆地の如く、その中央に保津川が貫流して、屢その流路を變更したと思はるゝ古川と本流間の低地には、さうした正しい區畫がなく、洪水から全く安全地帯である所の左岸の新庄、富本旭、馬路、千歳、及國分等の諸村、及河の右岸では千代川、稗田野、吉川、及曾我部の各村等に於てのみ條里を發見するやうに、美濃の北方圖幅などには、明に六里、五之里、十七條、十四條などの村名をのこしてゐるけれども、南に下つて長良、揖斐、木曾三川の洪涵地には、その形がないといつた場合もないではないが、畿内の平野、及琵琶湖畔の平原、或は越前の平原等に至つては、殆ど例外なしに整然たる條里を有してゐることを見出し得る。そこで獨り日本のみでなく、朝鮮でも慶州附近の地形圖に、同様の縦横界畫を見る時、やはり同様の地割法が彼土にあつたこと、想定するのである。(後章再説) しかしかうした近畿から遠く土地を離るゝにつれて、この制度はかやうに全般的に分布をしめさず東海、北陸、山陽、南海などには、所々にポツリポツリと其遺影をのこすの現状である。

堀田璋左右氏の研究によれば、畿内五ヶ國の外、伊賀、伊勢、尾張(中島郡)近江、美濃、越前、丹波、但馬、因幡、紀伊、阿波等は何れも古文書に條里の記があり、關東では珍らしくも『香取文書』に、下

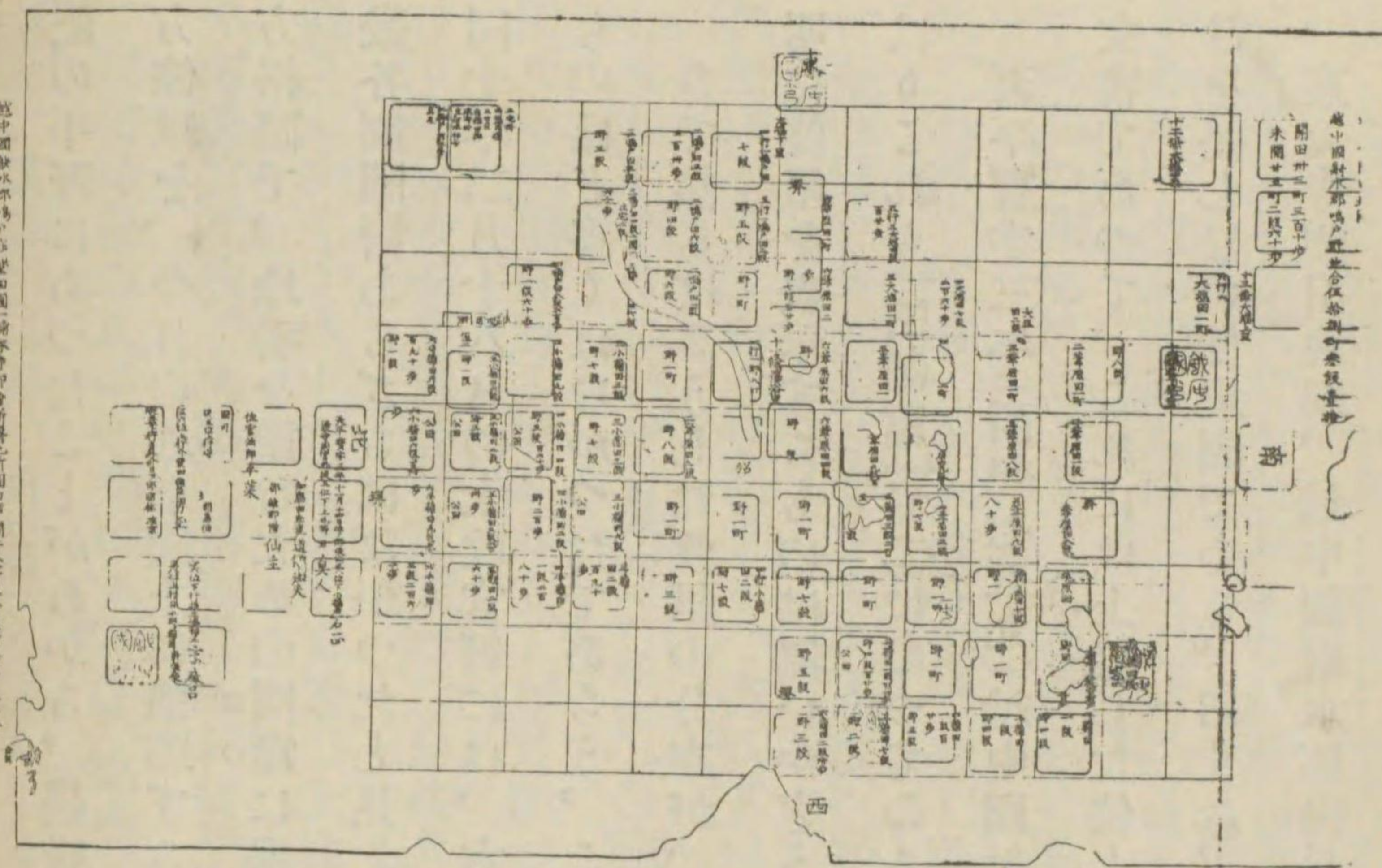
總國印幡郡に條里の讀方のあつたことを摘出してゐられる。九州は後出の『觀音寺文書』によつて、筑肥の平野にあつたことがわかる。豊後阿南郷にもあつたといふ文書がある。しかしこれらすべての地方條里を、今日の地形圖上に追跡することは困難である。何となれば山科の條里圖のやうに、條里即方格圖で、地番を讀むための圖籍に過ぎなかつたと考へられるものもあるからである。延暦頃には近畿各國圖籍あらざるはなかつたと見え、『三代格』の「職田、位田公麻田事」の條延暦九年八月八日及同十年二月十八日の太政官符には、右圖籍注何々と記してあるのが多い。蓋し遠國の圖籍は、近畿のものほど多くはなかつたであらう。これは王朝文化の浸潤の程度に従ふからである。

さて然らばさうした條里の分布が、大體は近畿に存在するものとして、現存する古い田圖の中で、明に條里を表示するものは無いかどうかといへば、幸にこの天平時代のもので一つの實例がある。やはりこれも『田制篇』卷二にのつてゐるものである。

天平寶字三年(西紀七五九)越中國射水郡鳴戸莊墾田圖なるものがそれである。これ又東大寺の關係文書であつて、これには上記した條と加里とかいふ地名もあり、その地番もしるしてあつて、一點疑ひを要しない條里圖である。曰く(第二十九圖參照)

東大寺開田地圖、越中國射水郡鳴戸野地、合五十捌町參段壹拾□





越中射水郡鳴戸莊墾田圖 第二十九圖

開田卅三町三百十歩、未開廿五町二段六十歩  
 十二條大鹽中里六行六(大鹽田一町)  
 十二條葦原里  
 十一條大鹽下里四行一(鳴戸田七段)  
 十一條澤浴里一行一(野、八段)  
 等はその一例である。一町四方の正々方々の區線が、この圖上では、南北十三線東西九線即百十七區ある。東西を條といひ、南北を行とする。十二條大鹽中里は、十三條大鹽上里と界を接し、各六行六段で三十六分される。従つて十三條大鹽上里の六行の六は、十二條葦原里の一行の一と對角して接する。故にその一つの坪を讀むには假令ば十一條大鹽下里四行の一、二、三、四、五、六。同五行の一、二、三、四、五、六といふ風であり、その一坪の中に鳴戸田七段、又は鳴戸田六段野四段、といふ

風に細註がしてある。開墾の程度によつて、一晝内が野一町とのみ記されてゐる所もあれば、十一條澤浴里の二行二の如く、葦原田二段、野八段と註する類である。

全體は百十七平方町であるのに、合五十八町三段一十歩が東大寺領であるから、この田圖の細註は十一條及十二條、各九行にしか記されてゐない。しかも其中で寺領以外の空白があり、一條から十條までの圖もなければ、十三條は六行がたゞ一筋しかない、其他の五行はこれ又他領である。してみるとこの田圖はこの郡内で、或はこの地點のつとと北の方から(海に近い方)、一條二條と讀み始めて、この地で十一條に達する所から、十二條に互る所の圖である。猶これから南の方に、十四條も十五條もあつたのであらう。大化の詔には「國縣之名來時將定」とある。地名は或は書し或は圖し、持來つた時に定まるのであるから、天平寶字以前に、この射水郡には、明かに北方の郡界の東西第一條からの區畫が出来てゐて、かやうに條里の名を得てゐたと見てよい。

故にもしこの一條を射水郡の北境二上山(萬葉集にその歌がある)から、伏木港の北、國分村北端に達する東西の郡界線に始まるとすると、十一條はそれから六十六町南、今の高岡市の南郊附近にこの鳴戸野地があつたことになる。この市の北方に今も楡田郷とか、東條、西條などいふ古い地名があるから、こゝ高岡から二上山までの平野に於て、この條里の行はれたことを想像する。併し現在の地形圖



を見てそれらしい遺跡を発見することが出来ないから、この地圖にあるやうな條里を、復現することは困難であることを遺憾とする。たゞ高岡市の西に隣して、横田、佐野の兩村に近世の四町四方、又は二町に一町の矩形にした耕地整理が行はれてゐて、古い面影を偲ばしむるのみである。蓋し庄川及射水川の奔流が、この平野の古い條里をこわしたのではなからうか。

蓋し大化の詔を見て、直ちに其時に條里があつたとはいへぬかもしれぬが、奈良朝には越中に於てさへ、かうした條里があつたことであるから、王城の膝下である奈良の平野には、夙にこの條里が行され、單に地圖丈けでなく、その區畫の六町一里の溝洫徑塗が出来てゐたとみてよい。かの「讚岐山田郡圖」を藏してゐる同じ弘福寺の古文書の中、大和に屬するものゝ中に左の如きものがある。

弘福寺 牒上僧綱所務所

注言大倭國廣瀨郡庄家□□瓦山寺事

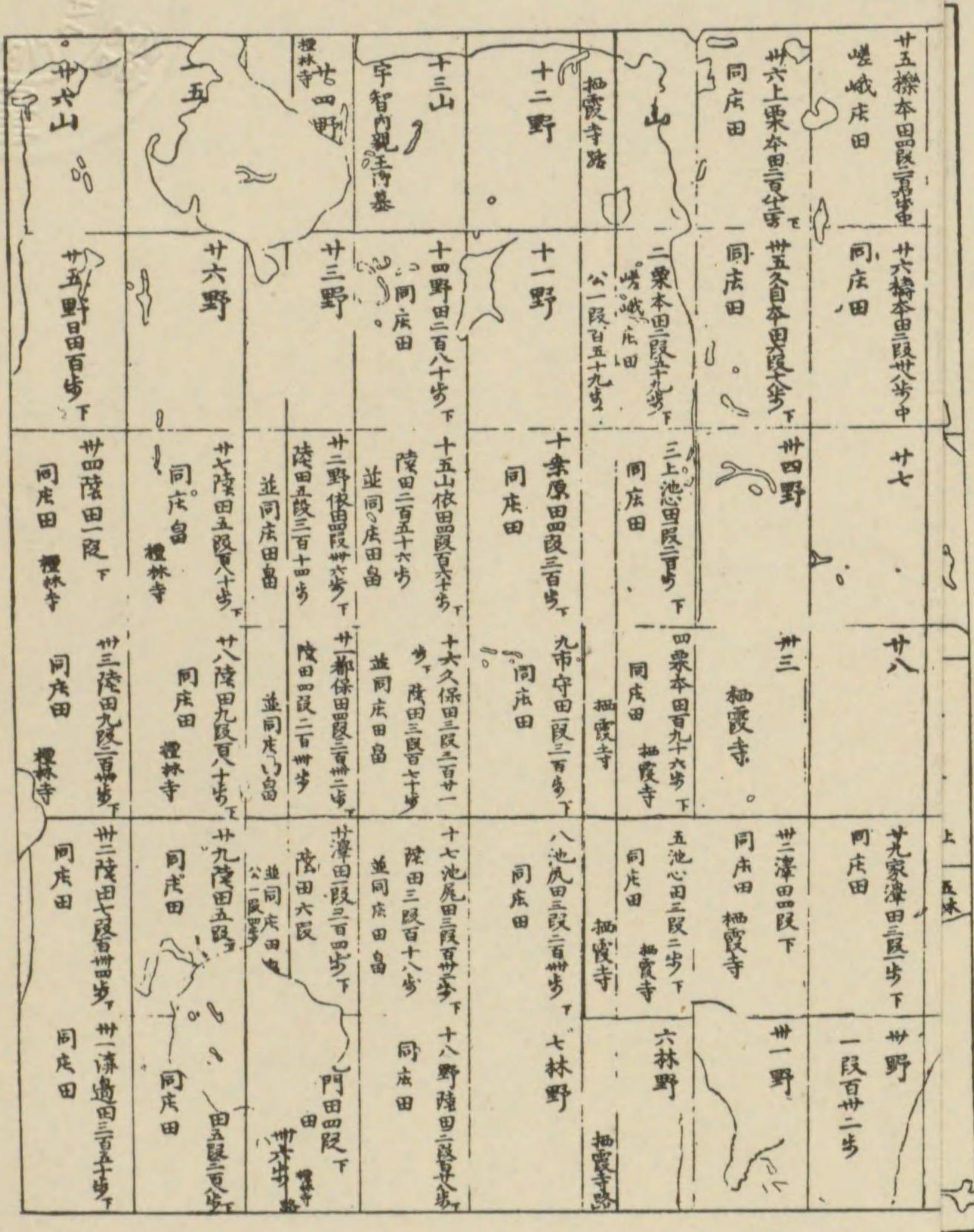
合水田參拾五町貳段玖拾參步

二十條。五里六坊。三段百四十步 中略 (筆者曰くこれは坪を坊とよむ特例である)

二十一條五里一坊。五段百六十四步 中略

二十二條四里三十五坊一町 中略

壺田參段一百玖拾陸步



(莊田圖) (田莊圖)





弘福寺 牒上僧綱所務所

注言大倭國廣瀨郡庄家□□瓦山寺事

合水田參拾五町貳段玖拾參步

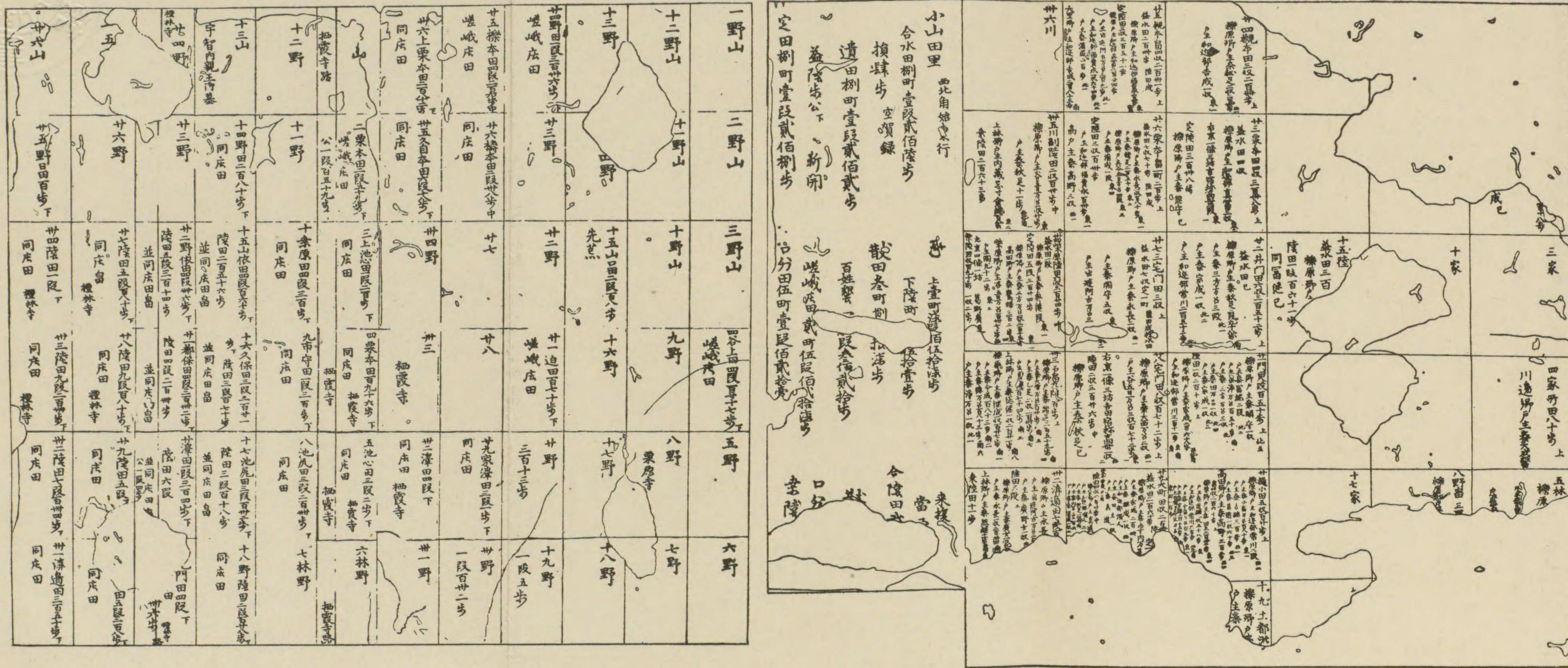
二十條五里六坊。三段百四十步 中略 (筆者曰くこれは坪を坊とよむ特例である)

二十一條五里一坊。五段百六十四步 中略

二十二條四里三十五坊一町 中略

壘田參段一百玖拾陸步

圖田班郡野葛國城山 圖十三第



(圖田里山小)

(圖田莊峨嵯) (戴所篇制田)



二十二條五里十一坊内

壘陸田一町

二十二條五里十三坊、以下略

天平二十年歲次戊子十二月十一日(西紀七四八)

猶も一つ長和二年(西紀一〇二三)の寺牒には高市、十市、山邊、廣湍の四郡内の條里の中にある所領を  
しるしてゐるから、大和には天平時代に、既に條里の區畫が出来てゐたのであらう。恐らくは同時に山城近江等にも同様のものが實行されてゐたのであらう。

序にも一つ、田制篇にある年月未詳の「山城國葛野郡班田圖」なるものを解説してみたい。これは形式の變つた方格圖が二枚ある、その一は小山田里と稱する六町一里の三十六區を記したもので、その一區畫は正々方々であつて、例令ばその三の坪は家、四の坪は家所田八十歩、川邊郷戸主秦大成墾田など、記すの類で、一々の地區について、その所有主と其所有地の段別が記されてゐる。よくこれを見ると、廿九坪の如きは水田は五戸主、陸田は四戸主に屬し、その収入も大小不定であり、その所在地も區々である。今廿坪の場合を摘録してみる。

廿樋小田五收百廿歩上(收とは或は段の義ならん)

樺原郷戸主和邇部常川二段西二

地 割 考



戸主秦小島萬呂百八十歩東一  
 戸主秦吉繼三百歩西一  
 戸主秦眞道一收六十歩西三  
 高田卿戸主秦高野三百歩西四  
 島四收二百六十歩上  
 櫛原卿戸主秦田主二百四十二歩東四  
 戸主秦道繼一收五十八歩東  
 戸主和邇部常川三百歩西北角  
 戸主秦小島萬呂百九歩東一  
 戸主秦吉繼貳百十五歩一  
 戸主出雲子志豆萬呂一〇〇  
 乗田二百歩

とまづかやうの例で、廿の坪の所有者は十一名に達し、中に田もあり、島もあるのである。かうした實際を考へると、この小山田里は一樣の水田でなく、又其の中の田島の區畫は必しも正々方々でない。里の名を小山田といひ、その地坪を讀むため、かうした井字の區分があつたとしても、如實著地の條里溝徑があつたとは考へられぬ。或はこれ實に雜然たる田畠林野を、かやうに描寫するの地圖法であり、地籍圖ともいふべきもので、耕地整理がなくとも、之によつて其地の所在を現はしたものであら

うか。田圖があるから條里があつたと見るべからざるものゝ一例と信ずる。但しこの圖の東南角に川とあるから、小山田里といふは恐らく、今の上嵯峨のどこかであつたであらう。『京都府誌』にもさうした意見をのせてゐる。も一つの地圖も、やはり葛野郡嵯峨のものである。栖霞寺(今の清涼寺)や、檀林寺が記入されてゐるから、今の嵯峨驛から西北の一小區の地圖である。この圖は方格が正しくなくて、東西をひとすれば、南北はその二分一に縮めてある。しかしこれも一つの矩形が正々方々の一町を現はすことは、その栖霞寺から西三町にして山があり、北五筋め(即五町)にして野山があるといふことが、現在の地形に合する事によつて證される。蓋し一里正々方々の紙面に、縦のみを二分して二里をつめて書いたことは疑を要しないのである。果してさうであるとすれば、この嵯峨の地圖も亦、その條里は架空のものであつたといふことになる。現今の二萬分一地形圖の愛宕山圖幅を見ても、この檀林寺(この寺今はなし、現今の天龍寺より少しく北にありしならん) 栖霞寺以西の一區には、さうした條里らしい遺址が見えぬのである。

してみると條里の地割は、田圖と同時に、一樣に出來たと見るべからざるものである。其濫觴は恐らく上代にあつて、孝徳天皇大化二年の詔により、その實行を全國的にせられたと思ふけれども、猶其以後徐々に各地方にぼつ／＼出來たと見るべきもので、或土地では圖面だけしか出來なかつたので



あつた。蓋し地勢平行、井すべき土地だけしか、井し得なかつたのも無理ではないのである。

さて古來我國の條里についての記録を見るに、『三代格』卷十二、承和二年大政官符に墾田百十四町國郡條里、坪書、在別卷など、記し、多くの古文書もあるが、これを説明したものといへば、實に『拾芥抄』に始まるのである。

拾芥抄中第廿五、田籍部に

卅六町爲一里、此六里爲條

條起從北行於南、限卅六條。里起西行於東、限卅六里。町始長終乾。但已上可隨國例。

阡陌。以東西爲縱阡、以南北爲橫陌。溝、水爲畔。田中塚爲培。條里之起可隨國例。可加五十七箇國圖。

といつて條里と國圖なるもの、關係を明にしてゐる。猶同書には卅六條正々方々の一里を圖示し、又その一坪の圖に里内とて第三十一圖の如き讀方を記してゐる。

第三十一圖  
千鳥式坪讀

1	12	13	24	25	36
2	11	14	23	26	35
3	10	15	22	27	34
4	9	16	21	28	33
5	8	17	20	29	32
6	7	18	19	30	31

坪並里内圖  
(拾芥抄所載)

この讀方が大和や山城に實行され小山田里の如き之に従へること明であるが、之を前に述べた越中射水郡の讀方に比して、餘程簡單になつてゐるのがわかる。但し江州高島郡木津庄や、野州郡中里村や、栗田郡吉田などの讀方は、又之とは趣をことにし、北一より南六に至り、更に又北七より南十二に歸るのである。『拾芥抄』の番地讀方を往復千鳥式とすれば、この方は並行式といふべきである。かうした地番讀方の習慣が、これ又風をなして、日本の都市村落の地番を襲ふたとみえ、新市街と舊市街との間には、その地番讀方を異にする場合が多い。例令ば我京都市の如き、富樫建造氏の『京都市の町界町名地番整理』(都市問題第四卷、第四號)をみる

第三十二圖  
井行式坪讀

1	7	13	19	25	31
2	8	14	20	26	32
3	9	15	21	27	33
4	10	16	22	28	34
5	11	17	23	29	35
6	12	18	24	30	36

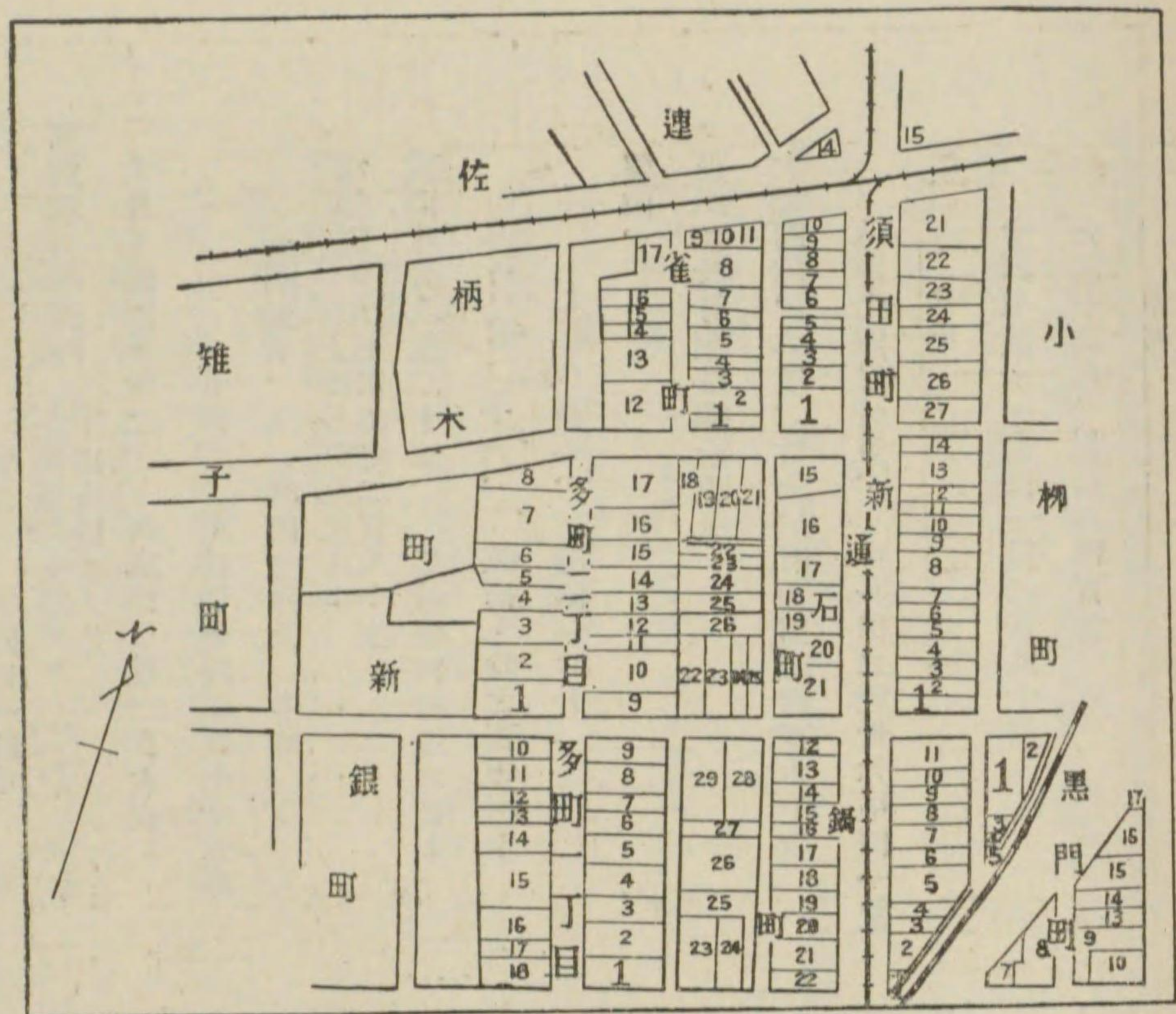
坪並里内圖

と、新しい市は概して町村時代の地番をそのまま襲用するので大體大字毎に附せられるが、舊市は極めて特種な方法で他に類例がない。舊い上京と下京とを組(六十五組)に分つ。之は足利季世の町組に端を發し、今日の學區となつたのであるが、その地域内で西北隅を一番とし、町に沿ふて北から南へ街路の兩側に沿ふ筆地を千鳥式に縫うて下り。第一の通路を下れば更らに次の南北街路を南より北に復るのである。如斯きは古い王朝時代の四行八門の並行式讀方でなくて、この條里の坪讀千鳥式の系統に屬する。しかるに周圍部(明治二十一年同三十五年及大正七年の三回に隣接町村から市部に編入されたもの)では、舊市内の如く街路名が發達しないから、上京區岡崎北御町所一三、又は上京區相國寺東門前町六三七など、いふ讀方で、その通し番號は亂雜を極めたものである。

東京市の如きは市の目貫の場所が同様であつて、富樫建造氏の指示によれば、千鳥式と井行式との



筑前國熟田十二町三段一百卅六步 右依大政官、和同四年十月廿五日符旨施入。

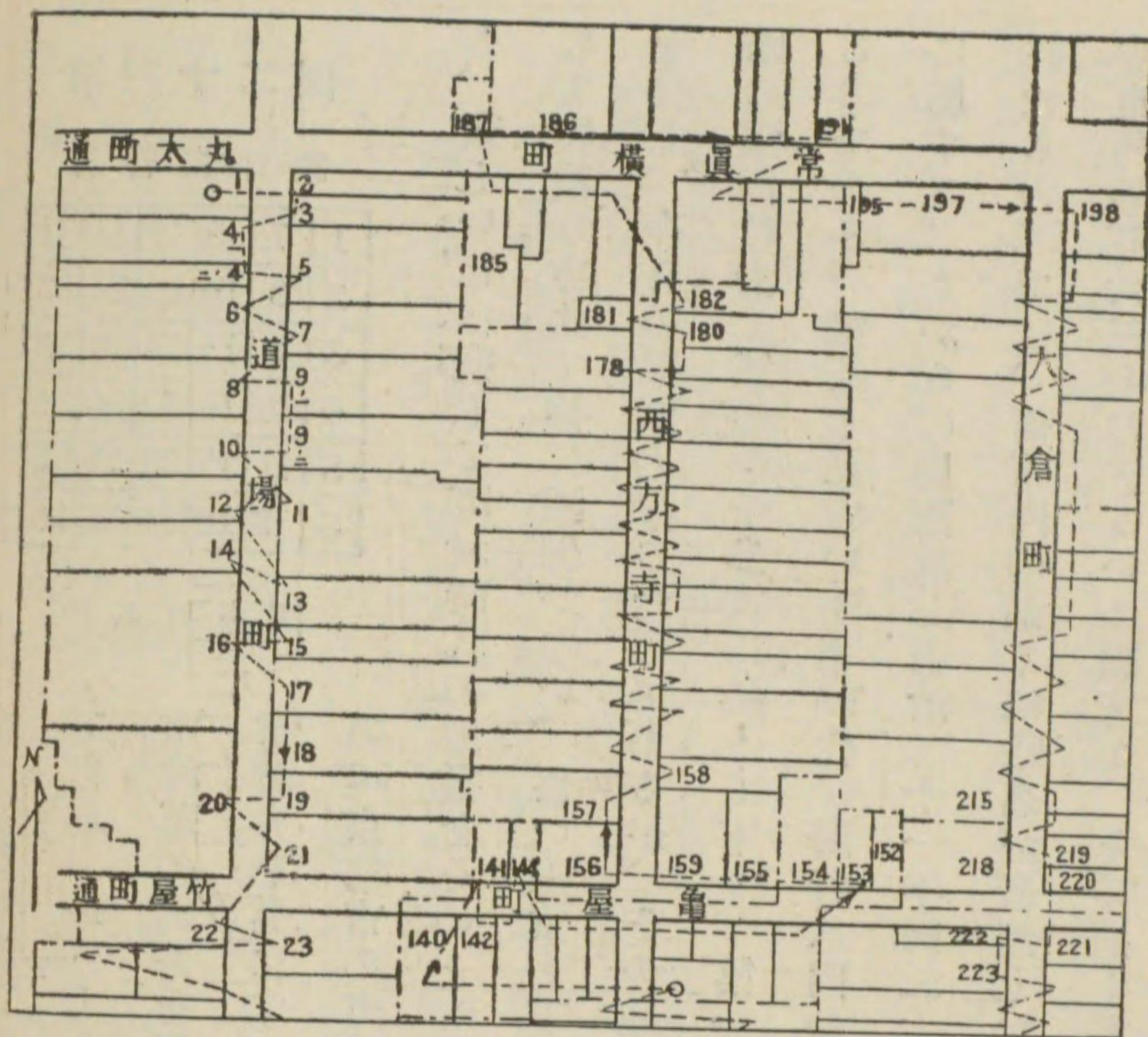


例きな一統の點起番地區田神京東 圖四十三第 (圖原氏榊富)

に對する一大警鐘であるのである。(都市問題、第三、四卷町界町名番地に關する論說參照)

さて話を元に戻し、讀者の注意を喚起したいことは、條里が方格圖と相待つて發達したといふことである。『拾芥抄』既に國例に隨つて、五十七箇國圖に加へよといつてゐることは、其傍證ともみるべきものである。『大日本史料』一の三、延喜五年十月一日、『筑前觀世音寺資財帳』に出てる「水田章」を見ると、明にさうした圖籍との關係を明記してゐるのである。左に其の一部を抄録する。

合熟田參拾町參段壹佰參拾陸步中略



面地及割町市都京 圖三十三第 (圖原氏造建榊富)

結合が多い。ある一地區を限つて、しかも起點を不明瞭にし、表通から裏通へくるつと往復する千鳥式の單純なものがある。さうした往復式では、一番地の向ひ側に百番地があつたり、こちらの町は北から南へ下るのに、あちらの一番は逆に南から北へ上るかと思へば、稀に順に一二三四と押してきたのが突然横へそれる。東京市へ行つて番地を尋ねて困難を感じる點がそこにあるが、これは獨り東京のみでない、京都でも新市街地にはそれが多い。規律のない大小不同の筆地に從つて、番地を數へた過去の名残である。これ實に、番地あてに友人などを、訪問する人々をして最も困厄せしむる番地である。富榊氏の番地統一論は實にかうした不整頓



那珂郡 三圖六里卅一、 世良田二段百卅步

十二、 大野田一段中

嘉麻郡六町四段

上田五町九段  
下田五段廿六步

大母五圖四里卅二、 榎本田五段三百六步

廿四、 神由田五段二百七十六步

五圖五里、三、 神田七段上 中略

穗浪郡六町上田三町九反八步  
下田二町二百八十步

補田八圖八里、十五、 都枝奈田九段二百步

十六、 枚田九段二百廿四步

廿一、 鎌田一町上

壱田、

嘉麻郡肆町捌段捌拾陸步

大母四圖、六里、卅六、 打饗田四段百六十步

八圖十四里卅五、 中井田二段卅六中田一段

中略

十圖七里十一畠田一段二百八十步

九圖十里六、 都知起田百步

中略

上座郡貳拾五町陸步 並大寶二年十月廿二日官施入也。園地卅九町之内云々

把伎田一圖六里、廿五、高山田九段 中略

御笠郡伍町參段一百伍拾步

南六圖一里卅坪、 二百十步

中略

筑後國壹拾陸町 熟、太政官和同二年十月廿日符旨所施入。

三原郡町捌

十三條二里、二、綠田一町上 十一、綠田一町上

十五條三里 菅生田云々

生葉郡肆町上

十三條六里十八、 小綠田一段二百八十步

中略

肥前國壹拾貳町 熟田、

基肆郡參町

二條、基肆田、廿五、比田九段百三十四步等

三根郡參町 上田二町九段百八十步

六條樋田里、十九坪、九段百八十步等 中略

園團地章、筑前國□□町上座郡把伎野白□□右依大寶三年十月廿日官符施納園卅九町、

筑後 □井郡加駄野四至□□已上大寶三年十月廿日官施入。

地 割 考



山章 燒鹽山貳處

志摩郡加夜郷蠅野林壹所 四至略之

右檢延曆九年以來帳。以大寶三年十月廿日官所納。自此下二行半、一不可寫、流記先載件山。加以延曆八年以往帳先載所□□事不輒除。仍養老四年國師并郡司記、以下略。

この水田章其の他により、或は和同、大寶に始まり、延喜には筑前、筑後、肥前三國の中、少くとも九郡に條里制のあつたことがわかると同時に、筑後及肥前のは、何條何里何の坪、何田幾何とよむこと近畿と同じきを知る。筑前の方は條に代るに圖を以てし、何圖何里何とある。しかもその坪の中にこれ又山城小山田里の坪と同様に、違つた田區を混入してゐることが明である。之れ實に當時の圖籍といつたもので、その後永承四年の官符（續寶簡集）には十三圖三里三十坪、『觀等勘錄緣起資財帳』（元慶七年）には、紀伊國伊都郡にも六圖四里、八圖五里などの例があるから。その頃まで下ると、到る所に田圖も出來、又之に従つた溝洫徑涂も出來たであらう。『三代格』卷十五、弘仁十一年十二月廿六日の官符には、

天平十四年、勝寶七歲、寶龜四年、延曆五年、四度圖籍皆爲證驗。中略但圖者公私有用。永存可見。其庫內先有墾田籍亦從簡留。又有七道諸國進籍不進圖。自今以後下知諸國停籍進圖者。

と出てゐる。

これによつて明に圖籍の出來た年代がわかる。天平十四年以來四度に及び、弘仁以後は田籍よりも圖籍を進めしめられるといふ所に、地圖と條里との密接の關係を證明するのではないか。蓋し孝徳大化の改新以來かうした田圖と地割とが、愈々全國的に實行されると共に班田收授といふ新制度の實施が、更らに田籍圖籍制定の必要を感せしめたのであらう。かくて王朝には殆んど全國至る所に田籍、及圖籍があつて、『三代格』、卷十五などには、神護景雲元年又は延曆十四年の官符等にも其例が出てゐるが、鎌倉時代以後は漸次この條里が略されるやうになり、券文には土地の四至を現はすやうになる。それでも寛正頃の文書には猶ほ正しく條里が出る。しかし戰國以後全くその法が絶える。次ぎの文書はこの法の殆んど絶えんとする時の記事である。『大乘院寺社雜事記』文明十一年五月廿八日の條には、松林院僧正舊帳之田圖持來寫之と記して坪割を記し、南へ方六町をば爲條也、東諸郡は東へ方六町を爲一里。大和國は下街道を以て、東西諸郡と爲す也。又云坪事は東諸郡は以戊亥角爲初坪。などと珍らかに記してゐるといふ風になつて、やがては全く世人から忘れられてしまふたのである。

## 第七 大和の條里

扱上述した條里なるものが近時再び明にせられるやうになつたのは、全く關野博士の『平城京及大



内裏考證』等の世人を啓發した結果である。これと共に嘉永壬子五年に北浦定政氏が平城大内裏の坪割圖を考定した先蹤の效も亦録されねばならぬ。猶又關野博士と前後して恩師喜田博士や、堀田璋左右氏などの研究があり、特にこの大和國の條里なるものが明になったことを注意せねばならぬと思ふ。嘉永に北浦氏が自己の郷土研究に従事された時圖を作つて左の如く記した。

西大寺藏大内裏坪割及資財帳と照しみるに、平城京大内裏敷地は、「拾芥抄」の平安宮大内裏敷地圖といさゝか替ることなし。

されど宮城の坪は、「拾芥抄」の平安宮々城は南北十町東西八町あり。平城宮々城の敷地形を見るに方八町あり。但たしかに證とするに書なし。西大寺坪割圖は大内裏坪割にて宮城をわきて圖することなし、唯宮城によりたる地名と地勢とをみて言而已。

とあるから、『拾芥抄』を手引として、西大寺藏の古圖や同寺資財帳にある坪の名或は東大寺要録水田章などの坪付から判定して大内裏圖を復原したのであつたが、關野博士に至つて大内裏の考證に併せてその周圍の京東、京北、京南の條里と今日の地形圖に残つてゐる溝沝經涂との關係、又は古文書の坪割と現存の地名との關係を明にし、さては額安寺班田圖を用ひて、之を現在の地形圖に照合され、北浦氏の誤を正して殆ど大和平野の條里を判讀されたのである。博士はその條里の中心を朱雀大路の延長せる所謂下つ道とし、その方位が子午線に對し、西方に凡千分の七即〇度二十四分傾くことを注意された。

大化革新の際班田制を布かれしとき準用せし方位にて恐らくは當時磁針の方向によりて定めしものならん。去明治二十八年調

査の奈良に於ける磁針の傾きは西方へ四度二十七分六也。下略

と論じ、京城經略前の班田制なるものの存在を斷定されたのであつた。

同博士の京城考證の精密なるは、近時知友上田三平氏が、大極殿址に於て古宮殿廻廊の雨落到敷かれてゐた敷石の列を發掘した時に、同博士の復原圖に負ふ所が多かつたことによつても證明されたのである。

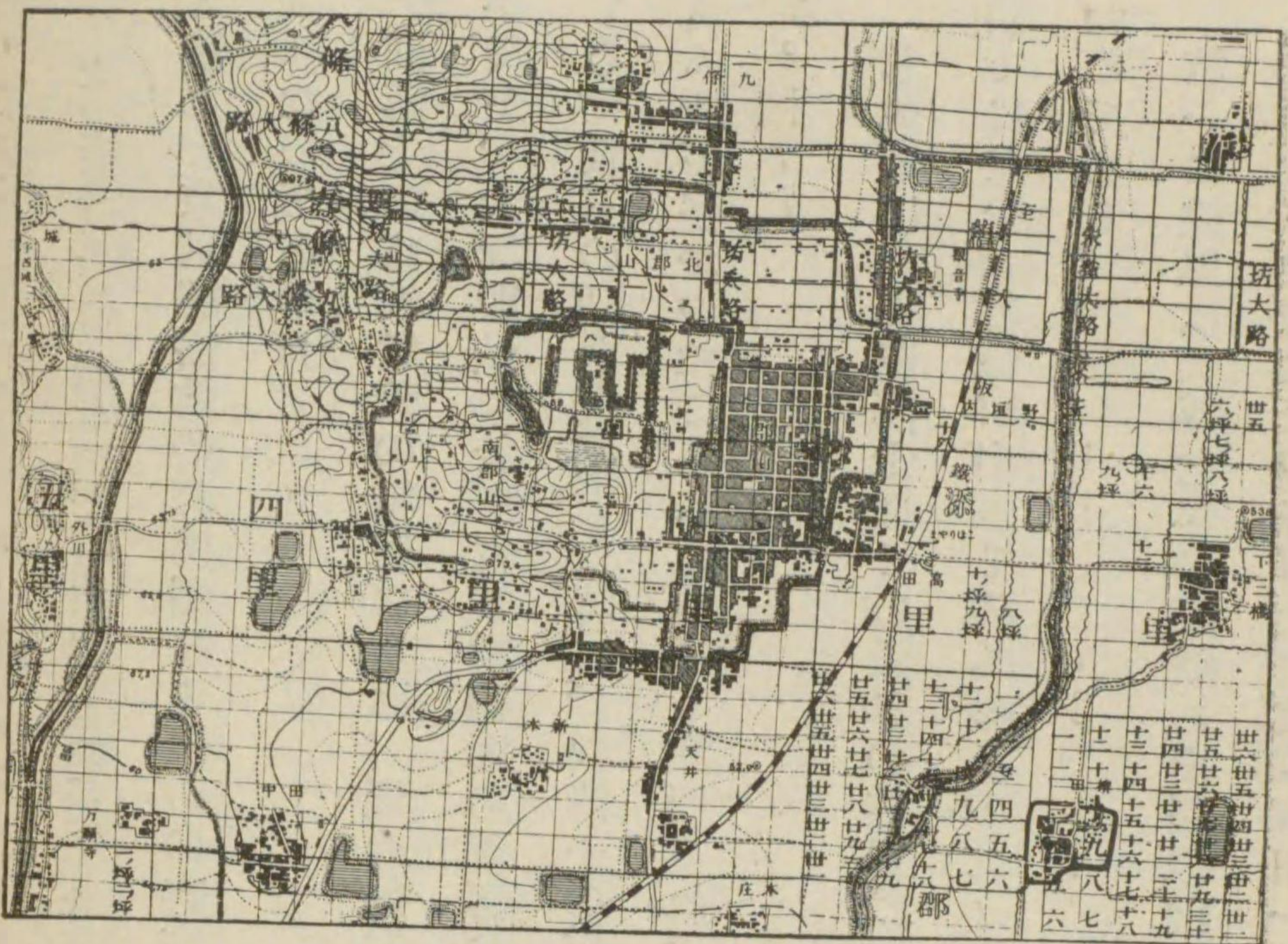
しかるに、喜田博士はこの大和の條里は、大化の制ではない。都城が出来てのものだと論じられたのである。

第一に條里は天平七年の讚岐の田圖以前にあつた確證がない、第二に關野博士は京東班田一條の起點

第三十五圖 平京城大内裏址  
(廻廊雨落石の發掘狀況)







第三十六圖 大和國條里班田の圖  
 圖上方に於て平城京右西の南端を見るとき、圖中の間に郡山城と  
 右下方に於て東路及西路の里讀の差を異るべし。注意すべし。

は京城の北一條大路と同一東西線上にあり、而るに京北班田の南端は之より一町北の處にあり又京南班田は添上添下兩郡各條互に一町づゝ齟齬あり、これらの點を總合して推想すると班田區畫は京城經略後に新に造つたものでなく、既に其前にあつた者だと論じられたのに對して、喜田博士は關野博士の京北條里は讀み誤りである。路東路西の條里の一町の差はあるが、これは額安寺の坪割を見ると、額田部丘陵地のために讀み違へたのである。蓋し條里は恐らく奈良の都が設定され、その都城の中の土地の數へ方が條坊町によるの便宜なるを見て、之を田舎に及ぼしたものであつて、和銅以後のものであらうと説かれた。文學士堀田璋左右氏も、遷都の

翌和銅四年九月の詔に、今宮垣未だ成らず、諸國役民勞<sub>ニ</sub>於造都<sub>一</sub>とある位だから、市區は數年の後出來たのであつて、序で條里を應用するに至つたとき、『出雲風土記』にも靈龜元年式によりて里を郷と改めたとあるのを見て、本居内遠翁が靈龜元年の説を唱へたこともあると説かれた。しかしこれは前記の『觀世音寺文書』を見ないで、云はれた事であつた(史學雜誌第十二卷、條里の制)。喜田博士は更に京内の條坊は令の五尺三百歩一里四方を單位にしてゐるのに不拘、條里の方は和銅六年尺度の改定が出來た時、その新尺で一里は三百六十歩となつた。六町の單位をとつて之を六六三十六等分にしてゐる。故に大和の條里は決して大化に始まつたものでない。新制度に改定の尺の一里を基本としてゐるから、和銅以後の制であると。これは予が親しく教をうけた要點であり、『神戸市史』の中にも同様の記事がある。魯鈍の性であるから聞き誤りがあるかもしれぬ。従つて文責が恩師にないことは明である。この點恩師の寛恕を仰ぎたい。

いかにも博士の議論は傾聽せねばならぬのであるが、この最後の「和銅六年以後の改定の尺で、一里三百六十歩になつたものである。以前の尺ならば、三百六十歩であるかどうかからぬ？」といふことはいかゞかと考へる。

令以前否和銅六年以前から、我國の田地のはかり方には大體に變化がない。勿論地方的に大間小間



などいふはかり方があり得たかもしれぬが、それも古法に則したものであつた。故に令前の五百代といふ地積が令にも影響して、一町が六十間になつたのである。(これは予の發明でない、先人の言である) 故に博士の如く和銅六年の尺度改定を以て、畫期的のものに考へることは、實は予の「里程考」や「地割考」の否定となるので、直ちにその説に従ふことが出来ない。

勿論京北條里の讀方の如く、明に平城京が出来た後、之に最も近い坪を一條一里の一としてよむが如き例もあるから、京東、京南いづれも平城京奠都以後の讀方であるかもしれない。もし關野博士の京北條里が讀み違へであり、路西條里の一町の差が額田部の丘陵のために讀み違へられたものであるといふ喜田博士の説が正しいとすれば、どこまでも喜田博士の説は強いと見てよい。

しかし大化二年秋八月の詔や、後章述ぶる通り下つ道の存在したことなどから考へると田圖の制定や縦横の界畫が、奠都以前にあつたと考へる事も亦あまりに不當な想像ではない。條里の土木事業は誠に技巧を要する。その遺跡を見ても明かなやうに、いかにも正しく作り得た當時の技術者を見ながら額安寺の坪數が小さい丘陵のために一町讀み違へられたといふのはあまりに當時を輕視しすぎるではなからうか。多くの圖籍が現在の地形に適合し、平城京の坪割は勿論のこと、大和平野の條里がいかにも正確に現在の地形實測に合するその技倆は、決して一朝一夕の所産ではない。蓋し難波の都

城、もしくは藤原京などを過去につくつた民人である。従つて大和の條里を單に尺の制定といふ史料によつて直ちに奠都以後だと主張するのはいかゞであらうか。正倉院の古文書には大寶二年御野國味蜂間郡春部里、本巢郡栗栖太里、肩縣郡肩々里、各牟郡中里、山方郡三井田里、加毛郡半布里の戶籍や筑前島郡川邊里などの戶籍がある。令前里の稱が公布されてゐたことは當然であるが、松本愛重氏の説明によるとこの戶籍には、直、勤、從などいふ天武制定の位階が書いてある(史學雜誌第十二編第十一號) 古い位階と新しい位階とを并記してゐるので、新古移りかはりの實際がわかるといつてゐられる位で、戶籍、田籍、圖籍などいふものは令以前に出来てゐたものと考へてよいらしい。故に美濃の北方圖幅(二萬分一)を見て條里の跡を發見した時、さうした大寶二年の戶籍を思ひ合して、この美濃の條里でさへ、和銅六年以後の條里だと斷定するのいかゞであらうかを考へさすと思はれる。さうした種々の理由からみて、予は奈良の條里の地割は奠都以前からのものであらうと考へる。一里六町は決して和銅以後のものではないのであるから、ここでも一度「里程考」を繰りかへして考へてみる。

令制では一里程の長さは五町であつた。令の以後は天平時代の多賀城碑の里數又は式の里數は五町一里であるが、不思議に田地の方は、令前に代の法が廣布したため、その一代は高麗尺の六尺を一歩



(七尺二寸)とし、その五倍の三十六尺を一辺とした五坪の面積であつた。即、その五歩の平方を五代。五十歩の平方を五百代といふ制度が出来た爲に、大化の詔に改めて、凡田長卅歩廣十二歩を段となすといふことになつた。これはもとの十歩(高麗尺六尺の十歩七十二尺)を十二歩、もとの二十五歩(百八十尺)を卅歩に換算することであつた。そこでもとの五十代が一段、もとの五百代が一町といふことになり、一町は三千六百坪、一段は三百六十歩といふことに變つた。爾後白雉、大寶、慶雲、和銅と四回の改定を見ただけでも、舊習弊に改めがたく結局一町は三千六百坪、長さで云へば一町六十間といふ田制の習慣が出来たのである。

故に田の一町六十間といふことは必しも和銅の新定でない。いかにも大寶令では一里は五尺(大尺)三百歩であるが、和銅六年尺を改めても曲六尺の三百歩となるのみで *lineal measurement* の一里百八十丈には些の變化がない。しかも田籍に於てのみ六町一里といふ習慣が出来たのは、大化改新の際田長卅歩廣十二歩、即三百六十歩一段といふことを代の法から割り出した結果であつて、其六々三十六から、やがて六六三十六町一里といふ面積が出来たのである。和銅にもし六町一里と改めたとすれば、『延喜式』の日程や里數が五町一里に合するわけではない筈である。この事は阿部愿氏が史學雜誌第十二編第二號所載の「里程考」にも論じて居る通りである。伊藤東涯の『制度通』にもこの事を明にして、「凡

百歩爲一里と云は路程の法なり、三十六町爲一里と云は田地のつもりなり」と斷じたのである。故にこの點から喜田博士の説は直ちに首肯が出来ぬ。

予の考ふる所によれば、五尺三百歩の一里は、箕子の井田にも用ひられてゐる所の高麗法であるが、翻つて地割の方から考へると、令以前の日本の古い時代には、高麗尺の六尺三百歩の一里といふものが用ひられてゐたのである。これは予の想像ではない、慶州や大阪の地割に於て後章論述する通りの事實がある。古い代田の法から推せば疑ふべからざるものである。蓋しこの古い六尺の三百歩の長は、一步七尺二寸であるから、丁度二百十六丈の一里となる。これ實に大化以後の六尺三百六十歩に等しい六町一里の長さなのである。

大寶令は唐制の形式を眞似て五尺三百歩を里としたけれども、日本では古い高麗尺六尺の三百歩が一里であつたゝめに、里程の長さと、田籍とに差を生ずるの止を得ざる結果になり、その六町一里が遂には令の五町一里を退けて、今日の三十六町一里の制に轉せしめたのではないか。

茲に於てか大和の條里、否近畿から中國四國九州の條里の區畫單位たる六町一里なるものゝ基く所は、令以前の古法だとすれば、従つて之を以て和銅以後のものとして斷定するのはいかゞかと考へる。勿論之を以て大化改新の以後だとも斷定することは出来ない。しかし大化二年秋八月には國圖制定の令



があるのであるから、之を目安にとりそれがいちやく大和に實行されたとすれば、恐らくこの際この區畫整理なるものが出來讀方なども定まつたとみてよいではなからうか。喜田博士は又、藤原京は平城京の手本になつた都城である、然るにその藤原京の條坊は全く條里に破られてゐる。故に條里はどうしても和銅以後のものだと云つてゐられるのである。思ふに藤原京の條坊は朱鳥八年の遷都の時である。恐らく一里三百歩であつたに違ひないが、しかしそれが高麗尺であつて、古い田地の代に一致してゐたかもしれないのであるから、之を以て破られたとは斷言が出來ぬのではなからうか。古い時代の土地區畫は高麗尺での六尺一步を基礎にとつてゐる。決して新しい令の五尺の一步をとつてゐない。故に古い大阪などには古い地割がある。城坊は必ず五町一里であると決定はできぬと考へるがいかがであらうか。

何れにしても天平時代の奈良にかうした條里が出來、その國その郡によつて、條里と村名とが公定されてゐたのである。この公定のこととは、やはり『出雲風土記』に、

其郷名字者、被<sub>三</sub>神龜三年民部省口宣改<sub>レ</sub>之

とあるによつても立證せらるゝ。天平以前地方行政の割合に行届いてゐた證左にもなるではないか。蓋し、水田地の多い我國であるから、一旦かやうに古く町の長さがきまると、後世一片の法令で一里

の長さを變じたとして移らないところに、大化以前からの田野の代の姿を想見しうると考へる。平城の都に朱雀大路をつくり、其後に之を國中に延長して後、改めて坪讀を作つたと考へるに及ばぬのはその下つ道なるものが古く聖德太子の作られた道であるといふことが『聖德太子傳曆』にあるので證される。勿論この本は信用ができぬとしても、日本紀の壬申亂に、大和の國での戦争の記事がある。「則分軍各當上中下道而屯之」とある。『通釋』にはこの上道は三輪奈良間の道であり、中津道は城下郡藏堂村より北への街道、下つ道は八木より北への街道で二階堂村に至り中つ道に合してすと奈良及郡山に通ずるものとあるから、實に大和平野の中央街道である。してみるとこれは、奈良朝以前に出來たものである。蓋し和銅三年の奠都は、實はこの街道の北端奈良山の丘陵地を北に負ひ、添上郡の條里第一條を起點として構成されたものであるから、條里によつて出來たものと見ても差支へがない。但しこの時の宮城築造に際して、舊制を改め新令に従ひ、五尺三百歩を用ひられたのである。しかもその五尺は令前の高麗尺であつたから、彼土の一里に比して幾分長い一里ではあつたけれども、六尺三百歩のも一つ古い制度よりは短かくなつた。かくて自から條坊と條里の差を示めずに至つたのではなからうか。但しこの平城京の尺が九寸七分五厘、條里の尺が曲一尺であるといふことは喜田博士が、關野博士の九寸八分説に對して、最も有力に主張された主要點であるが、予の類尺説から見ればそれはあり



うべきことであつた、曲尺よりも二分や二分五厘の差のある類尺は、慥かに共存してゐたのである。たゞこゝで問題になるのは藤原京の都制だと考へられる處の、遷都以前に制定された『大寶令』職員令には、左右京職の坊令各十二人とあるのに、平城京はその後に出來て九條である。戸令を見ると、明に「凡京は坊ことに長一人を置き、四坊に令一人を置く」とある。四坊は一條であるから平城京の坊令は各九人でよい、しかるに令には十二人とある。これに關し『令集解』も認めて京に十二條あるべきを記してゐる。すればこれ實に藤原京の制度である。従つて藤原京は東西に各十二條の大路があり、左右兩京に各四十八坊合計九十六坊あつたのであるといふ議論である。

果してどうであらうか。『萬葉集』卷一にある藤原京御井歌は、この都の位地を決定するもので、其大宮地は畝傍香久耳成三山の間の平地であるとは喜田博士の主張である。(「帝都」參照)さてその歌には、

日本乃青香具山者 ヒノタケ 日經乃大御門  
 畝火之此美豆山者 ヒノコ 日緯乃大御門  
 耳無之青菅山者 ソトモ 背友乃大御門  
 名細吉野乃山者 カサモ 影友乃大御門

とある。『萬葉集新考』の著者は、之に註して曰く、

さて大宮には東西南北の四門あるべく今は東門に香具山西門に畝火山北門に耳無山、南門に吉野山を配したるにやと思ふに、

日の經は東西なれば東門を日ノタテノ大御門ともいふべけれど、日緯は南北なれば、西門を日ノヨコノ大御門とはいふべからず、古義には枉げて然いへるありと云へれど、もし對辭を以て云はむとならば、朝日さす大御門、夕日てる大御門などいふべきを正しく日の經に向へるを日ノヨコノ大御門といふべむや。之によりて思ふに、四門東西南北の方位を正して設けしにはあらで、四山特に三山を見るやうに設けしにて、畝火山は大宮の西南に當れば、それに向へる門は西南に向はしめしならん。西南門ならば少し枉げて日ノヨコノ大御門ともいふべき也。

とある。いかにも最もらしい、必しも無下に聞捨ててならぬと思ふ。『日本紀』持統天皇朱鳥七年八月藤原宮地に幸したまひ、同八年にも行幸になり、その十二月に遷居とある。『和州舊跡幽考』や『續日本紀考證』などいづれも『氏族略記』をひいて、藤原宮は高市郡鷺栖坂の北と記してゐる。今日も鷺栖神社が白檀村大字四分にあるから、それから考へると、この藤原宮地は、鴨公村高殿(鴨事代主神鎮座の地)から醍醐、飛驒(對岸木殿)へかけた平地で、古い飛鳥の大宮所から北方の郊原にあたる。もしさうだとすれば畝傍山は西南になり、耳無は北、香久山は東、吉野山は「雲居にぞ遠くありける」といふ歌詞に合するのである。

従つて喜田博士のいはるゝ三山の中心をこの鴨公村高殿附近とみてもよろしいのであるが、この際三山を東、北、西、の三門の義に取るならば位置が鴨公村よりも西に移り藤原京は餘程面積が廣くなる。或は條坊の九十六も整つた地を想像してもよいと見らるゝ、併し畝火山を西南に見るとすればど